

第4期 川崎市ホームレス自立支援実施計画 (平成31(2019)~35(2023)年度)

平成31(2019)年3月



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

目次

第1章 計画の趣旨・位置付け

1	計画の趣旨・期間	1
(1)	計画の趣旨	1
(2)	計画の策定方針	1
(3)	計画期間	1
(4)	計画の位置付け	1
2	ホームレス自立支援施策の経過	2
(1)	国における取組	2
(2)	本市における取組	3

第2章 ホームレスを取り巻く現状と課題

1	ホームレスの現状	5
(1)	全国の状況	5
ア	自治体別の人数の推移	5
イ	起居場所別の人数（概数）の推移	6
(2)	本市の状況	7
ア	人数等の推移	7
イ	生活の実態と状況の変化	8
2	これまでの具体的な取組	17
(1)	第3期計画策定までの経過	17
ア	緊急援護施策の実施	17
イ	「緊急援護」から「自立支援」へ	18
ウ	自立支援施策の拡充	19
(2)	第3期計画期間における具体的な取組の実施状況並びに評価及び課題	21
ア	ホームレス自立支援事業	21
イ	関係機関との連携による個別分野の取組	39

第3章 第4期川崎市ホームレス自立支援実施計画

1	計画の基本的な考え方	44
(1)	基本目標	44
ア	施策推進にあたっての考え方	45
2	各課題に対する具体的な取組	49
(1)	ホームレス自立支援事業	49
ア	巡回相談事業	49

イ 生活困窮者・ホームレス自立支援センター事業	5 0
ウ アフターケア事業	5 2
エ 越年対策事業	5 3
オ 衛生改善事業	5 3
カ ホームレス調査	5 3
(2) 関係機関との連携による取組	5 4
ア 就業の機会の確保に関する取組	5 4
イ 安定した居住の場所の確保に関する取組	5 4
ウ 保健及び医療の確保に関する取組	5 5
エ 生活に関する相談及び指導に関する取組	5 6
オ ホームレスとなることを余儀なくされるおそれがある人への支援に関する取組	5 6
カ 人権擁護に関する取組	5 7
キ 地域における生活環境の改善に関する取組	5 7
ク ホームレスの自立の支援を行う民間団体との連携に関する取組	5 8

第4章 ホームレス自立支援施策の推進体制

1 川崎市ホームレス自立支援施策推進市民懇談会	5 9
(1) 市民協議会の設置	5 9
(2) 「協議会」から「懇談会」への見直し	5 9
2 進行管理、庁内及び関係機関との連携	6 0

資料編

用語説明	1
本市自立支援施策について（取組とトータルサポートの関連表）	4
関係法令	
1 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法	5
2 ホームレスの自立の支援等に関する基本方針	9
3 生活困窮者自立支援法	29
4 川崎市ホームレス自立支援施策推進市民懇談会開催運営等要綱	36
川崎市ホームレス自立支援施策推進市民懇談会委員名簿	39
（参考）川崎市ホームレス自立支援施策の流れ	40

第1章 計画の趣旨・位置付け

1 計画の趣旨・期間

(1) 計画の趣旨

○川崎市ホームレス自立支援実施計画は、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第9条に基づき、同法に規定する「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）及び県の実施計画に即して策定する計画です。

○当「第4期川崎市ホームレス自立支援実施計画」（以下「第4期計画」という。）は「第3期川崎市ホームレス自立支援実施計画」（以下「第3期計画」という。）の期間満了に伴い、所要の修正を行うことで、市のホームレスの実情に応じた施策を推進し、ホームレスに関する諸問題の解決を図ることを目的に策定します。

○この計画における対象者は特別措置法第2条に規定する「ホームレス」¹（都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者）及びホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者とします。

(2) 計画の策定方針

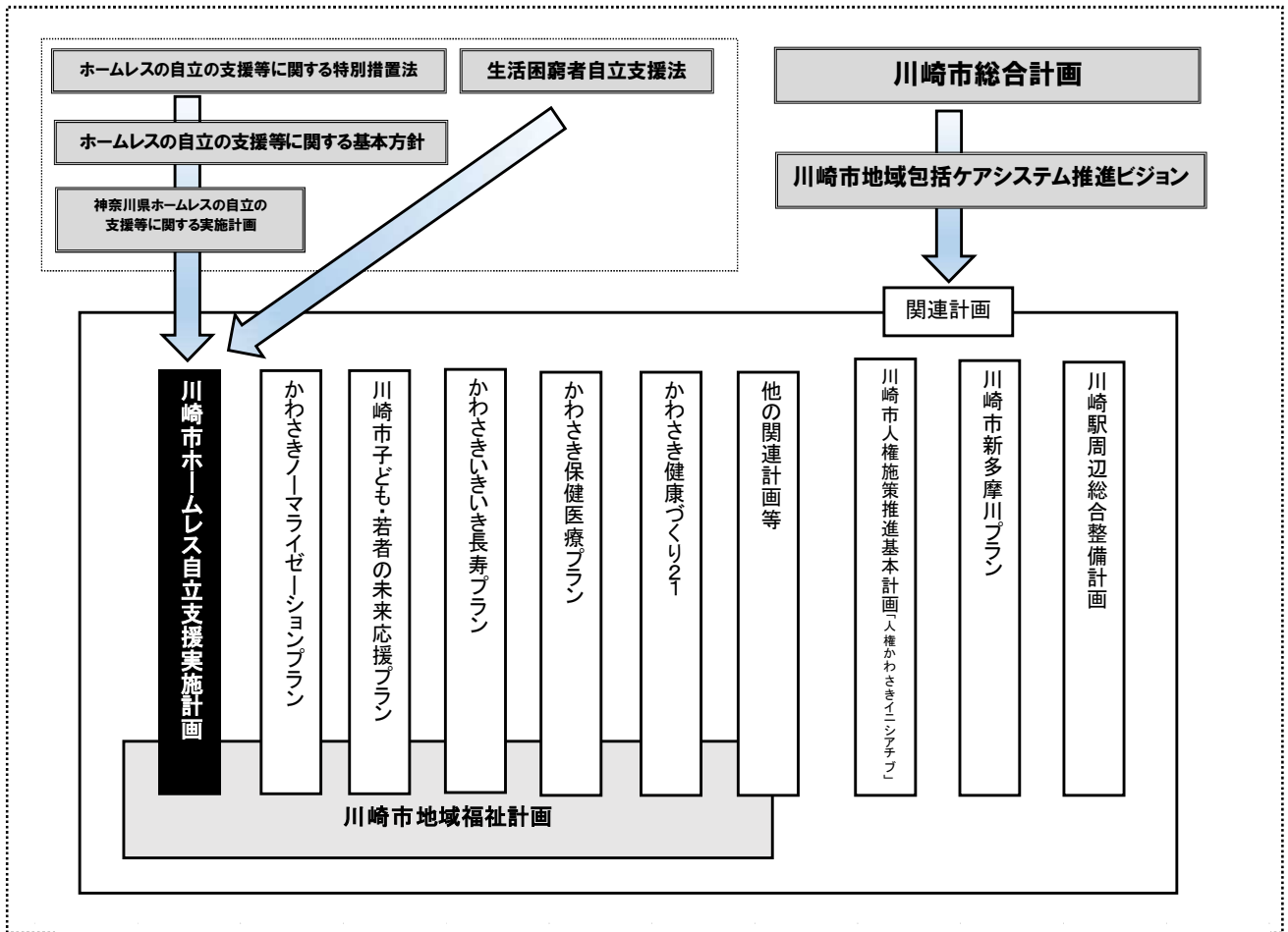
○第4期計画の策定にあたっては、国の基本方針に示されているホームレスの現状、基本的な考え方及び取組方針等と併せ、「ホームレスの実態に関する全国調査」の結果や第3期計画期間中に実施した事業の評価・課題を踏まえて内容を構成するとともに、川崎市ホームレス自立支援施策推進市民懇談会（以下「市民懇談会」という。）における委員の御意見等を参考としました。

(3) 計画期間

○第4期計画の計画期間は、平成31（2019）年度から平成35（2023）年度までの5年間とします。ただし、この期間内においても、「特別措置法」、「基本方針」、「県計画」、「生活困窮者自立支援法（以下「困窮者支援法」という。）」等に変更があった場合や事業遂行上の必要により、計画を見直すことがあります。

(4) 計画の位置付け

○本計画は、川崎市総合計画及び「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を上位概念として、「川崎市地域福祉計画」やその他の計画とも関連付けがなされており、関係部署が連携して取組を進める体制としています。



2 ホームレス自立支援施策の経過

(1) 国における取組

○国におけるホームレスの自立の支援等に関する施策の推進は、平成 14 (2002) 年 8 月 7 日に 10 年の時限立法として特別措置法が施行されたことにより開始されました。特別措置法は、ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標を明示するとともに、国及び地方公共団体の責務として、当該目標に関する総合的又は地方の実情に応じた施策の策定及び実施を規定しており、平成 24 (2012) 年 8 月に有効期限が 5 年間延長された後、平成 29 (2017) 年 8 月に 10 年間の再延長が決定されました (有効期限：平成 39 (2027) 年 8 月 6 日)。

○また、国は特別措置法に基づき「ホームレスの実態に関する全国調査」としてホームレスの概数調査 (年 1 回) 及び生活実態調査 (おおむね 5 年に 1 回) を実施しており、これらの結果を踏まえ、平成 15 (2003) 年 7 月、平成 20 (2008) 年 7 月、平成 25 (2013) 年 7 月及び平成 30 (2018) 年 7 月に、それぞれ期間を 5 年間とする基本

方針を策定しました。

○平成 27 (2015) 年 4 月には、困窮者支援法の施行により、生活保護受給に至る前の自立支援策の強化が図られました。同法はホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある人を含め、広く生活困窮者に対して包括的かつ早期の支援を提供することをその旨としていることから、平成 27 (2015) 年度以降、ホームレス自立支援施策のうち福祉の観点から実施している事業については、特別措置法の趣旨・理念を踏まえつつ、困窮者支援法に基づき実施することになっています。

(2) 本市における取組

○本市は、東京と横浜に挟まれる位置にあり、古くから宿場町・工業都市として発展してきました。一方で、その発展を支えてきた日雇労働者の一部は、景気に左右されながら次第に野宿生活を強いられ、ホームレス問題として顕在化することになりました。

○このような中、市では昭和46 (1971) 年9月に「川崎市明るいまちづくり対策協議会」を設置し、行政と民間が一体となってホームレスに対する保護や就労支援を進める体制を作りました。また、バブル経済崩壊後の長引く景気の低迷により、大都市を中心にホームレスが増加し社会問題となりはじめたことから、平成6 (1994) 年度以降は、食糧品支給事業や越年対策事業などの緊急援護策を講じて対応を行いました。

○平成14 (2002) 年に国の取組が開始されてからは、特別措置法に基づき、平成16 (2004) 年10月に「川崎市ホームレス自立支援実施計画 (以下「第1期計画」という。)」を策定し、緊急援護から自立支援へ施策の転換を行うとともに、平成21 (2009) 年3月には「第2期川崎市ホームレス自立支援実施計画 (以下「第2期計画」という。)」を策定し、生活づくり支援のさらなる推進を図りました。また、平成26 (2014) 年3月に策定した「第3期計画」では、「ホームレスが自らの意思で安定した生活を営めるようになること」を基本目標に掲げ、市の実情に応じた施策を展開し、総合的な自立支援の推進に取り組んできました。

計画等	年度	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31	平成32	平成33	平成34	平成35
		2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
国	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法											延長					延長						
	ホームレスの自立の支援等に関する基本方針																						
	ホームレスの実態に関する全国調査(概数調査)	○																					
	ホームレスの実態に関する全国調査(生活実態調査)	○																					
	生活困窮者自立支援法																						
県	実施計画																						
	本市実施計画(本計画)																						
市	市総合計画(川崎再生フロンティアプラン、川崎市総合計画)																						
	地域福祉計画																						
	その他計画	川崎市人権施策推進基本計画、川崎市新多摩川プラン、川崎駅周辺総合整備計画…等																					

第2章 ホームレスの現状とこれまでの具体的な取組

1 ホームレスの現状

(1) 全国の状況

平成15(2003)年1月、国は全国におけるホームレス数及び生活実態を把握するため、すべての市区町村を対象に最初の「ホームレスの実態に関する全国調査(概数調査・生活実態調査)」(以下「平成15年調査」という。)を実施しました。

その後、平成19(2007)年1月に第2回(以下「平成19年調査」という。)、平成24(2012)年1月に第3回(以下「平成24年調査」という。)、さらに平成28(2016)年10月には、4回目の生活実態調査(以下「平成28年調査」という。)を実施し、ホームレスの生活実態やその変化を分析しました。最新の平成28年調査で確認された傾向は、次の通りです。

- ホームレスの高齢化や路上(野宿)生活期間の長期化がより一層顕著になっている。
- 路上(野宿)生活を脱却した後、再び路上(野宿)生活に戻ってしまうホームレスが存在する。
- 若年層については終夜営業の店舗等、屋根のある場所との行き来の中で、路上(野宿)生活期間が短期間になりやすい。

また、国は、平成19(2007)年以降、毎年、概数調査を実施し、全国のホームレスの人数を集計しています。概数調査におけるホームレスの人数の推移は、次の通りです。

ア 自治体別の人数の推移

〔表1〕は、全国及びホームレス数の多い自治体別の人数の推移を表しています。

ホームレス数については、特別措置法の施行以降、全国的に減少傾向にあり、直近5年間では、東京都23区と政令指定都市を合わせた人数について、5,624人(平成26年概数調査)から3,764人(平成30年概数調査)に減少しました。また、ホームレスが確認された自治体数についても、357自治体(平成26年概数調査)から300自治体(平成30年概数調査)に減少しています。

〔表1〕概数調査による主な自治体別のホームレス人数の推移

都市	年	平成15年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	増減率 (平成26⇒30年)
		(2003年)	(2014年)	(2015年)	(2016年)	(2017年)	(2018年)	
全国合計		25,296人	7,508人	6,541人	6,235人	5,534人	4,977人	△33.7%
東京都23区・政令市合計	東京都23区・政令市合計	18,167人	5,624人	4,953人	4,761人	4,223人	3,764人	△33.1%
	大阪市	6,603人	1,725人	1,527人	1,497人	1,208人	1,023人	△40.7%
	東京都23区	5,927人	1,581人	1,336人	1,319人	1,246人	1,126人	△28.8%
	横浜市	470人	580人	548人	536人	531人	477人	△17.8%
	川崎市	829人(※)	490人	439人	383人	341人	300人	△38.8%
	名古屋市	1,788人	264人	273人	211人	182人	167人	△36.7%
	その他政令市	3,379人	984人	830人	815人	715人	671人	△31.8%
その他		7,129人	1,884人	1,588人	1,474人	1,311人	1,213人	△35.6%

(※) 平成15(2003)年1月実施の「ホームレスの実態に関する全国調査」によるホームレス数

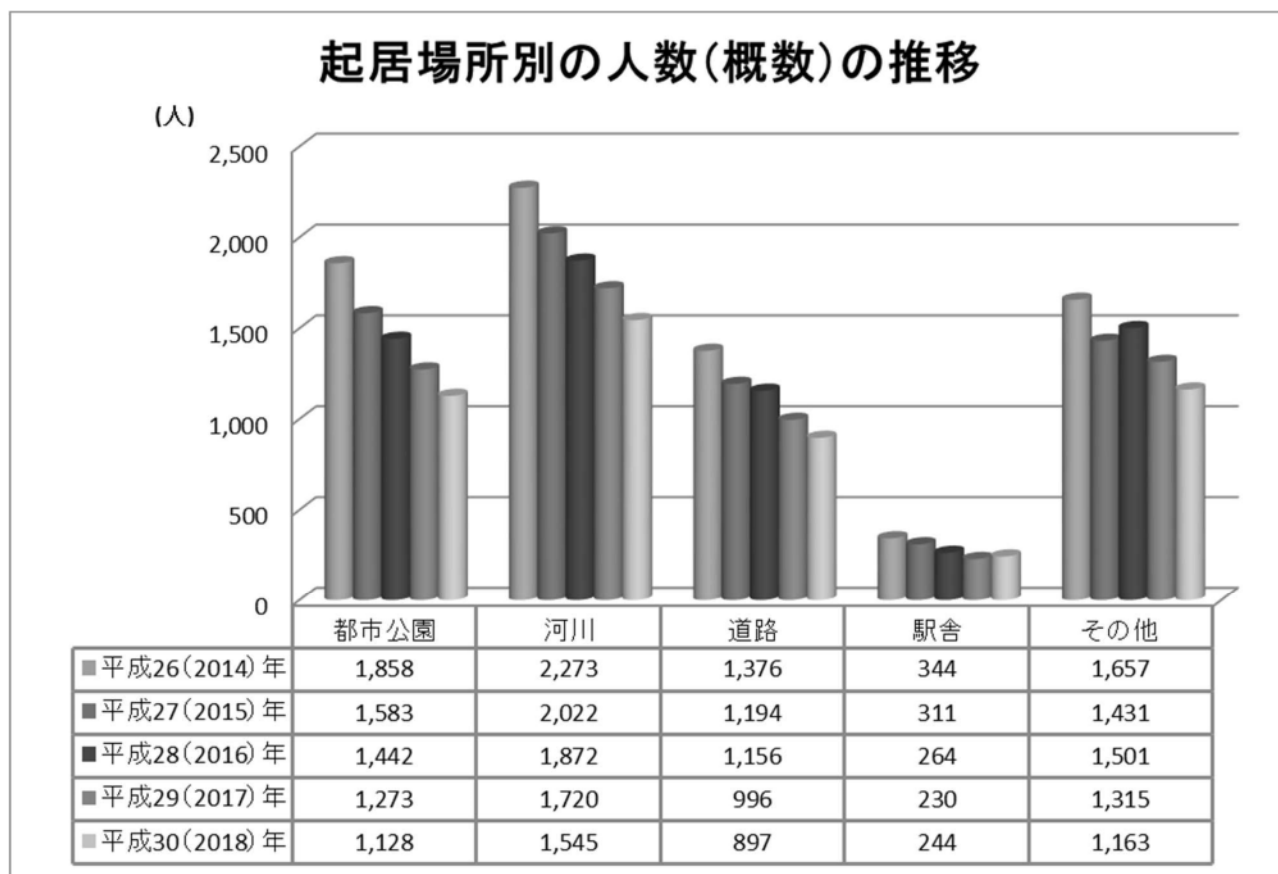
イ 起居場所別の人数(概数)の推移

〔表2〕のとおり、平成26(2014)年から平成30(2018)年にかけて、いずれの場所においてもおおむね減少しています。

なお、深夜の時間帯に調査をしていない自治体があり特に駅舎やその他施設については、実数を把握しきれない状況があります。

〔表2〕起居場所別の人数(概数)の推移と比較(全国)

(単位:人)



(2) 本市の状況

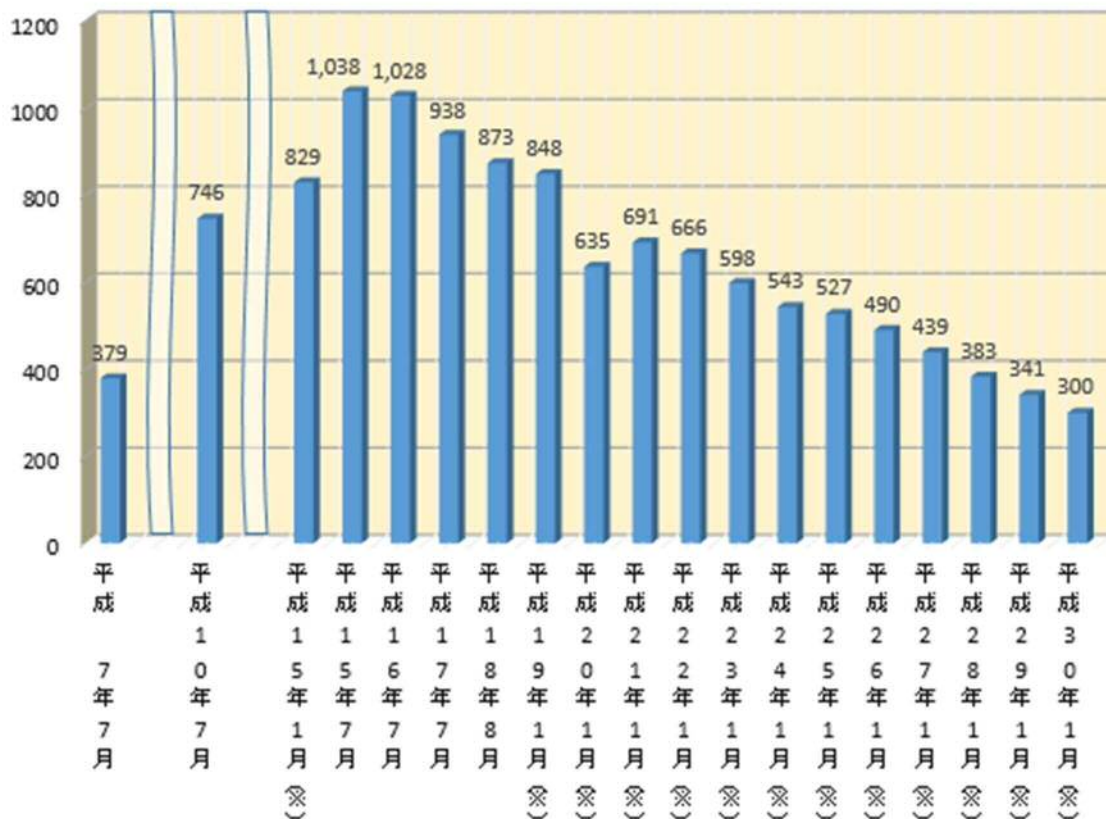
ア 人数等の推移

本市では、平成7（1995）年度から、より効果的な自立支援を行うことを目的として独自に概数調査を実施してきました。

下のグラフに示すとおり、市内のホームレス数は、長引く不況の影響を受け、平成15（2003）年7月には過去最大の1,038人となりましたが、その後減少に転じ、平成30（2018）年1月の調査では300人と、ピーク時の1/3以下まで減少しています。

なお、平成26（2014）年から30（2018）年にかけての減少率（38.8%）は、〔表1〕のとおり、全国や東京都23区・政令市合計を上回る水準となっており、市の自立支援施策がホームレスの着実な自立²に一定程度効果を上げているものと考えられます。

〔表3〕市内のホームレス人数の推移



(※) 「ホームレスの実態に関する全国調査」として実施したもので、平成15（2003）年1月、平成19（2007）年1月、平成24（2012）年1月に関しては、「生活実態調査」と併せて実施しています。

なお、(※) 印のついていない年月については、市が独自に実施した調査によるものです。また、平成15（2003）年1月以降の調査では対象地域を「川崎区及び幸区の一部」から「全区」に拡大しています。

次に、本市におけるホームレスの分布状況についてですが、平成30年概数調査によると、表4のとおり、約半数が川崎区に集中するとともに、川崎区、幸区、中原区の3区で全体の約80%を占めている状況です。また、起居場所としては全国と比べ河川の割合が高いのが特徴（49.7%）となっており、多摩川河川敷に未だ多くのホームレスが起居していることが確認されています。

〔表 4〕 ホームレスの市内分布（平成 30 年概数調査）

（単位：人）

区 別	性別				定着型 ※1				移動型 ※2		
	男	女	不明	合計	小屋	テント	その他	合計	ダンボール	その他	合計
川崎区	141	3	2	146	44	9	5	58	61	27	88
幸 区	31	1	5	37	21	8	0	29	2	6	8
中原区	55	5	0	60	28	8	0	36	7	17	24
高津区	27	0	2	29	10	11	0	21	0	8	8
宮前区	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1
多摩区	22	1	1	24	9	6	0	15	0	9	9
麻生区	2	1	0	3	1	0	0	1	0	2	2
合 計	279	11	10	300	113	42	5	160	70	70	140
起居場所別	河川		都市公園		道路		駅舎		その他施設		
300(100%)	149(49.7%)		47(15.7%)		58(19.3%)		10(3.3%)		36(12.0%)		

※1…定着型：河川敷や公園等に小屋やテントを作り、一定の場所で寝泊りをしている者。

※2…移動型：夜間は駅舎や公共施設の軒下等で寝泊りしており、決まった構造物を持たない者。

イ 生活の実態と状況の変化

平成28年調査の結果、明らかになった市内のホームレスの生活実態と状況の変化は次のとおりです。

（ア）年齢分布〔表 5〕

- 市内のホームレスの平均年齢は 62.3 歳であり調査の回ごとに上昇しています。
- 年齢階層別では「60 歳～69 歳」が最も多く、全体の 47.5%を占めています。
- 60 歳未満の割合はいずれの階層でも前回調査（平成 24 年調査）から減少する一方、60 歳以上の割合（合計）が大幅に増加しており（57.3%→72.4%）、高齢化が一層顕著になっています。
- 全国集計との比較においても 70 歳以上の割合の高さが目立っています（全国：19.7%、市：24.9%）。

〔表 5〕 年齢分布

年齢階層	平成19年調査		平成24年調査		平成28年調査		〔参考〕平成28年調査(全国)	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
40歳未満	8	7.2%	8	6.6%	4	2.8%	48	3.4%
40歳～49歳	8	7.2%	15	12.3%	15	10.6%	127	8.9%
50歳～59歳	50	45.1%	29	23.8%	20	14.2%	313	22.0%
60歳～69歳	37	33.3%	49	40.1%	67	47.5%	655	46.0%
70歳以上	8	7.2%	21	17.2%	35	24.9%	281	19.7%
回答者数合計	111	100.0%	122	100.0%	141	100.0%	1424	100.0%
平均年齢	58.5歳		59.4歳		62.3歳		61.5歳	

(イ) 生活状況

a 路上（野宿）生活の期間〔表6〕〔表7〕

- 〔表6〕今回の路上（野宿）生活をするようになってからの期間について、「5年～10年未満」の区分で前回調査から7.3ポイント増加（19.7%→27.0%）、また「10年以上」の区分でも微増が見られ、全体的に長期化の傾向がより強くなっています。
- 5年以上の区分の合計（65.3%）は全国（55.1%）との比較で約10ポイント高くなっています。これは、市内のホームレスの49.7%が河川敷に起居しており（平成30年概数調査）、その多くが小屋など比較的定住性の高い形態で生活していることも影響しているものと考えられます。
- 〔表7〕5年以上路上（野宿）生活をしている人の80.4%（74人/92人）は60歳を超えており、一定の固定層が長期間にわたって路上（野宿）生活を継続し、高齢化していることがうかがえます。

〔表6〕 今回の路上（野宿）生活をするようになってからの期間

期間	平成19年調査		平成24年調査		平成28年調査		平成28年調査(国)	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1か月未満	6	5.4%	12	9.8%	3	2.1%	99	7.0%
1～3か月未満	10	9.0%	2	1.6%	5	3.5%	72	5.1%
3か月～1年未満	12	10.8%	9	7.4%	9	6.4%	143	10.1%
1年～3年未満	13	11.7%	13	10.7%	18	12.8%	173	12.2%
3年～5年未満	29	26.1%	17	13.9%	14	9.9%	148	10.5%
5年～10年未満	27	24.3%	24	19.7%	38	27.0%	290	20.5%
10年以上	14	12.6%	45	36.9%	54	38.3%	490	34.6%
回答者数合計	111	100.0%	122	100.0%	141	100.0%	1,415	100.0%

〔表7〕 平成28年調査で「5年以上路上生活」と回答した人の年齢階層

	40歳未満	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上	合計
5年以上路上生活	1	7	10	49	24	1	92

60歳以上 74人

b 居住場所の移動〔表8〕

- 今回の路上（野宿）生活の間の居住場所については「ずっと路上（野宿）」と回答した人が最も多く（63.8%）、前回調査から8.9ポイント上昇しており、路上（野宿）生活が常態化・固定化している傾向がうかがえます。
- 一方、「自立支援センターに入っていたことがある」と回答した人も14.2%おり、市内のホームレスの一定割合は自立支援センターを利用した経験のあることが分かりますが、視点を変えれば、これらの人は自立支援センターでは自立を果

たせずに路上に戻った、または自立退所後に再び野宿に陥っていると考えられ、再野宿化の予防が課題となっています。

〔表 8〕 今回の路上（野宿）生活の間の居住場所

	平成24年調査		平成28年調査		平成28年調査(国)	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
ずっと路上(野宿)	67	54.9%	90	63.8%	906	64.0%
時々、簡易宿所・飯場・ホテル等	9	7.4%	4	2.8%	160	11.3%
入院していたことがある	4	3.3%	8	5.7%	64	4.5%
施設に入っていたことがある	0	0.0%	3	2.1%	82	5.8%
自立支援センターに入っていたことがある	17	13.9%	20	14.2%	48	3.4%
シェルターに入っていたことがある	8	6.6%	4	2.8%	52	3.7%
その他	15	12.3%	12	8.5%	103	7.3%
不明	2	1.6%	0	0.0%	0	0.0%
合計	122	100%	141	100%	1,415	100%

c 仕事と収入の状況〔表 9〕〔表 10〕

- 何らかの収入のある仕事をしている人の割合は全体の70%(69.5%)弱に昇り、全国の55.6%を大きく上回っています。
- 月の収入(平均)は約42,000円となっており、仕事の内容は、アルミ缶等の「廃品回収」(81.7%)が最も多く、建設日雇(11.5%)が続いています。

〔表 9〕 現在の仕事の状況

仕事	平成24年調査		平成28年調査		平成28年調査(国)	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
している	70	57.4%	98	69.5%	794	55.6%
していない	51	41.8%	43	30.5%	635	44.4%
不明	1	0.8%	0	0.0%	0	0.0%
回答者数合計	122	100.0%	141	100.0%	1,429	100.0%

〔表 10〕 平成28年調査で「現在仕事をしている」と回答した人の内訳(複数回答)

	建設日雇	廃品回収	運輸日雇	その他	合計
人数	12	85	0	7	104
割合	11.5%	81.7%	0.0%	6.7%	100.0%

d 路上(野宿)生活で困ること〔表 11〕

- 路上(野宿)生活で困っていることは「入浴・洗濯ができず清潔を保てない」

が最も多く（38.3%）、次いで「食べ物が不十分」（35.5%）、「雨・寒さがつらい」（29.8%）、「ホームレス以外の人からのいやがらせ」（27.7%）となっています。（複数回答）

〔表 11〕 路上（野宿）生活で困ること

期間	平成28年調査			平成28年調査(国)		
	人数	回答%	ケース%	人数	回答%	ケース%
食べ物が不十分	50	15.6%	35.5%	532	20.5%	37.8%
寝る場所の確保	25	7.8%	17.7%	232	8.9%	16.5%
雨・寒さがつらい	42	13.1%	29.8%	425	16.4%	30.2%
入浴・洗濯ができず清潔を保てない	54	16.9%	38.3%	433	16.7%	30.8%
ホームレス同士のいざこざ	10	3.1%	7.1%	65	2.5%	4.6%
ホームレス以外の人からの嫌がらせ	39	12.2%	27.7%	207	8.0%	14.7%
立ち退くように言われている	34	10.6%	24.1%	185	7.1%	13.2%
その他	66	20.6%	46.8%	518	19.9%	36.8%
有効回答数	320	100.0%		2,597	100.0%	
有効回答者数	141		227.0%	1,406		184.7%

(ウ) 路上（野宿）生活までのいきさつ

a 路上（野宿）生活前の仕事〔表 12〕

- 路上（野宿）生活直前の職業については、「建設・採掘従事者（大工、とび、土木工など）」（53.2%）が最も多く、次いで「生産工程従事者（プレス工、機械組立工、食品製造工など）」（12.8%）が続いており、前回調査や全国の状況と大きな差異は見られません。

〔表 12〕 路上（野宿）生活前の仕事

	平成24年調査		平成28年調査		平成28年調査(国)	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
管理的職業従事者	1	0.8%	2	1.4%	15	1.1%
専門的・技術的職業従事者	2	1.6%	2	1.4%	20	1.4%
事務従事者	0	0.0%	1	0.7%	24	1.7%
販売従事者	7	5.6%	3	2.1%	58	4.1%
サービス職業従事者	6	4.8%	7	5.0%	112	7.9%
保安職業従事者	5	4.0%	2	1.4%	33	2.3%
農林漁業従事者	1	0.8%	1	0.7%	16	1.1%
生産工程従事者	10	8.0%	18	12.8%	184	13.0%
輸送、機械運転従事者	7	5.6%	6	4.3%	57	4.0%
建設・採掘従事者	60	48.0%	75	53.2%	683	48.2%
運搬・清掃・包装等従事者	9	7.2%	10	7.1%	126	8.9%
その他	10	8.0%	11	7.8%	58	4.1%
職業なし	7	5.6%	3	2.1%	30	2.1%
回答総数	125	100.0%	141	100.0%	1,416	100.0%

b 仕事の従業上の地位〔表 13〕

- 仕事をしてきた時の立場は「経営者・会社役員」、「自営・家族従業者」、「常勤職員・従業員」の区分でいずれも減少となった一方、「臨時・パート・アルバイト」と「日雇」の合計では 49.2%から 55.8%に上昇しており、不安定な雇用形態で就労していた人の割合が高くなっていることがうかがえます。

〔表 13〕 路上（野宿）生活前の仕事における立場

	平成24年調査		平成28年調査		平成28年調査(国)	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
経営者、会社役員	1	0.9%	1	0.7%	29	2.1%
自営・家族従業者	13	11.2%	10	7.2%	64	4.7%
常勤職員・従業員	43	37.1%	45	32.6%	556	40.4%
臨時・パート・アルバイト	27	23.3%	27	19.6%	332	24.1%
日雇	30	25.9%	50	36.2%	367	26.7%
その他	2	1.7%	5	3.6%	28	2.0%
回答総数	116	100.0%	138	100.0%	1,376	100.0%

c 路上（野宿）生活に至った理由〔表 14〕

- 路上（野宿）生活をするようになった理由については、「飲酒・ギャンブル」（40.4%）、「仕事の減少」（39.7%）、「病気・けが・高齢で仕事ができなくなった」（26.2%）などが上位にあがっています。（複数回答）
- 調査人数 141 人に対して、理由が 360 件あることから、1 人あたり平均約 2.6 個の理由をあげていることになり、ホームレスが複合的な問題を抱えて、路上（野宿）生活に至っている状況がうかがえます。
- また、これらの問題を抱えた背景には、知的・精神・発達障害、依存症等、本人が必ずしも認識しているわけではない、あるいは認識していても一人で解決することが容易でない内面的な課題も関係していることが考えられます。
- こうした課題への対応としては、周囲の理解のもと、適切な医療や支援制度につなげることが不可欠ですが、多くは十分なサポートを受けられないまま路上（野宿）生活に至り、社会との関係性の喪失と過酷な生活環境の中でより状態が悪化していることが、各事業の中から見えています。

〔表 14〕 路上（野宿）生活に至った理由

	平成24年調査			平成28年調査			平成28年調査(国)		
	人数	回答%	ケース%	人数	回答%	ケース%	人数	回答%	ケース%
倒産・失業	37	11.8%	30.3%	30	8.3%	21.3%	369	17.5%	26.1%
仕事の減少	51	16.2%	41.8%	56	15.6%	39.7%	379	18.0%	26.8%
病気・けが・高齢	36	11.5%	29.5%	37	10.3%	26.2%	240	11.4%	16.9%
労働環境が劣悪	9	2.9%	7.4%	11	3.1%	7.8%	71	3.4%	5.0%
人間関係	25	8.0%	20.5%	30	8.3%	21.3%	242	11.5%	17.1%
上記以外の理由で収入減少	10	3.2%	8.2%	5	1.4%	3.5%	25	1.2%	1.8%
借金の取り立て	3	1.0%	2.5%	10	2.8%	7.1%	47	2.2%	3.3%
家賃滞納	27	8.6%	22.1%	34	9.4%	24.1%	156	7.4%	11.0%
契約満了で宿舎を出た	5	1.6%	4.1%	5	1.4%	3.5%	25	1.2%	1.8%
ホテル・簡易宿所等の代金が支払えない	5	1.6%	4.1%	22	6.1%	15.6%	60	2.8%	4.2%
差押えによる立退き	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	5	0.2%	0.4%
退院・退所後の行き先がない	7	2.2%	5.7%	4	1.1%	2.8%	24	1.1%	1.7%
家庭内のいざこざ	19	6.1%	15.6%	10	2.8%	7.1%	105	5.0%	7.4%
飲酒・ギャンブル	38	12.1%	31.1%	57	15.8%	40.4%	126	6.0%	8.9%
その他	42	13.4%	34.4%	49	13.6%	34.8%	236	11.2%	16.7%
有効回答件数	314	100.0%		360	100.0%		2,110	100.0%	
有効回答者数	122			141			1,416		

(エ) 健康状態〔表 15〕〔表 16〕

- 現在の健康状態については、「良い」と回答した人が 15.6%で、全国に比べて 11.1 ポイント低い一方、「悪い」が 41.1%と、全国より 14.1 ポイント高くなっています。
- また、前回調査との比較においても「良い」が若干減少し、「悪い」の増加がみられました。これは、本市のホームレスが全国平均よりも路上（野宿）生活期間が長く、年齢層が高いこと、さらに、前回調査に比べても長期化・高齢化の傾向が一層強くなっていることと関連性があると考えられます。

〔表 15〕 健康状態

	平成24年調査		平成28年調査		平成28年調査(国)	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
良い	21	17.2%	22	15.6%	383	26.7%
悪い	47	38.5%	58	41.1%	387	27.0%
普通	48	39.4%	52	36.9%	599	41.7%
分からない・無回答	6	4.9%	9	6.4%	66	4.6%
回答者数合計	122	100%	141	100%	1435	100%

- なお、健康状態が「悪い」と回答した人の対処方法については、「何もしていない」が70%近くに上り、「通院している」や「市販薬」と答えた人の割合は前回調査から減少しました。
- 具体的な自覚症状については、多い順に、「歯が痛い」(63.1%)、「腰痛」(39.0%)、「不眠」(26.2%)、「目やに、目のかすみ」(21.3%) などとなっています。(複数回答)
- 口腔の機能低下は、認知症、全身的な疾患や運動機能、生活機能と関連性が深いともため、引き続き医療受診ニーズの把握等から今後の生活改善に向けたアプローチを続けていくことが必要と考えられます。

〔表 16〕 健康状態が「悪い」と回答した人の対処方法

	平成24年調査		平成28年調査		平成28年調査(国)	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
通院している	15	31.9%	11	19.0%	97	25.8%
市販薬	8	17.0%	7	12.1%	50	13.3%
何もしていない	24	51.1%	40	69.0%	229	60.9%
回答者数合計	47	100%	58	100%	376	100%

(オ) 福祉制度の利用

a 巡回相談員との接触〔表 17〕

- 巡回相談への相談状況については、巡回相談員に「会ったことがあり、相談した」(77.3%)と「会ったことはあるが、相談していない」(17.7%)と回答した人を合計すると95.0%であり、市内のほとんどのホームレスにアプローチができています。
- 特に「会ったことがあり、相談した」は全国と比較して30ポイント以上高い数字となっており、巡回相談事業によるアウトリーチ³が網羅的に行なわれていることを示しています。

〔表 17〕 巡回相談員との接触

	平成24年調査		平成28年調査		平成28年調査(国)	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
会ったことがある	118	96.7%	134	95.0%	1,269	88.4%
相談した	85	69.7%	109	77.3%	663	46.2%
相談していない	33	27.0%	25	17.7%	606	42.2%
会ったことがない	3	2.5%	6	4.3%	145	10.1%
無回答	1	0.8%	1	0.7%	21	1.5%
回答者数合計	122	100.0%	141	100.0%	1,435	100.0%

b 自立支援センターの利用〔表 18〕

- 自立支援センターについて「知っており利用したことがある」(24.8%)と「知っているが利用したことはない」(63.1%)を合計すると87.9%であり、認知率、実際の利用ともに全国の状況を上回り、また前回調査との比較でも上昇が見られます。

〔表 18〕 自立支援センターの利用

	平成24年調査		平成28年調査		平成28年調査(国)	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
知っている	98	80.3%	124	87.9%	1011	70.5%
利用したことがある	25	20.5%	35	24.8%	208	14.5%
利用したことはない	73	59.8%	89	63.1%	803	56.0%
知らない	24	19.7%	16	11.3%	371	25.9%
無回答	0	0.0%	1	0.7%	53	3.7%
合計	122	100.0%	141	100.0%	1435	100.0%

(カ) 今後の生活について

a 今後の希望〔表 19〕

- 今後の生活に対する希望については、「今のままでよい」と回答した人が最も多く(36.9%)、前回調査(26.6%)から10ポイント以上増加しています。
- 一方、就労による自活を希望する人(「アパートに住み、就職して自活したい」と「寮付きの仕事で自活したい」の合計)は11.3%であり、前回調査(24.2%)から12.9ポイントもの大幅な減少になっています。
- また、何らかの福祉的な支援を希望する人(「就職することはできないので福祉支援を受けて生活したい」と「アパートで福祉の支援を受けながら軽い仕事を見つけない」の合計)についても22.0%と、前回調査(28.2%)から6.2ポイントの減少となりました。

〔表 19〕 今後の希望

	平成24年調査		平成28年調査		平成28年調査(国)	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
アパートに住み、就職して自活したい	28	22.6%	14	9.9%	310	21.6%
寮付きの仕事で自活したい	2	1.6%	2	1.4%	41	2.9%
就職することはできないので福祉支援を受けて生活したい	20	16.1%	22	15.6%	144	10.0%
アパートで福祉の支援を受けながら軽い仕事を見つけない	15	12.1%	9	6.4%	183	12.8%
入院したい	2	1.6%	0	0.0%	4	0.3%
家族のもとに戻りたい	1	0.8%	3	2.1%	24	1.7%
今のままでよい(路上生活)	33	26.6%	52	36.9%	505	35.2%
分からない	13	10.5%	16	11.3%	100	7.0%
その他	10	8.1%	22	15.6%	118	8.2%
無回答	0	0.0%	1	0.7%	6	0.4%
合計	124	100.0%	141	100.0%	1435	100.0%

(キ) 家族の状況について

a 家族・親族の有無、音信〔表 20〕

- 家族・親族の有無については「いる」と回答した人が 76.6%と、前回調査から 4.5 ポイント減少した一方、「分からない」は 7.2 ポイントの増加となっています。
- なお、「いる」と回答した人のうち、この一年間での連絡状況を「ある」と答えた人は 24.3%にとどまりました。

〔表 20〕 家族・親族の有無

	平成24年調査		平成28年調査		平成28年調査(国)	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
いる	99	81.1%	108	76.6%	1035	72.1%
いない	16	13.1%	14	9.9%	192	13.4%
分からない	6	4.9%	17	12.1%	191	13.3%
無回答	1	0.8%	2	1.4%	17	1.2%
合計	122	100.0%	141	100.0%	1435	100.0%

2 これまでの具体的な取組

本市におけるホームレス施策については第1章において沿革を示したところですが、ここからは、個別の取組の経過等を含め、より詳しく記載します。

(1) 第3期計画策定までの経過

ア 緊急援護施策の実施

- 1990年代のバブル経済の崩壊をきっかけに、職と住まいを同時に失い、野宿生活を余儀なくされる人の問題が全国的にクローズアップされたことから、本市においても緊急援護策として以下の取組を実施しました。

(以下、文中の①～⑰については「本市における自立支援施策の展開」(20ページ)の図と対応しています。)

【平成6(1994)年度】

- ・「食糧品支給事業(①)」を開始。失業等でホームレス状態を余儀なくされ、食事の確保が困難な人を対象にパン、おにぎりの引換券(通称パン券)を配布。
(→自立支援センターの設置に伴い、平成18(2006)年度に事業終了)
- ・「越年対策事業(②)」を開始。年末年始期間中に収入が得られないホームレスに対し宿所、食事の提供を実施。
- ・ホームレスの健康状態の維持と必要な医療につなげることを目的に「健康対策事業(③)」を開始し、結核検診や健康診断を実施。

【平成7(1995)年度】

- ・救急搬送されたホームレスが円滑に治療を受けられるよう清拭を行う「救急医療活動円滑化事業(④)」を開始。
- ・市内のホームレス概数等の把握のため「ホームレス調査(⑤)」を開始。

【平成8(1996)年度】

- ・失業者や不安定就労者を簡易宿泊所⁴もしくはアパートの確保につなげるため「一時宿泊事業(豊家)(⑥)」を開始。(民間ビジネスホテル「豊家」において一時的な宿所を提供。→平成18(2006)年4月から自立支援センターへ機能転換を図ったことにより事業終了)

【平成12(2000)年度】

- ・主に川崎区内の公園を中心に専門の相談員が路上(野宿)生活場所において相談活動を実施する「街頭相談事業(⑦)」を開始。(→平成18(2006)年度以降、「巡回相談事業」として市内全域へ事業範囲を拡大。)

イ 「緊急援護」から「自立支援」へ

- 上記取組の実施にもかかわらず、長引く不況の影響から市内のホームレス数は増加を続け、平成 15 (2003) 年 7 月には過去最大の 1,038 人となりました。このため、市では国の特別措置法や基本方針を踏まえ、これまでの緊急援護的な対策を見直し、第 1 期計画 (平成 16 年度～20 年度) を策定し、ホームレスの野宿生活からの脱却と社会復帰を目的とした自立支援事業への転換を図りました。

【平成 16 (2004) 年度】

- ・主に川崎駅周辺に起居するホームレスを対象として、宿所、食事、洗濯・入浴施設等を提供し、健康の保持と衛生状態の改善を図ることを目的に「**緊急一時宿泊事業 (愛生寮) (⑧)**」及び「**衛生改善事業 (⑨)**」を開始 (定員：16 (2004) ～18 (2006) 年度：250 人、19・20 (2007・2008) 年度：150 人。→5 年間の有期施設としての設置のため、期限到来により平成 20 (2008) 年度に**事業終了**)。
- ・市民の自主的なホームレス自立支援活動の促進を目的に、個人または団体が行う活動の事業費を限度額の範囲で助成する「**自立支援市民事業助成制度 (⑩)**」を開始。
(→平成 23 (2011) 年以降申請実績がなかったことから、第 2 期計画終了とともに平成 25 (2013) 年度で**事業終了**)

【平成 18 (2006) 年度】

- ・野宿生活から脱却する意思があるホームレスに対して宿所・食事の提供や自立に向けた支援を行う「**自立支援センター事業**」を開始。
川崎区内に「川崎市就労自立支援センター (⑪)」(現「川崎市自立支援センター日進町」・定員 82 人) 及び「富士見生活づくり支援ホーム (⑫)」(定員 150 人。→5 年間の有期施設としての設置のため平成 23 (2011) 年 3 月閉所) を開設。これに伴い、単独では必要性が薄れた「食糧品支給事業」及び「一時宿泊事業 (豊家)」を終了。

【平成 20 (2008) 年度】

- ・幸区内に「川崎市就労自立支援センター分館 (⑬)」(現「川崎市自立支援センター南幸町」・定員 10 人) を開設。
- ・「緊急一時宿泊事業 (愛生寮)」について、5 年の期限到来により事業終了。
- ・自立支援センター退所後の日常生活の安定を図るため、アパートに転居する前に一人暮らしの訓練をすることを目的とした「**グループホーム型事業 (⑭)**」を開始。

ウ 自立支援施策の拡充

- その後、市では「生活づくり支援の推進」を目指し、第2期計画（平成21年度～25年度）を策定するとともに、第3期計画（平成26年度～30年度）では、「ホームレスが自らの意思で安定した生活を営めるようになること」を基本目標に掲げ、施策の充実に努めました。

【平成21（2009）年度】

- ・高津区内に「富士見生活づくり支援ホーム分館（⑭）」（現「生活づくり支援ホーム下野毛」・定員30人、平成24（2012）年度から定員40人）を開設。

【平成22（2010）年度】

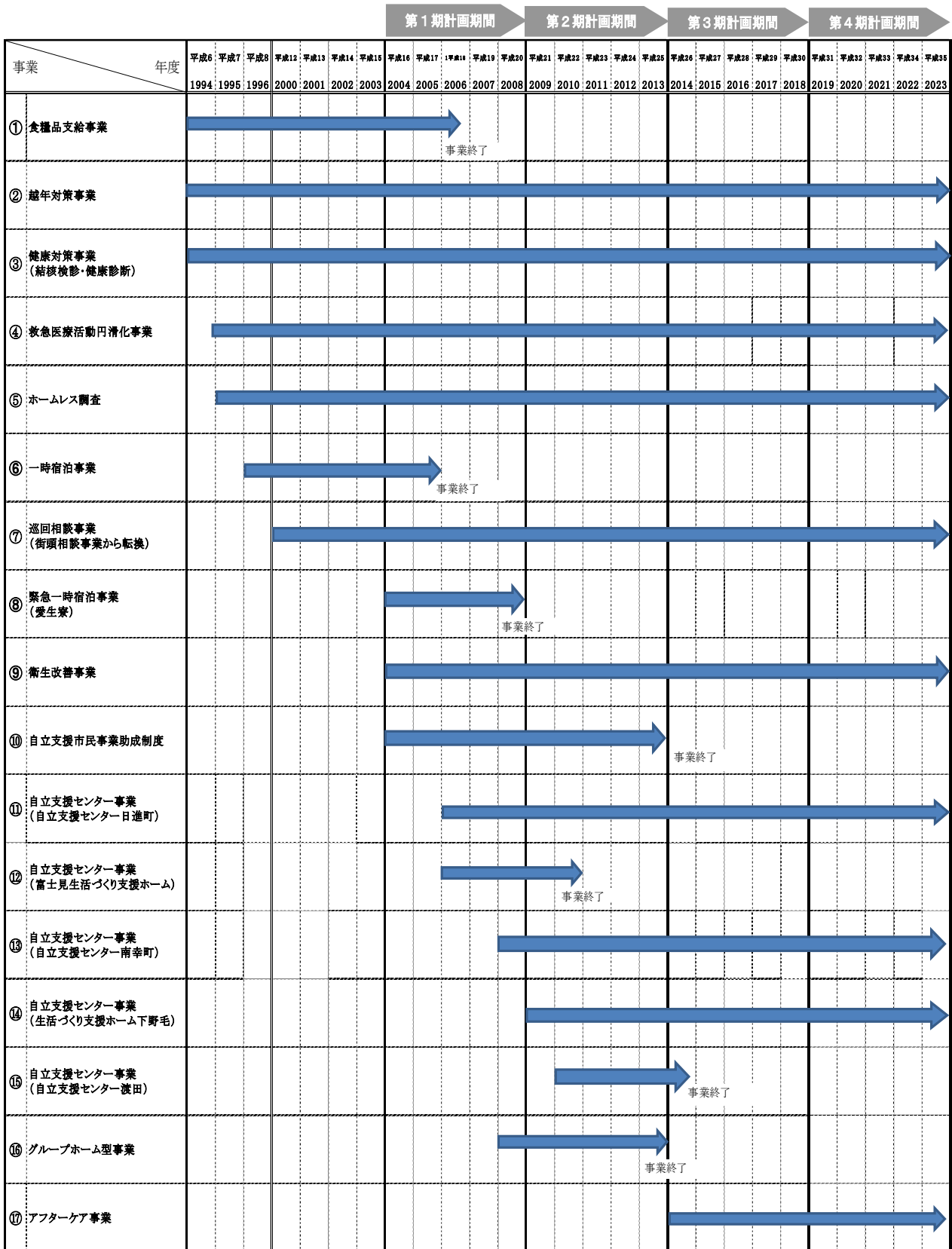
- ・川崎区内に「川崎市就労自立支援センター別館（⑮）」（「川崎市自立支援センター渡田」・定員60人、平成24（2012）年度から50人）を開設。
- ・「富士見生活づくり支援ホーム」について5年の期限到来により平成23（2011）年3月閉所。

【平成26（2014）年度】

- ・「グループホーム型事業」を見直し、単身世帯での生活訓練を行う「アフターケア事業（⑰）」に事業再編

●本市における自立支援施策の展開

(第3期計画までの取組及び第4期計画における施策の継承)



(2) 第3期計画期間における具体的な取組の実施状況並びに評価及び課題

第3期計画期間における具体的な取組の実施状況並びに評価及び課題については、次の通りです。なお、この内容については、平成30(2018)年度第1回市民懇談会において報告しています。

ア ホームレス自立支援事業

(ア) 巡回相談事業

【事業の概要】

巡回相談事業は、川崎区の公園において日中に実施していた街頭相談事業を、平成18(2006)年度に市内全域に拡大し、専門の巡回相談員が野宿生活場所を訪問して相談活動を行うこととしたものです。本事業では、一人ひとりの生活状況や健康状態を把握し、それぞれの状況に応じた相談支援を行うとともに、必要により、ホームレス自立支援センター⁵の案内、福祉事務所への相談、医療機関への受診などにつなげるなど、自立支援施策への入り口として、重要な役割を担っています。

また、通常の相談事業に加え、台風や降雪時の警戒の呼びかけ、食事を摂れていない人に対する食糧や水の提供、健康状態が悪化した人や、けが等で歩行困難に陥った人の搬送など、緊急時の対応も併せて行っています。

【第3期期間中の取組状況、実績】

a 網羅的な巡回活動の取組

- 一人でも多くのホームレスにアプローチできるよう次の取組を行っています。
 - ・日中の巡回相談に加え、定期的に夜間、深夜帯の巡回を実施
 - ・ホームレスが多く起居している、もしくは集まる傾向が強い多摩川河川敷やターミナル駅周辺などを「重点巡回地域」に設定し、巡回を強化
 - ・ホームレス一人ひとりの健康状態等を勘案し、個別に巡回頻度を設定

b 相談支援にあたっての基本的な考え方と支援状況について

- 対象者の意思を尊重しつつ、一人ひとりの状況に応じて関係機関へのつなぎ等を行っています。また、相談に対し拒否感が見られる場合は、まずは信頼関係の構築を試みるなど対象者に寄り添う姿勢を基本に相談支援を実施しています。

〔表21〕巡回相談員による訪問人数

(単位：人)

	平成26(2014)年度	平成27(2015)年度	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度	合計
延べ相談人数	6,636	7,069	5,988	6,500	26,193

- 〔表21〕は巡回相談での延べ訪問人数を、〔表22〕は、巡回相談事業における相談内容について示しています。第3期計画期間中に受けた相談は合計48,530件であり、

内容別に見ると生活相談（16,624件）及び医療相談（16,253件）が多く、住宅相談、就労相談等がこれに続いています。

〔表 22〕 巡回相談員による相談件数

（単位：人）

	平成26(2014)年度	平成27(2015)年度	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度	合計
生活相談	4,731	4,744	3,817	3,332	16,624
医療相談	4,746	4,594	3,606	3,307	16,253
就労相談	210	332	1,014	1,861	3,417
住宅相談	411	685	1,252	2,153	4,501
法律相談	145	47	356	572	1,120
人権相談	90	90	180	499	859
その他	930	1,023	1,706	2,097	5,756
合計	11,263	11,515	11,931	13,821	48,530

c 関係機関へのつなぎ〔表 23〕

- 第3期計画期間中、関係機関につながった人数は延べ1,028人であり、特に自立支援センターについては例年、入所者の2～3割は巡回相談がかかわっての入所となっています。

〔表 23〕 巡回により関係機関につないだ人数

（単位：人）

	平成26(2014)年度	平成27(2015)年度	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度	合計
医療機関	116	55	42	25	238
福祉事務所	71	6	12	4	93
自立支援センター	123	143	190	241	697
合計	310	204	244	270	1,028

d 長期に野宿生活を続ける人、特に精神疾患や知的障害が疑われるホームレスに対する相談支援

- 通常の巡回相談に加え、平成29(2017)年度下半期から月1回程度、精神科医との合同巡回を実施しており、専門的な見地から助言を受けながら、対象者にアプローチを行っています。

（平成29(2017)年度は7回実施。相談対象者24人中、4人が自立支援センター入所）

【事業の評価と課題】

- 第2章1(2)イ(オ)（〔表17〕）のとおり、平成28（2016）年10月実施の「ホームレスの実態等に関する実態調査（生活実態調査）」の結果、巡回相談員に「会ったことがあり、相談した」（77.3%）と「会ったことはあるが、相談していない」（17.7%）を合計すると95.0%に達しており、市内のほとんどのホームレスにアプローチができているといえます。
- 自立支援センター等へのつなぎの他にも、衛生改善事業、越年対策事業、健康診断・結核検診などに関する情報提供、利用案内（チラシの配布）等をあわせて行っており、アウトリーチによる施策の周知・広報機能を適切に果たしています。
- こうした取組により、市内のホームレス数は着実な減少が認められるところですが、一方で、精神疾患・知的障害・依存症が疑われる人、また、自己表現が不得手、集団生活に苦手意識があり自立支援センターなどの施設入所に拒否感を抱く人など、支援につながりにくい人が長期に野宿生活を続けている現状があり、定期的な訪問及び粘り強い相談支援の継続が必要です。
- また、市内のホームレスの約半数は多摩川河川敷の小屋やテントなどに起居しており、長期化・高齢化に伴い、健康状態に不安、不調を抱える人も少なくないため、引き続き、きめ細やかな相談対応を行っていくことが必要です。
- 特別措置法に定義されているホームレス（路上のホームレス）については、上記のとおりほとんどの人にアプローチができていますが、終夜営業店舗に寝泊まりする等、不安定な居住環境にある人について、ホームレス化の未然防止のための取組を検討していく必要があります。

(イ) 自立支援センター事業

【事業の概要】

ホームレス自立支援センターは、自立の意思がありながらホームレス等となることを余儀なくされている人や、台風・降雪などにより緊急的な避難を要するホームレス等を対象に、一定期間、宿所・食事を提供するとともに、利用者一人ひとりが抱える自立阻害要因を見極め、それぞれの状況に応じた支援を実施する、市のホームレス支援の中核をなす事業です。

平成 18 (2006) 年度の事業開始時は、2 館体制での運用 (定員 232 人) でしたが、平成 31 (2019) 年 3 月現在、3 館体制、定員 145 人で運営しています。

各センターの定員・入所対象者等は、〔表 24〕のとおりです。

〔表 24〕 自立支援センターの定員、入所対象者等

(単位：人)

	定員	所在地	入所対象者	備考
川崎市自立支援センター日進町	80	川崎区	川崎区・幸区に起居するホームレス等	男性のみ
生活づくり支援ホーム下野毛	50	高津区	中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区に起居するホームレス等	一部女性枠あり
川崎市自立支援センター南幸町	15	幸区	市内に起居する女性及び高齢で介助等を必要とするホームレス等	
合計	145			

各自立支援センターには、施設長、事務員、生活相談支援員等を配置し、定期的な面接等により入所者の稼働能力や日常生活能力の見極めを行うとともに、就労が可能な人には求職活動や就職後の貯蓄・就労定着に関する支援等を、就労による自立が困難な人に対しては福祉制度の活用などによって地域で安定した生活が営めるよう支援を行います。なお、自立支援センターにおける支援体制見直しの経過は以下の通りです。

自立支援センターにおける支援体制見直しの経過〔表 25〕〔表 26〕

【平成 26 (2014) 年度】

- 自立支援センター渡田の閉所 (平成 26 (2014) 年度末)

就労自立が見込まれるホームレスの減少により平成 24 (2012) 年度から定員を縮小して運営していましたが、土地・建物等の契約期間満了に伴い、平成 27 (2015) 年 3 月に閉所しました。

【平成 27 (2015) 年度】

- 3 施設 (日進町・下野毛・南幸町) 体制での支援

自立支援センター渡田の閉所に伴い、平成 27 (2015) 年度から、日進町、下野毛及び南幸町の 3 施設体制としました。また、従前、日進町のサテライト⁶型施設 (分館) として運営してきた南幸町については、独立した施設に位置付けを見直しました。

○ 日進町と下野毛の役割の統一

従前の日進町と下野毛の役割(日進町＝主に見極め及び就労支援、下野毛＝主に生活支援)を見直し、両施設ともすべてのコース(見極めコース、就労自立コース、生活支援コース及び緊急避難コース)に対応することとしました。

○ 地区別入所の導入

日進町と下野毛の役割を統一したことに伴い、入所先を原則的に以下の地区ごとに分割しました。

- ・川崎区、幸区に起居するホームレス等

→ 日進町に入所

- ・中原、高津、宮前、多摩及び麻生に起居するホームレス等

→ 下野毛に入所

○ 困窮者支援法施行に伴う変更

平成 27 (2015) 年 4 月 1 日の困窮者支援法施行に伴い、下記の変更を行いました。

- ・センター利用希望者に係る収入及び資産要件の設定
- ・センター入所期間の法定化(原則 3 か月、最長 6 か月)
- ・「自立相談支援事業」の相談支援プロセスを踏まえた支援の実施

→上記に伴い、自立支援センターにおける「コース制度」も〔表 26〕のとおり、見直しを行いました。

具体的には、入所時は全員「見極めコース」での入所(ただし、「緊急避難コース」入所者を除く)とし、インテーク⁷面接、アセスメント⁸を実施した上で課題等に応じて支援プラン(案)を作成、その後、「支援調整会議」を実施し、支援者間で支援内容や目標の適切性を検討・共有した上で、「就労自立コース」もしくは「生活支援コース」に振り分けることとしました。

【平成 28 (2016) 年度】

- 女性ホームレスへの対応の拡充を図るため、南幸町の定員を 10 人から 15 人に増員しました。

〔表 25〕 各自立支援センターの定員見直しの状況

(単位：人)

	平成26(2014)年度	平成27(2015)年度	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度
自立支援センター日進町	82	82	80	80	80
生活づくり支援ホーム下野毛	50	50	50	50	50
自立支援センター渡田	50	—	—	—	—
自立支援センター南幸町	10	10	15	15	15
合計	192	142	145	145	145

〔表 26〕 自立支援センターにおけるコース制度（平成 27（2015）年度以降）

名称	目的	対象者	備考
見極めコース	一定期間自立支援センターで生活状況等を見守り、自立阻害要因を把握するとともに就労能力、単身居宅生活の可否などの見極めを行い、支援の方向性を決定する。	全員（緊急避難コースでの入所者を除く）	入所時は緊急避難コース入所者以外は、全員見極めコースでの入所となる。
就労自立コース	安定した職の確保及び就労によるアパート設定を支援する。	見極めの結果、就労阻害要因がない、又は軽微で就労による自立が可能と見込まれる者	支援調整会議において支援プラン案の確認を行うとともに「就労自立」もしくは「生活支援」にコース変更を行う。
生活支援コース	傷病の治療、障害者手帳の取得、要介護認定等、自立阻害要因を排する、または制度利用の手続きを進めた上で、主に生活保護等、福祉の援護により安定した住居の確保を支援する。	見極めの結果、高齢・傷病・障害等により、入所期間における就労自立が困難な者	
緊急避難コース	台風や降雪時などの災害、その他の事情により緊急的に避難を要する者に一時的な避難場所を提供する。	台風や降雪時などの災害、その他の事情により緊急的に避難を要する者	

【第 3 期期間中の取組状況、実績】

a 各自立支援センターの概要

(a) 自立支援センター日進町

平成 18（2006）年度の開設以来、主に就労による自立を目指すホームレスと、生活保護の申請を行ったものの居所が見つかるまで居場所がないホームレスを対象に、就労、居宅確保を主とした支援を実施してきました。

平成 27（2015）年度以降は、「支援体制見直しの経過」記載のとおり、下野毛との役割を統一したことから、「生活支援コース」も含めたすべてのコースに対応しています。

(b) 自立支援センター南幸町

平成 20（2008）年度に、日進町の分館（サテライト型）として、初めて川崎区以外に開設した施設です。平成 23（2011）年度以降は、主に女性の受入れを行うとともに、健康状態不良の者や、閉庁日及び閉庁時間に援護の必要が発生した人を受け入れる等、

緊急避難的な施設としての役割を果たしてきました。

平成 27 (2015) 年度以降は、女性や要介助状態の高齢者を中心に受け入れを行う施設として日進町から独立した施設に位置付けるとともに、女性ホームレスに対する支援の拡充を図るため、平成 28 (2016) 年度から定員を 15 人に増員しました。

(c) 生活づくり支援ホーム下野毛

平成 21 (2009) 年度に、富士見ホームの分館（サテライト型）として、高津区に開設しましたが、平成 22 (2010) 年度末に、富士見ホームを 5 年間で閉所したことに伴い、平成 23 (2011) 年度から、独立した施設に位置づけを見直しました。

平成 26 (2014) 年度までは主に、就労が困難なホームレスを対象に「生活支援コース」による支援を実施してきましたが、平成 27 (2015) 年度以降は、日進町との役割を統一したことにより、「就労自立コース」を含めたすべてのコースに対応しています。

(d) 自立支援センター渡田

平成 22 (2010) 年度に富士見ホームを閉所することに伴い開設し、就労自立に特化した支援を行ってきました。当初は定員 60 人で運営していましたが、就労自立が見込まれるホームレスの人数が減少したことから、平成 24 (2012) 年度から定員を 50 人に減員し、その後、土地・建物等の契約期間満了に伴い平成 26 (2014) 年度末に閉所としました。

b 入所状況の分析

- [表 27] は自立支援センターの入退所の状況と施設稼働率の推移を示したものです。
市内のホームレス数は減少しているものの、自立支援センターの新規入所者数、稼働率はともに増加傾向にあります。

[表 27] 自立支援センターの入退所の状況及び稼働率の推移

(単位：人)

【全施設合計】		平成26(2014)年度	平成27(2015)年度	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度	合計				
新規入所者数		565	599	643	679	2,486				
退所者数		466	564	626	658	2,314				
就労自立	64	13.7%	74	13.1%	140	22.4%	151	23.0%	429	18.5%
福祉自立	229	49.2%	274	48.6%	226	36.1%	235	35.7%	964	41.7%
その他退所	173	37.1%	216	38.3%	260	41.5%	272	41.3%	921	39.8%
センター移動	56		4		10		21		91	
施設稼働率(年平均)		59.8%	87.4%	91.9%	93.9%					

- [表 28] は自立支援センター入所直前の居所の状況です。

市内のホームレスの減少に関わらず自立支援センターの新規入所者数が増加していることの要因として、野宿以外の不安定な居住環境(ネットカフェ・カプセルホテル、

知人宅・社員寮…等)で生活していた人がそこでのくらしを維持できなくなったことにより、入所に至るケースが増えていることが挙げられます。この傾向は年々強くなっており、平成29(2017)年度に関しては自立支援センター全入所者の約7割(69.1%)が入所直前の居所を「野宿以外」と回答しています。

[表 28] 自立支援センター入所直前の居所

(単位：人)

【全施設合計】

		平成27(2015)年度	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度	合計	
センター 入所直前 の居所	野宿	249	258	210	717	37.3%
	野宿以外	350	385	469	1,204	62.7%
	ネットカフェ・カプセルホテル	175	182	197	554	
	知人宅・社員寮	71	100	130	301	
	その他	104	103	142	349	
自立支援センター入所者合計		599	643	679	1,921	100.0%
入所直前野宿以外割合		58.4%	59.9%	69.1%		

※その他＝刑務所、病院、他の自立支援センター、その他。なお、平成26年度は統計なし。

- [表 29] は自立支援センター入所直前の居所を「野宿」と回答した人の野宿期間の状況です。いずれの年度においても野宿期間1か月未満が最も多く、3年間の平均でも6割以上(64.2%)を占めています。[表 28] の考察(平成29(2017)年度全入所者の約7割が野宿以外)とあわせて考えると、自立支援センター入所者の多くは野宿生活をほとんど経験せず、ネットカフェ、社員寮、他都市の施設等の不安定な居住環境から入所に至っていることがうかがえます。

[表 29] 入所直前「野宿」の人の野宿期間

(単位：人)

【全施設合計】

		平成27(2015)年度	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度	合計	
入所直前 野宿の人 の野宿期間	1か月未満	149	185	126	460	64.2%
	1～3か月	34	23	27	84	11.7%
	3～6か月	11	7	15	33	4.6%
	6か月～1年	8	9	10	27	3.8%
	1年以上	47	32	28	107	14.9%
	不明	0	2	4	6	0.8%
合計		249	258	210	717	100.0%

- [表 30] は年度ごとの自立支援センター入所者の入所時年齢を示したものです。第3期計画期間中の自立支援センター入所者の平均年齢は各年度とも50～52歳前後で推移しており、路上のホームレスの平均年齢(平成28年調査：62.3歳)との乖離がみられます。なお、年齢構成については各年度で大きな変動はうかがえませんでした。

[表 30] 自立支援センター入所者の年齢構成

【平成26(2014)年度 自立支援センター入所者の年齢構成】

(単位:人)

	入所時の年齢								合計	平均年齢
	30歳未満	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70~79歳	80歳以上	不詳		
日進町	38	67	86	88	84	17	0	0	380	48.7
渡田	1	7	9	1	1	0	0	0	19	40.5
下野毛	4	6	17	17	29	16	5	1	95	58.2
南幸町	3	10	11	19	13	12	3	0	71	55.1
合計	46	90	123	125	127	45	8	1	565	50.8
割合	8.1%	15.9%	21.8%	22.1%	22.5%	8.0%	1.4%	0.2%	100.0%	

【平成27(2015)年度 自立支援センター入所者の年齢構成】

(単位:人)

	入所時の年齢								合計	平均年齢
	30歳未満	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70~79歳	80歳以上	不詳		
日進町	33	49	73	94	86	27	7	0	369	51.3
下野毛	16	29	27	37	41	21	4	0	175	52.6
南幸町	4	5	6	15	9	12	4	0	55	57.3
合計	53	83	106	146	136	60	15	0	599	52.2
割合	8.8%	13.9%	17.7%	24.4%	22.7%	10.0%	2.5%	0.0%	100.0%	

【平成28(2016)年度 自立支援センター入所者の年齢構成】

(単位:人)

	入所時の年齢								合計	平均年齢
	30歳未満	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70~79歳	80歳以上	不詳		
日進町	38	70	93	75	85	32	6	0	399	50.0
下野毛	17	18	38	45	42	33	2	0	195	54.0
南幸町	1	7	11	6	9	11	4	0	49	58.0
合計	56	95	142	126	136	76	12	0	643	51.8
割合	8.7%	14.8%	22.1%	19.6%	21.2%	11.8%	1.9%	0.0%	100.0%	

【平成29(2017)年度 自立支援センター入所者の年齢構成】

(単位:人)

	入所時の年齢								合計	平均年齢
	30歳未満	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70~79歳	80歳以上	不詳		
日進町	29	72	91	77	91	37	8	0	405	51.3
下野毛	25	25	49	51	49	20	2	0	221	51.4
南幸町	4	5	8	14	10	10	2	0	53	55.3
合計	58	102	148	142	150	67	12	0	679	51.7
割合	8.5%	15.0%	21.8%	20.9%	22.1%	9.9%	1.8%	0.0%	100.0%	

c 自立支援センターにおける支援

- 困窮者支援法に基づき、以下により入所者一人ひとりの自立に向けた支援プランを作成しています。
 - ・ インテーク・アセスメントシート（国標準様式）を活用した面接の実施及び生活歴、課題等の把握
 - ・ 施設における生活状況等に基づく日常生活能力、稼働能力の見極め・評価（食事、健康維持、清潔保持、金銭管理、就労、コミュニケーション能力、社会手続きその他）の実施
 - ・ 入所者との課題や目標の共有、ストレングス視点⁹に基づく支援プランの作成、支援調整会議の実施
- また、(a)~(d)により就労、生活、居住、健康管理の分野ごとに支援を実施しています。

(a) 主な就労支援メニュー

- ・生活歴、職歴等の聞き取りによる職業適性の把握
- ・履歴書の作成、面接の受け方の助言
- ・ハローワーク等への同行
- ・求職手段、頻度、採用の可否等の確認及び助言
- ・就職後の勤務状況や収入の確認
- ・ハローワーク、寿労働センターとの連携

(b) 主な生活支援メニュー

- ・転入転出等の届け出、身分証明書の取得、各種障害者手帳の住所変更、口座開設等に関する支援
- ・各種障害者手帳、要介護認定等の申請
- ・年金受給権調査、裁定請求等に関する支援
- ・多重債務者などの法律相談（司法書士、法テラス等）へのつなぎ
- ・あいさつ、言葉づかい、身だしなみ、その他社会生活を営む上で必要となる基本的なモラルや規則正しい生活習慣獲得のための助言
- ・施設、居室等の清掃活動
- ・各種プログラム（内職作業、書道、料理、依存症学習会等）の実施
- ・福祉的就労（就労継続支援 A 型、B 型事業所等）へのつなぎ
- ・生活保護等、福祉制度へのつなぎ

(c) 主な居住支援メニュー

- ・緊急連絡先、連帯保証人の確保等に係る支援
- ・低家賃の民間賃貸住宅等に関する情報提供
- ・物件の同行見学
- ・賃貸借契約時の不動産業者への同行支援
- ・福祉施設入所に向けた支援
- ・アフターケア事業に関する情報提供（自立支援センター退所後の再野宿防止）

(d) 主な健康管理支援メニュー

- ・入所時健康診断の実施
- ・看護師による健康相談の実施
- ・服薬管理支援の実施
- ・通院同行支援の実施
- ・アルコール、薬物、ギャンブル等依存症に対する専門医等へのつなぎ

d 退所状況の分析

- [表 27] 及び [表 31] のとおり、第 3 期計画期間中の入所者は全施設合計で 2,486 人、退所者は 2,314 人、うち就労により自立した人は 429 人 (18.5%)、福祉制度活用により自立した人は 964 人 (41.7%)、自主もしくは規則違反により退所した人は 921 人 (39.8%) でした。

[表 31] 自立支援センター退所者の状況

【全施設合計】 (単位:人)

	平成26(2014)年度	平成27(2015)年度	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度	合計	
退所者数	466	564	626	658	2,314	100.0%
就労自立	64	74	140	151	429	18.5%
アパート入居	17	31	50	49	147	
住込就労	8	38	68	69	183	
その他(FH含む)	39	5	22	33	99	
福祉自立	229	274	226	235	964	41.7%
アパート入居	176	214	158	156	704	
福祉施設等入所	10	28	22	25	85	
入院	17	22	25	28	92	
その他(FH含む)	26	10	21	26	83	
その他退所	173	216	260	272	921	39.8%
規則違反	74	30	36	34	174	
自主退所	76	157	186	185	604	
期限	10	12	30	43	95	
その他	13	17	8	10	48	

- [表 32] は [表 28] (自立支援センター入所直前の居所) におけるネットカフェ・カプセルホテル経由の入所者のその後の退所状況を示したものです。平成 27 (2015) ~29 (2017) 年度の全施設合計の退所者 527 人のうち、就労により自立した人は 157 人 (29.8%) となっており、第 3 期計画期間中の全退所者に占める就労自立者の割合 (18.5%) を大きく上回っています。

[表 32] ネットカフェ・カプセルホテル経由入所者の入退所状況

【全施設合計】 (単位:人)

	平成27(2015)年度		平成28(2016)年度		平成29(2017)年度		合計	
新規入所者数	174		182		197		553	
退所者数	166		179		182		527	
就労自立	28	16.9%	59	33.0%	70	38.4%	157	29.8%
福祉自立	81	48.8%	43	24.0%	38	20.9%	162	30.7%
その他退所	57	34.3%	77	43.0%	74	40.7%	208	39.5%
センター移動	1		2		2		5	

【事業の評価と課題】

- 特別措置法に定義されているホームレス（路上のホームレス）のみならず、終夜営業店舗等、不安定な居住環境にあり、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある人についても、福祉事務所への相談により受け入れを行い、支援を実施しています。
- 第3期計画期間中の入所者は合計2,486人であり、退所者2,314人のうち約6割(1,393人/60.2%)の人が就労（429人）もしくは福祉の援護（964人）により自立を果たしました。
- 入所直前の居所がネットカフェやカプセルホテルであった人は直近まで就労していた人が多く、それ以外の経路からの入所者と比較して就労自立率が高い傾向が見られるため、早期就労できるようサポートしていくことも有効と考えられます。
- 一方で約4割（39.8%）の人が自主もしくは規則違反等により退所している状況があります。
- 自立に至らずに施設を退所する人としては、施設の規則や集団生活に対して抵抗感がある場合や、（身体的には健康に問題がなかったとしても）就労して自立する意欲を持ちづらい、就労の継続が難しい等のケースが挙げられます。
- こうしたことは、それまでの本人の生活歴や行動パターン、職業意識等と関係が深いのはもちろんですが、精神疾患が疑われるものの自身で病気であるという認識がなく、通院・服薬を拒否する、アルコール、ギャンブル、薬物等の依存症と向き合う気持ちが持ちづらい等、内面的な課題が原因となり、結果的に支援の途中で退所してしまうケースも見られることから、早期に専門の治療につなげられるよう関係機関等と連携を図っていくことも必要です。
- また、日雇い・寮付き就労などの不安定な雇用・居住形態を選択しがちであるなど、継続的な自立につながりにくい人に対して効果的な支援を検討していく必要があります。
- 知的障害・発達障害等の入所者の中には、福祉事務所や自立支援センター職員の説明をうまく咀嚼することができず、結果として心を閉ざしてしまったり、逸脱した言動につながっている場合も見受けられるため、入所者一人ひとりの理解力や受け止め方の特性を把握しながら支援の仕方を検討していくことも必要です。

(ウ) アフターケア事業

【事業の概要】

アフターケア事業は、自立支援センター退所後の再野宿の防止と地域定着を目的に実施している事業で、支援メニューとして、「アフターケア支援」と「ファーストハウス」の二通りがあります。

「アフターケア支援」は、自立支援センターを退所し、民間アパート等に居所設定した人を対象に、相談支援員が訪問等を行い、生活状況・就労状況の確認、その他日常生活における助言支援等を行うことで再野宿の防止を図ります。利用期間は最長2年間となっています。

また、「ファーストハウス」は野宿生活が長い、もしくはアパート生活の経験が少ない等の理由で単身居宅生活に不安が残る人を対象として、市営住宅の空き住戸などの活用により居宅生活の訓練を行います。平成28(2016)年度からは主に金銭管理に課題のある人に対象を絞ったファーストハウスも開設(定員4名)しており、収支の把握や生活費のやりくり等を確認しながら支援を行っています。

【第3期期間中の取組状況、実績】

a アフターケア支援について

(a) 利用状況

〔表33〕アフターケア支援の利用状況

(単位:人)

	平成26(2014)年度	平成27(2015)年度	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度	合計	
年度当初利用者	0	90	212	208		
新規利用者	96	141	85	93	415	
支援終了	6	19	89	157	271	100.0%
定着等	1	12	73	149	235	86.7%
再野宿(失踪等)	5	7	16	8	36	13.3%
年度末利用者	90	212	208	144		

〔表33〕は各年度のアフターケア支援の利用者数の推移を表しています。

平成26(2014)年度から平成29(2017)年度までの新規利用者は合計415人、支援終了者が271人、うち期間満了等による定着者が235人、失踪等再野宿者が36人でした。

なお、失踪等により再野宿となる人のほとんどはアフターケア利用開始後1年以内であることが確認されたため、平成29(2017)年度から利用期間を原則2年から1年に変更しました(ただし、利用者の状況に応じて2年までの延長が可能)。アフターケア利用開始1年後に生活状況等の評価を行い、安定していることが確認できた場合は利用終了としています。

(b) 相談状況

[表 34] アフターケア支援における相談内容

	平成26(2014)年度		平成27(2015)年度		平成28(2016)年度		平成29(2017)年度	
生活(福祉)	189	39.4%	469	75.5%	422	72.8%	361	73.1%
就労	41	8.5%	29	4.7%	12	2.1%	11	2.2%
住宅	24	5.0%	33	5.3%	33	5.7%	32	6.5%
医療	39	8.1%	34	5.5%	23	4.0%	34	6.9%
法律	6	1.3%	8	1.3%	26	4.5%	8	1.6%
人権	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
その他	181	37.7%	48	7.7%	64	11.0%	48	9.7%
合計	480	100.0%	621	100.0%	580	100.0%	494	100.0%

アフターケア支援における相談内容としては、生活（福祉）相談が最も多くなっており、生活費のやり繰りやゴミ出しの方法など細かな相談にも対応しています。

また、アパート更新の際には事前に契約状況を確認し、更新手続きを適宜補助する等の支援を行うことによってアパート喪失の防止を図っています。

利用者の中には読み書きや事務手続き等に支援を要する人がいるため、利用期間中に福祉事務所との関係づくりや地域の支援機関につなぐことも定着支援の重要な役割となっています。

b ファーストハウスについて

(a) 計画期間中のファーストハウス整備状況

【平成 26 (2014) 年度】

- 末長市営住宅（定員 6 人）、塚越第 2 市営住宅（定員 5 人）を閉所（建物解体のため）

【平成 27 (2015) 年度】

- 鷲ヶ峰市営住宅（定員 5 人。平成 29 (2017) 年度から 8 人に増員）を閉所。民間アパート（定員 2 人。平成 29 (2017) 年度に 1 人に減員）を閉所。

【平成 28 (2016) 年度】

- 自立支援センター南幸町内に定員 4 人のファーストハウスを開所（主に金銭管理に課題がある人が対象）

(b) 入退所状況

[表 35] ファーストハウスの入退所状況

(単位:人)

		平成26(2014)年度	平成27(2015)年度	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度	計	
新規入所者数		12	5	12	17	46	
退所者数		15	1	11	13	40	100.0%
内訳	就労自立	2	0	1	0	3	7.5%
	福祉自立	12	0	8	8	28	70.0%
	再野宿(失踪等)	1	1	2	5	9	22.5%

平成 26 (2014) 年度から平成 29 (2017) 年度までの新規入所者数は合計 46 人、退所者は 40 人でした。退所者のうち、31 人がアパート等の確保により自立（就労自立 3 人、福祉自立 28 人）しましたが、9 人が失踪や自主退所により、再野宿となりました。

【事業の評価と課題】

＜アフターケア支援＞

- 利用者のうち、支援終了した 271 人の内訳をみると、235 人 (86.7%) が支援期間を通して、アパート等で安定した生活を継続し、地域定着したことが確認されました。
- 一方、支援の途中で家賃滞納や失踪等によりアパート生活を維持できなくなった人が 36 名 (13.3%) おり、これらの人の家計管理支援や地域とのつながり等について検討していく必要があります。

＜ファーストハウス＞

- 計画期間中の退所者 40 人のうち、31 人 (77.5%) が就労又は福祉の援護によりアパート等の地域生活に移行しました。
- 失踪等により自主退所となった 9 人 (22.5%) については、金銭管理に課題がある人が少なくなく、その背景には精神疾患や依存症などを抱えている場合もあるため、関係機関と連携した対応を検討していく必要があります。

(エ) 越年対策事業

【事業の概要】

年末年始の緊急援護事業として平成 6 (1994) 年度から実施してきた事業であり、休業により就労の機会が得られないなどの事情を抱えるホームレスに対し、宿所、食事の提供、健康相談などを行い、最低限度の生活を保障するとともに、事業終了後（年始の開庁日以降）は利用者の希望に応じて福祉事務所への相談や自立支援センター等、適切な自立支援施策につなげています。

なお、実施場所について、従前は主に川崎区富士見にある川崎市体育館で実施してきましたが、同体育館の解体・再整備に伴い、平成 27 (2015) 年度以降は川崎市教育文化会館を中心に、自立支援センターを補助的に利用しながら実施しています。

【第 3 期期間中の取組状況、実績】

a 年末年始の緊急的な宿泊場所等の提供

○ [表 36] は各年度の事業利用人数等の推移を、[表 37] は利用者の年齢分布を示しています。

- ・ホームレスの減少に伴い、**事業利用人数も減少傾向**にあります。
- ・期間中の利用人数は合計 231 人（医療機関受診は 25 人）、平均年齢は 60 歳前後で推移しており、路上のホームレスの平均年齢（62.3 歳）とおおむね一致しています。

[表 36] 越年事業の利用人数等の推移

(単位: 人)

		平成26(2014)年度	平成27(2015)年度	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度	合計
利用人数	合計	70	56	54	51	231
	男	67	56	54	50	227
	女	3	0	0	1	4
	1日あたり平均	58	50	46	42	
病院受診		20	2	1	2	25
実施場所		・簡易宿泊所 ・センター日進町 ・センター南幸町 ・ホーム下野毛	・教育文化会館 ・センター日進町 ・センター南幸町 ・ホーム下野毛	・教育文化会館 ・センター日進町 ・センター南幸町 ・ホーム下野毛	・教育文化会館 ・センター日進町 ・センター南幸町 ・ホーム下野毛	

[表 37] 事業利用者の年齢分布

(単位: 人)

	平成26(2014)年度	平成27(2015)年度	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度	合計
10代	0	0	0	0	0
20代	5	1	2	1	9
30代	3	1	2	2	8
40代	7	8	9	8	32
50代	16	14	7	10	47
60代	30	21	23	18	92
70代	8	10	11	12	41
80代	1	1	0	0	2
合計	70	56	54	51	231
平均	56.9歳	60.2歳	59.8歳	60.3歳	
60歳以上割合	55.7%	57.1%	63.0%	58.8%	

b 事業の周知及び支援等

○ 事業の実施にあたっては、事前に巡回相談事業において周知、広報を行うとともに、実施期間中にも必要に応じて市内の巡回を行い、利用を案内しています。また、期間中は以下の支援を行っています。

- ・宿所、食事、シャワー等の提供
- ・タオル、下着、歯磨きセット等日用品の支給
- ・看護師による健康相談の実施
- ・医療機関への受診補助
- ・会場周辺の清掃活動等の実施
- ・面接相談及び事業終了後の意向調査の実施（全利用者を対象）

- [表 38] は事業終了後（年始の開庁日以降）の自立支援センターへのつなぎと、その後の状況について示したものです。平成 26（2014）年度から平成 29（2017）年度において事業を利用した全 231 人中、62 人（26.8%）が事業終了後に自立支援センターにつながっており、そのうち 34 人が自立を果たしました（就労自立 11 人、福祉自立 23 人）。

[表 38] 越年事業終了後の自立支援センターへの入所及びその後の状況

(単位:人)

			平成26(2014)年度	平成27(2015)年度	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度	合計
越年事業利用者数			70	56	54	51	231
越年事業終了 後の状況	自立支援センター入所につながった者	人数	22	17	10	13	62
		割合	31.4%	30.4%	18.5%	25.5%	26.8%
	自立支援センター入所後の状況	就労自立	3	1	3	4	11
		福祉自立	11	7	3	2	23
		その他退所	8	9	4	7	28
自立率		63.6%	47.1%	60.0%	46.2%	54.8%	

【事業の評価と課題】

- 路上のホームレスの減少に伴い、事業の利用人数自体は減少傾向にありますが、緊急援護事業としての目的を適切に果たしています。
- 面接相談や意向調査によって今後の希望等を丁寧に聞き取りすることで、事業終了後、一定割合の人が自立支援センター入所、野宿生活からの脱却につながっており、巡回相談事業同様、自立支援施策への入り口のの一つとしての機能も果たしています。
- 今後、富士見周辺地区の再整備等が予定されているため実施場所や事業の運営方法等について、検討を進めていく必要があります。

(オ) 衛生改善事業

【事業の概要】

ホームレスの中には、野宿生活により不衛生な状態にある人もいることから、利用を希望するホームレスに自立支援センター（日進町、下野毛）の洗濯や入浴設備を開放し、衛生状態の改善を図ります。

【第3期期間中の取組状況、実績】

洗濯や入浴施設の開放だけでなく、衣類等の提供も行い、衛生状況の改善を図りました。また、希望する人には福祉制度や自立支援センターの案内、相談支援にもつなげています。

〔表 39〕 衛生改善事業の延べ利用人数

(単位：人)

	平成 26(2014)年度	平成 27(2015)年度	平成 28(2016)年度	平成 29(2017)年度	合計
延べ利用者数	2,350	2,036	1,527	1,504	7,417

【事業の評価と課題】

- 利用者がやや固定傾向にあるものの、利用した人の衛生状態の改善につながっています。また、自立支援センターの設備を利用することによって、「施設」と「利用者」の距離感が縮まることが期待される事業であり、災害時を含め、「困ったときに避難してこられる関係性づくり」に寄与しているといえます。

(カ) ホームレス調査

【事業の概要】

「ホームレスの実態に関する全国調査」として国からの受託により実施している事業であり、目視により起居の場所ごとの人数を把握する概数調査（年1回）と個別面接により生活実態を把握する生活実態調査（おおむね5年ごと）があります。

なお、調査にあたっては河川や公園等の施設管理者やホームレスの支援団体等の協力を得るとともに、移動型のホームレスの実態を把握するため、日中だけではなく、深夜の時間帯も調査を行っています。

【第3期期間中の取組状況、実績】

- a 概数調査（第2章参照）
- b 生活実態調査（第2章参照）

【事業の評価と課題】

- 調査の結果、市内のホームレス数は平成15（2003）年の1,038人をピークに、第3期期間中も減少が続いていますが、野宿期間の長期化やそれに伴う高齢化がより顕著になっていることが確認されました。
- 調査結果については国に報告するとともに、本計画の改定や毎年の事業点検等に活かしています。

イ 関係機関との連携による個別分野の取組

(ア) 人権擁護の取組

【取組の概要】

ホームレスに対する襲撃等の事件・事故を防止するため、学校教育における教職員向けの冊子「子どもたちの健やかな成長を願って」の配布や、夏休みや冬休み期間中のパトロールを実施します。

また、女性や外国人のホームレス等もいることから、自立支援センター内に女性専用の居室フロアを設けるなど、個々の状況に配慮した対応を図っています。

【第3期期間中の取組状況、実績】

- 川崎市人権施策推進基本計画や人権パンフレット（「HUMAN RIGHTS」）にホームレスの人権擁護、自立支援の取組及び相談窓口の設置について掲載しました。
- 教育委員会では、人権尊重教育や道徳授業の中で、ホームレスへの理解や接し方についての教育を行いました。また、長期休暇の初めと終わりの時期にあわせ、年7回程度、ルートを設定してパトロールを実施しました。
- 自立支援センター南幸町及び生活づくり支援ホーム下野毛において、女性ホームレスの受け入れを行いました。また、南幸町については、平成28（2016）年度から定員を15人に拡大し、うち9人分を女性枠として確保しました。

(イ) 就業の機会の確保

【取組の概要】

ホームレスの自立に向けては、より多くの求人、職種を確保することが重要であることから、就労能力、希望職種のほか、障害の有無や程度等も正確に把握した上で、それぞれの状況に応じた就業の場を、職業訓練から常用雇用に至るまでの段階、又は様々な半就労半福祉¹⁰的自立の形態ごとに安定的に確保・提供します。

【第3期期間中の取組状況、実績】

a 公共職業安定所（ハローワーク）との連携

- ハローワークから自立支援センター（日進町）に就労支援ナビゲーターの派遣を受け、入所者に対する職業相談を実施しました。

b 県ホームレス就業支援協議会（寿労働センター）との連携

- [表40]は県ホームレス就業支援協議会による就業機会確保支援事業の実施状況です。同協議会で民間事業所への訪問等を行い、臨時的・軽易な仕事及び求人の開拓、

求人情報の収集等を行っています。

〔表 40〕 県ホームレス就業支援協議会による就業機会確保支援事業の実施状況

(単位:人)

	平成26(2014)年度	平成27(2015)年度	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度	合計
接触した事業所数	1,152	1,360	1,329	1,139	4,980
(うち訪問した事業所数)	1,152	1,360	1,329	1,139	4,980
確保した求人件数	725	630	508	426	2,289
(うち職場体験講習とセット)		115	73	62	250
確保した求人数	2,826	2,643	2,327	2,211	10,007
(うち職場体験講習とセット)		342	202	156	700

○ 〔表 41〕 は県ホームレス就業支援協議会による自立支援センターにおける就業支援事業、職場体験講習事業、就職支援セミナー事業の実施状況です。

- ・就業支援事業では、寿労働センターから自立支援センター（日進町、下野毛）に就業支援相談員の派遣を受け、相談の結果、期間中に合計 203 人が就業に至りました。
- ・職場体験講習事業は、事業所等で働くことに対する不安の解消等を目的に一定期間、職業体験を行う事業であり、自立支援センター入所後の稼働能力等の見極めにも効果を発揮しています。
- ・就職支援セミナー事業は、キャリアカウンセラー等の専門講師の派遣により、就職活動の心構え、面接のマナー及び履歴書の作成方法についての指導・助言及び就職活動に役立つノウハウの付与を行う事業であり、期間中、合計 63 回、384 人が参加しました。

〔表 41〕 自立支援センターにおける就業支援事業、職場体験講習事業、就職支援セミナー事業の実施状況

(単位:人)

		平成26(2014)年度	平成27(2015)年度	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度	合計	
就業支援事業	登録者数	日進町	58	46	72	61	237
		下野毛	57	64	76	90	287
		渡田	5	0	0		5
		合計	120	110	148	151	529
	のべ相談件数	日進町	155	103	332	451	1041
		下野毛	427	119	311	417	1274
		渡田	10	0	0		10
		合計	592	222	643	868	2325
	就業者数	日進町	26	19	28	32	105
		下野毛	8	27	25	37	97
		渡田	1	0	0		1
		合計	35	46	53	69	203
職場体験講習事業(受講者数)	日進町	40	23	39	25	127	
	下野毛	38	46	47	43	174	
	合計	78	69	86	68	301	
就職支援セミナー事業	回数	日進町	12	12	12	12	48
		下野毛	0	5	5	5	15
		合計	12	17	17	17	63
	参加人数	日進町	51	52	51	53	207
		下野毛	0	69	53	55	177
		合計	51	121	104	108	384

c 就労体験事業への参加

- 一般就労につながりにくい入所者に対しては、障害者雇用・就労促進を目的とした市の就労体験事業への参加を促し、等々力競技場の椅子拭き、ゴミ分別作業などの体験を通して社会参加のきっかけづくりを行いました。

〔表 42〕 自立支援センター入所者の就労体験事業参加状況

(単位:人)

	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度	合計
参加人数 (延べ)	66	166	232

(ウ) 安定した居住の場所の確保

【取組の概要】

居所の喪失は、住民票を失うことにより求職活動が困難になるだけでなく、健康保険への加入ができず、医療機関への受診が難しくなる、また地域とのつながりが切れてしまう等、様々な社会資源¹¹との関係を途絶えさせる原因になることから、適切な居所の確保及び居宅生活維持のためアフターケアの実施を行います。

なお、平成 29 (2017) 年 4 月には「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」が公布、同年 10 月 25 日に施行され、民間の空き家、空き室等を活用した入居を拒まない賃貸住宅の登録制度の創設等を含む、重層的な住宅セーフティネット機能の強化が図られることになりました。

また、市では同法に基づき、市、不動産関係団体、居住支援団体等が参加する総合的な居住支援の検討の場として「川崎市居住支援協議会」を設立しています。

【第 3 期期間中の取組状況、実績】

a 自立支援センター入所者に対する居住支援（再掲）

- ・ 緊急連絡先、連帯保証人の確保等に係る支援
- ・ 低家賃の民間賃貸住宅等に関する情報提供
- ・ 物件の同行見学
- ・ 賃貸借契約時の不動産業者への同行支援
- ・ 福祉施設入所に向けた支援
- ・ アフターケア事業に関する情報提供（自立支援センター退所後の再野宿防止）

b 緊急一時的な居所提供支援

- 居所喪失や災害、健康状態の不良等により、緊急的に居所を必要とするホームレスに対して、自立支援センターを活用した支援を行いました。

[表 43] 緊急避難コースによる自立支援センター入所者推移

(単位:人)

	平成27(2015)年度	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度	合計
日進町	36	33	40	109
下野毛	44	15	38	97
南幸町	19	8	22	49
合計	99	56	100	255

(エ) 保健及び医療の確保

【取組の概要】

野宿生活においては、栄養状態や健康状態が悪化しているにもかかわらず、必要な保健・医療サービスを受けられないケースが多いことから、医療機関、保健所、福祉事務所との連携のもと、個々の病状に応じた保健及び医療の確保に努めるとともに、生活保護制度や介護保険制度につなぎ、健康状態の改善に努めます。

【第3期期間中の取組状況、実績】

a ホームレスに対する健康診断、結核検診の実施

- ホームレスの健康意識の向上、疾病予防を目的に、平成6(1994)年度から健康診断及び結核検診を実施しています。第3期計画期間中は各年度20人前後の受診者で推移しており、延べ受診者数は75人(うち、結核り患者数は0人、「所見あり」人数は61人)でした。

[表 44] 健康診断、結核検診受診者数及び所見人数

	平成26(2014)年度	平成27(2015)年度	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度
検診日	11月26日	12月1日	12月12日	12月5日
検査項目	問診、エックス線(※)、身長・体重測定、尿検査、血圧測定、血液検査			
会場	川崎市教育文化会館			
受診人数	23人	15人	17人	20人
所見人数	22人 (要指導13人) (要医療9人)	15人 (要指導10人) (要医療5人)	13人 (要指導5人) (要医療8人)	11人 (要指導3人) (要医療8人)

(※)エックス線検査については平成28年度から健康診断とは別日に設定しています。

b 精神保健福祉センター等との連携(巡回相談事業参照)

- 通常の巡回に加え、月1回程度、精神科医との合同巡回を実施し、専門的な見地からの助言を受けながら対象者にアプローチを行っています。

c 医療機関との連携・協力(「救急医療活動円滑化事業」の実施)

- 救急医療活動円滑化事業は、ホームレスが救急搬送された際等に診療行為を円滑に行うために必要な清拭を行う事業であり、平成7(1995)年度から川崎市病院協会への委託により実施しています。[表 45]のとおり、対象人数はホームレスの減少に伴い、減少傾向にあります。

〔表 45〕 救急医療活動円滑化事業の実施人数及び対象医療機関数

	平成26(2014)年度	平成27(2015)年度	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度
対象人数	233人	190人	141人	112人
対象医療機関数	39件	39件	38件	37件

(オ) 施設管理者との連携による自立に向けた取組

【取組の概要】

公共施設の利用者と、そこで起居するホームレスとの間であつれきが生じる場合があることから、事態の解決に向けて、施設管理者と連携して対応を行います。

【第3期期間中の取組状況、実績】

- 施設管理者との情報共有及び合同巡回の実施
 - ・多摩川河川敷について、国土交通省（京浜河川事務所）と定期的に合同巡回を実施
 - ・公園や道路については、各区道路公園センターや国土交通省（横浜国道事務所）と合同巡回を実施
 - ・合同巡回の際には、施設管理者と自立支援担当で、これまでの対応状況や今後の方針等の確認を行った上で、ホームレスの人権にも配慮しながら、施設管理者からは荷物の撤去指導等を、自立支援担当からは福祉事務所への相談や自立支援センターの案内などを行いました。

第3章 第4期川崎市ホームレス自立支援実施計画

1 計画の基本的な考え方

(1) 基本目標

基本目標

一人ひとりの状況や課題に応じたきめ細やかな相談支援による安定した地域生活の実現をめざして

特別措置法では、ホームレスを「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者」と定義していますが、ホームレスに至る要因については、倒産・失業等の仕事に起因するものや、病気やけが、人間関係、家庭内の問題等様々なものが複合的に重なり合っていることが特徴で、年齢層によってもその傾向は異なっています。

また、ホームレスの現状（第2章1(1)全国の状況）にも記載したとおり、平成28年10月実施の生活実態調査の結果からは、ホームレスの高齢化や路上（野宿）生活期間の長期化の傾向がより一層顕著になるとともに、路上（野宿）生活を脱却した後、再び路上（野宿）生活に戻ってしまうホームレスの存在や、若年層については、終夜営業の店舗等、屋根のある場所との行き来の中で、路上（野宿）生活の期間が短期間になりやすい傾向があること等が確認されました。

こうした状況を踏まえ、国は最新の基本方針において、高齢化や長期化等、ホームレスの状況の変化に対応した支援の必要性、路上やシェルター等における医療的視点に基づいたきめ細やかな相談や支援の実施、居住に困難を抱える者であって、地域社会から孤立した状態にある者が地域において日常生活を営むための支援の実施等について明記しています。

第4期計画では、このようなホームレスの実態や基本方針を踏まえ、保健、医療、福祉、雇用、住宅、教育など、ホームレスを取り巻く様々な分野における課題について、市内で暮らし、活動する多様な主体が一体となって解決に向けた取組を推進できるよう図っていきます。

また、ホームレスの自立支援にあたっては、基本的人権尊重の精神に基づき偏見や差別意識の解消に努め、地域社会の理解と協力を得るとともに、一人ひとりの状況や課題に応じてきめ細やかな相談支援を行うことで、ホームレスが地域社会を構成する一員として居場所と役割、社会とのつながりを取り戻し、自らの意思で安定した生活を営むことができるよう総合的かつ計画的に支援施策（事業）を推進していきます。

ア 施策推進にあたっての考え方

施策推進にあたっての考え方

- (ア) 「トータルサポート」の考えに基づいた自立支援の展開
- (イ) 地域福祉¹² 社会におけるセーフティネット¹³の構築

(1)で掲げた基本目標の達成に向け、第4期計画では、困窮者支援法における相談支援プロセスを踏まえつつ、「トータルサポート」による自立支援施策を展開していくとともに、地域社会におけるセーフティネットの構築を目指して取組を進めていきます。

(ア) 「トータルサポート」の考えに基づく自立支援の展開

本市における「トータルサポート」とは、ホームレスが置かれている状況に応じて設定した5期を、「線」と「面」でつなぎ合わせることにより行う、総合的（トータル）できめ細かな支援（サポート）のことです。

a 「線」としての考え方

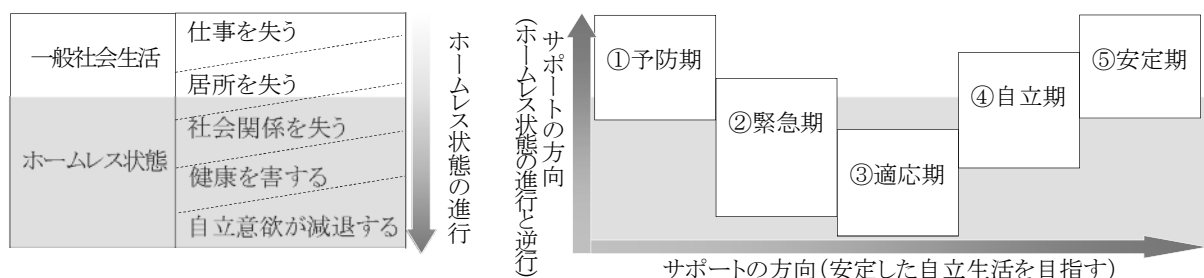
「線」としての「トータルサポート」とは、支援者との出会いから自立まで、又は現在必要な支援と将来に向けた長期的な支援というように、時系列でとらえたサポートを指します。ホームレス状態へ進行する例として、「職を失い、居所を失い、社会関係を失い、健康を害し、自立意欲が減退する」という流れがあることから、ホームレスに陥っていく状態を5期に対応させ、対策を講じていきます。

b 「面」としての考え方

「面」としての「トータルサポート」とは、ホームレスを取り巻くあらゆる環境において、行政のほか、様々な民間主体（NPO法人、事業者等）や地域住民等によって広範に行われるサポートを指します。

第4期計画では、「面」としてのサポートが十分に機能するよう、「自助・互助・共助・公助」¹⁴をバランスよく組み合わせながら、自立支援の取組を進めていきます。

●ホームレス状態と「トータルサポート」



① **予防期**（ホームレスとなるおそれのある人への相談の実施）

生活困窮者の相談窓口である川崎市生活自立・仕事相談センター（だいJOBセンター）¹⁵等、各種相談機関や福祉事務所とともに、互助を含む多様な主体による広範な連携のもと、ホームレス化の防止に取り組みます。

② **緊急期**（個々のニーズや自立阻害要因の把握）

ホームレス状態となった人について、巡回相談員、施設管理者等と情報を共有しながら、個々の状況に応じて必要な支援を行います。

具体的には、巡回相談の実施により、一人ひとりの状況や本人の意思を確認しながら、福祉事務所への相談や医療機関への受診、自立支援センター入所につなげます。また、自立支援センター入所後はインテーク等を実施し、自立阻害要因の迅速かつ的確な把握に努めます。

③ **適応期**（自立阻害要因に対する具体的な対応及び自立意欲・社会性等の回復）

自立支援センターにおいて、日常生活能力や就労可否等の見極めを行いながら、自立阻害要因や入所者本人の意向を踏まえ、自立に向けた支援プランを作成します。

なお、支援にあたっては一人ひとりの状況を踏まえ、関係機関と連携しながら、阻害要因の解消と自立意欲・社会性の回復に向け適切な取組となるよう留意します。

例えば、健康状態不良で就労が困難な人については医療受診を、加齢に伴いADL¹⁶が低下した要介護状態の人等については介護認定の申請等を行います。

また、一般就労が可能な段階に至っていない若年層等については、職業体験や就職支援セミナー等をとおして自立意欲や社会性の習得、回復を目的とした取組を推進します。

④ **自立期**（就労に限らない様々な形態の自立に向けた支援の実施）

自立支援センターで作成した支援プランに基づき、安定した地域生活が営めるよう個々のニーズに応じたきめ細かな支援を実施します。

⑤ **安定期**（自立生活の継続・再野宿化防止のためのアフターケアの実施）

アフターケア事業等により、ホームレスが再野宿化しないよう、就労先や居住地域における社会生活の安定を目指した取組を行います。

（イ） 地域福祉社会におけるセーフティネットの構築

一般にセーフティネットは「安全網」などと訳され、公的な制度としては、社会保険制度や雇用保険制度が「第1のセーフティネット」と呼ばれ、基本的なセーフティネットに位置付けられていますが、不安定な雇用形態で就労する人が多いホームレス（ホームレスになることを余儀なくされるおそれのある人含む）には、「第2のセーフティネット」としての生活困窮者の相談支援や、「第3（最後）のセーフティネット」である生

活保護の適用などにより、一人ひとりの状況に応じて、確実に支援が行き届くようにしていく必要があります。

一方で、近年、単身世帯の増加や家族形態の変化を含めた社会変容に伴い、失業や病気など、生活に何らかの影響を与える出来事をきっかけに困窮状態に至る危険性をはらんでいる人の存在が指摘されており、ホームレスを巡る問題についても、社会的孤立や自尊感情の低下、健康意識の希薄さなどが要因となり路上生活に至る点は共通する問題としてとらえる必要があります。こうしたことから、ホームレスを直接支援する施策と併せて、ホームレスの再野宿化を防止し、新たなホームレスを生まない社会づくりを実現するため、国が推進する「地域共生社会」の実現に向けた取組の一環として、人と人とのつながりによる孤立化の防止、地域のみまもりや支えあい等、重層的なセーフティネットの構築を目指していく視点が必要です。

a 生活困窮者自立支援制度

非正規雇用労働者など、生活困窮に至るリスクが高い層が増加する中、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者を支援する、いわゆる「第2のセーフティネット」の充実・強化を図ることを目的に、平成25(2013)年12月に困窮者支援法が成立し、平成27(2015)年4月から施行されました。同法はホームレスやそのおそれのある層も含めて、広く生活困窮者を対象に包括的な支援を提供するものであることから、本市においてもホームレスの自立支援事業については、従来の特別措置法の趣旨・理念を踏まえつつ、困窮者支援法に規定する「自立相談支援事業」と「一時生活支援事業」を活用し、実施しています。

b 生活保護制度の適用

生活保護制度は、資産、能力等を活用しても、最低限度の生活を維持できない人に対して最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とする制度であり、要保護状態にあるホームレスの自立にとっては欠かすことのできない基本的なセーフティネットの一つです。

本市においては、第3期計画期間中(平成30(2018)年3月まで)に、自立支援センター事業において、自立を果たした1,393人(就労自立と福祉自立の合計)のうち、964人(69.2%)が主に生活保護制度の利用に結び付いているところです。

c ソーシャル・インクルージョンの理念に基づく取組

ソーシャル・インクルージョン(社会的内包)とは、社会において孤立や排除を生み出している要因に焦点を当て、それを社会全体の自覚のもとで改善していくための方法として、すべての人が存在の価値と役割を持ち、誰一人として余すことなく社会的に内包することのできる社会を構築するという理念です。

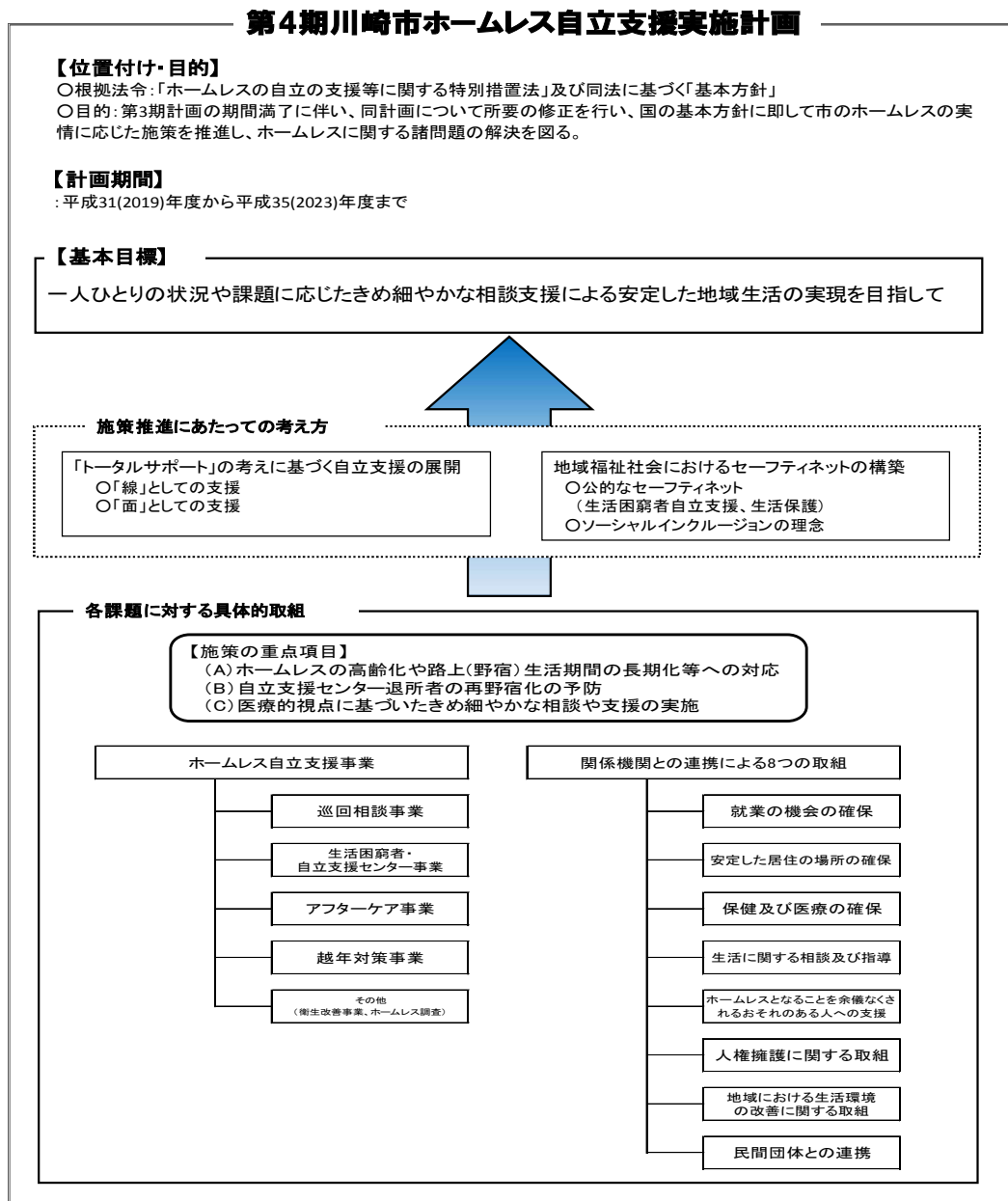
様々な要因からなるホームレス問題の予防対応にあたっては、ソーシャル・インクルージョンの理念のもとでの社会的な支え合いが必要となります。

本市においては、地域に根ざした広範な活動を行い、様々なつながりを持っている社会福祉協議会等の各種団体、町内会、自治会、民生委員・児童委員等とのさらなる連携により、セーフティネットの構築を進めます。

※平成12(2000)年12月8日厚生省の「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」報告書において、ソーシャル・インクルージョンについての考え方が取り入れられています。

d 国及び近隣自治体と連携した広域的な取組

ホームレスに関する諸問題は、社会・経済状況を背景とした都市部共通の貧困問題であることを踏まえ、本市の中だけでは完結しない側面もあることから、全国自治体ホームレス対策連絡協議会等により、国はもとより近隣自治体との連携による広域的な取組を進めます。



2 各課題に対する具体的な取組

ホームレスが野宿生活を脱し、安定した生活を営めるように支援するためには、ホームレスとなるに至った個々の事情や状況に着目した自立支援施策を講ずる必要があります。

本市においては、本章1(1)で掲げた基本目標の実現に向け、これまで実施してきたホームレス自立支援事業のうち、「巡回相談事業」「ホームレス自立支援センター事業」「アフターケア事業」「越年対策事業」を「4つの施策の柱」と位置付け、充実を図るとともに、「関係機関との連携による8つの取組」により総合的に自立支援を推進していきます。

なお、「ホームレス自立支援センター事業」について、国の基本方針にあわせ「生活困窮者・ホームレス自立支援センター事業」に名称を改めるとともに、各施策については、基本方針の中で触れられている次の視点に重点を置いて、見直しや推進を図ります。

【施策推進にあたっての重点項目】

- (A) ホームレスの高齢化や路上（野宿）生活期間の長期化等への対応
- (B) 自立支援センター退所者の再野宿化の予防
- (C) 医療的視点に基づいたきめ細やかな相談や支援の実施

(1) ホームレス自立支援事業

(以下【第4期計画の方針】中、(A)～(C)は上記重点項目に対応します)

ア 巡回相談事業

【第4期計画の方針】

○ 国の基本方針でも指摘されている通り、一度ホームレスになり、その期間が長期化した場合、脱却が難しくなるという実態があることを考慮して、できる限り路上（野宿）生活の初期の段階で、巡回相談により自立支援につながるようにしていくことが必要です。

このため、市民から提供いただいた情報等を活用し、重点地域や個別対応区分の設定などを適宜見直すことで、より効果的、網羅的な巡回を実施するとともに、相談対応時の丁寧な聞き取り等によって長期化・固定化の予防に努めます。(A)

○ すでに長期化・固定化しているホームレスについても、加齢に伴う体調不良等によりホームレス生活に限界を感じ、路上（野宿）生活からの脱却の意思を示す人もいるため、日頃から「困ったときに相談してこられる信頼関係の構築」に努め、対象者の言動や態度、健康状態、周囲の状況の変化など、わずかなサインを見逃さないよう粘り強く巡回活動を行います。(A)

また、精神科医との合同巡回を継続するとともに、必要に応じて精神保健部門や各区の高齢者・障害者支援担当等、部署を横断したチームで情報を共有し、アプローチの方法を検討するなど、医療的視点に基づいたきめ細やかな相談支援に取り組んでいきます。あわせて、担当者会議等の設置・開催により、精神保健部門と定期的に情報交換を

行うことで連携体制の強化を図ります。 (C)

- 終夜営業店舗に寝泊まりする等、不安定な居住環境にありホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある人に対し、支援施策等の周知を図ります。

取組\年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	平成33(2021)年度	平成34(2022)年度	平成35(2023)年度
巡回相談事業	・効果的な巡回の実施等による新規ホームレスの早期発見 ・医療的視点に基づいたきめ細やかな相談支援の実施				
	・精神保健所管担当者会議等の設置				
	・定期的な会議の開催による困難事例への対応				
	・ホームレスとなることを余儀なくされる恐れがある人への周知方法検討				
	・支援施策等の周知の実施				
	・効果検証に基づく改善及び取組の継続				

イ 生活困窮者・ホームレス自立支援センター事業

【第4期計画の方針】

- 事業の名称を国の基本方針にあわせ、「生活困窮者・ホームレス自立支援センター事業」と改め、引き続き特別措置法に定義される路上のホームレスのみならず、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある人も含め、入所相談に対応していきます。
- 各自立支援センターにおいては、第3期計画における取組を基本に、困窮者支援法の相談支援プロセスに基づき支援を行います。自立支援センターは幅広い年齢層の人が利用しており、年齢によってもそれぞれ課題やニーズが異なることから、丁寧なインタビュー、アセスメントを行うことで自立阻害要因を的確に把握し、一人ひとりの状況に応じた支援プランの作成及び支援を行います。なお、第3期計画中の課題等については以下の観点により取組を進めます。
- 「自ら収入を得て住居を構える」という気持ちや就労に対する意欲そのものを持ちづらい入所者の中には、不安定な雇用や（他都市を含めた）福祉施設・自立支援施設への入所を繰り返しているケースが見られるため、生活歴やその背景にある課題の把握に努めるとともに、これらの人が、自らの生活を見つめなおし、中長期的に安定した自立を目指す視点を持てるよう就労先の選択等を含め、助言・意識付けを行っていきます。
- 就職が決定した入所者についてはアフターフォローとして、職場の人間関係、雇用条件、業務内容等の把握に努め、適宜助言を行うなど、就労開始後の職場定着に向けた相談支援の充実を図っていきます。

- 精神疾患、依存症、感染症等（疑いがある人含む）、心身に不調を抱える入所者について、早期に専門の治療につなげられるよう関係部署や医療機関等と連携を図っていきます。（C）
- 意欲があっても高齢や障害等、様々な事情により就職につながりにくい人や正規就労の経験がない人などについては、必ずしも一般就労をゴールとするのではなく、自立支援センター退所後の生活を見据え、福祉的就労や段階的就労へのつながりも検討します。また、このような人を含め、就労収入のみでは自立が難しい人については生活保護等、福祉制度の活用により安定した地域生活への移行を図ります。
- 自立支援センターで実施している各種プログラムやボランティア活動は社会性、コミュニケーション能力等を見極めや生活リズムの獲得のみならず、「自分にもできる」という自信や達成感、周囲からの感謝などを通して、自己肯定感の醸成や意欲の向上につながる事例も見られるため、効果的な活用を図っていきます。
- 自立に至らず退所した人のうち、一定割合、施設内での飲酒や暴力行為等、規則違反による退所者が見られるため、入所者の生活サイクルや人間関係などに注意を払い、課題がある場合は早期の面談によりトラブルを回避するなどきめ細やかな支援を行います。
- 集団生活や福祉制度の活用に対する苦手意識や拒否感などがあり、自立支援センターへの入所をためらっているホームレスに対し、「ショートステイ事業」として、自立支援センターの短期利用の機会を提供します。これにより、自立支援センターの雰囲気やルールなどの理解につなげ、本入所へ向けた支援を行います。また、住まいの確保を優先に支援を行う「ハウジングファースト¹⁷」の視点を取り入れた支援手法のあり方やモデル実施について今後検討を進めていきます。（A）

取組\年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	平成33(2021)年度	平成34(2022)年度	平成35(2023)年度
生活困窮者・ホームレス自立支援センター事業	・困窮者支援法の相談支援プロセスに基づく自立支援の推進 ・一人ひとりの状況に応じた柔軟な自立の促進				
	・ショートステイ事業に係る事前調整・準備				
	・ショートステイ事業の実施				
	・効果検証に基づく改善及び事業の継続				
	・ハウジングファーストの視点を取り入れた支援手法のあり方の検討				
	・ハウジングファーストモデル実施				
	・モデル実施を踏まえた支援の実施				

ウ アフターケア事業

【第4期計画の方針】


- 第3期計画の取組を継承し、「アフターケア支援」と「ファーストハウス」の実施により、自立支援センター退所者の再野宿の防止と地域定着を図ります。特に高齢者については、国の基本方針においても居所確保後のみまもりや支援等が必要な人が存在する旨の指摘がなされており、自立支援センターと連携して事業の利用を促します。(B)
- アフターケアの利用にあたっては、事前に利用者本人、アフターケア相談支援員、自立支援センター担当職員等で個別に面談を実施し、自立支援センター入所時に把握された課題を踏まえて支援方針を策定します。利用者の中には精神疾患や依存症を抱える人もいるため、特に病状や通院状況に留意します。また、利用者が生活保護を受給している場合には、訪問のタイミングなどについて福祉事務所と適宜調整を行いながら、切れ目のない相談支援が実施できるよう取組みます。(B)
- ホームレス期間が長く、ホームレス同士のコミュニティで生活してきた人の中には、アパート生活に馴染むことができず、地域での孤立等から少しの躓きで野宿生活に戻ってしまうような例もみられます。このため、特に環境の変化が大きいアパート生活初期の段階（自立支援センター退所直後）においては個々の状況に応じて訪問や電話等の頻度を調整するなど、きめ細やかなフォローを行います。併せて、地域の社会資源の活用（地域包括支援センターとの連携、「いこいの家」の利用等による居場所づくり支援）や、ボランティア活動などの情報提供により、地域とのつながりのきっかけづくりや活動の働きかけを行います。(B)
- 金銭管理に課題があり住居を失うおそれがある人に対しては、公共料金や家賃の口座振替手続き等を支援することで滞納や支払い漏れを防ぎます。また、利用者との協働による収支計画の作成や、専用シートの活用により家計の「見える化」を行うなど、計画的な金銭支出の意識付けを図ります。併せて、川崎市生活自立・仕事相談センター（だいたいJOBセンター）と連携し、家計に関する相談支援を行います。(B)

取組\年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	平成33(2021)年度	平成34(2022)年度	平成35(2023)年度
アフターケア事業	→ ・転居直後の支援強化の検討		→ ・支援の実施		
				→ ・効果検証に基づく改善及び取組の継続	
	→ ・金銭管理など家計に関する相談支援の実施 ・地域活動等の情報提供による地域定着の促進				

エ 越年対策事業

【第4期計画の方針】

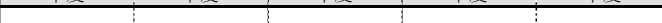
- 事業の利用者数は減少傾向にありますが、年末年始の緊急援護ニーズは引き続き存在することから、緊急一時的な宿泊場所の確保を継続します。
- 緊急援護の観点のみならず、事業の利用をきっかけに今後の生活について考える機会を提供する場としても有効な事業であるため、高齢のホームレス等、特に健康に不安を抱えるホームレスについて、事業終了後（年始の開庁日以降）の継続支援につながるよう取組を進めていきます。 **(A)**
- 富士見周辺地区の再整備の状況や利用者数の動向を考慮しながら今後の事業の実施場所、実施方法について引き続き検討を進めます。

取組\年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	平成33(2021)年度	平成34(2022)年度	平成35(2023)年度
越年対策事業					
	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急一時的な宿所の確保 ・事業終了後の継続的な支援につなげるための取組の充実 ・事業の実施場所や運営方法等についての検討 				

オ 衛生改善事業

【第4期計画の方針】


- 利用者の衛生状態改善のみならず、自立支援センター利用に不安感を抱いているホームレスに施設を「知ってもらう」ための有効な手法であり、短期的な成果とは別の長期的な効果を期待できる事業であるため、引き続き巡回相談事業等で利用周知を図っていきます。

取組\年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	平成33(2021)年度	平成34(2022)年度	平成35(2023)年度
衛生改善事業					
	<ul style="list-style-type: none"> ・取組の推進 ・巡回相談事業と連携した事業の周知 				

カ ホームレス調査

【第4期計画の方針】

- 自立支援施策を効率的かつ効果的に実施するため、国の依頼に基づき引き続き調査を実施します。

取組\年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	平成33(2021)年度	平成34(2022)年度	平成35(2023)年度
ホームレス調査					
	<ul style="list-style-type: none"> ・国の調査依頼に基づく取組の推進 				

(2) 関係機関との連携による取組

ア 就業の機会の確保に関する取組

【第4期計画の方針】

- 引き続き、公共職業安定所や県ホームレス就業支援協議会と連携し、ホームレスの就業の機会の確保に努めるとともに、職業相談の実施、職場体験講習・就職支援セミナーの活用などを通じて、一人ひとりがニーズや能力に応じて就労に結びつくよう支援を行います。
- また、直ちに常用雇用による自立が困難な人に対しては、自立支援センターで実施する各種プログラムへの参加等により、社会生活に必要な生活習慣の獲得や意欲喚起を図るとともに、段階的的就労へのつなぎを含め社会参加を図っていきます。

【主な関係機関：健康福祉局、国、神奈川県】

取組\年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	平成33(2021)年度	平成34(2022)年度	平成35(2023)年度
就業の機会の確保に関する取組	・公共職業安定所、ホームレス就業支援協議会との連携 <div style="text-align: right; margin-top: 5px;">→</div>				

イ 安定した居住の場所の確保に関する取組

【第4期計画の方針】

- 自立支援センター利用者が退所後に安定した住まいを確保できるよう就労や通院の便などそれぞれのニーズに応じて相談支援を行うとともに、川崎市居住支援協議会¹⁸の取組とも連携しながら、民間賃貸住宅への入居支援を行います。
また、民間賃貸住宅に関わる団体と連携し、ホームレスの入居等について、理解と協力が得られるよう普及啓発を図ります。併せて、ホームレスの多くが家族・親族との連絡が途絶えている実情に鑑み、民間の保証会社等に関する情報や、保証人を必要としない住宅情報の収集、提供に努めます。
- 災害等により緊急的に居所を必要とするホームレスに対しては、引き続き、自立支援センターを活用して受け入れを行います。また、健康状態に課題を抱えるホームレスの割合が相対的に増加していることから、今後、自立支援センターの有資格職員の配置割合等を含め、支援体制の充実について検討していきます。

【主な関係機関：健康福祉局、まちづくり局】

取組\年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	平成33(2021)年度	平成34(2022)年度	平成35(2023)年度
安定した居住の場所の確保に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・居住支援協議会、民間賃貸住宅に関わる団体との連携 ・自立支援センターにおける緊急入所の取組 				

ウ 保健及び医療の確保に関する取組

【第4期計画の方針】

- 野宿生活期間が長くなるほど、栄養のかたよりの腰・歯の疾患、アルコール依存症やアルコール性肝障害、不眠等によるストレス増大から生じる高血圧症や心不全等の心疾患を発症する危険性が高まるとともに、感染症の早期発見、治療が難しくなることから、巡回相談事業により個々のホームレスのニーズに応じて健康相談を行い、疾病の早期発見と治療につなげます。
- 第3期計画期間中に実施したホームレスに対する結核検診においては、結核患者は見受けられませんが、自立支援センターの入所希望者で結核の疑いがある人も見受けられることから、保健所等の関係機関と連携を図っていきます。また、健康診断や結核検診を実施します。
- ホームレスが円滑に医療受診できるよう「救急医療活動円滑化事業」を継続するとともに福祉事務所や医療機関と緊密な連携を図ります。また、精神疾患等が疑われ、長期に野宿生活を続けているホームレスについては、通常の巡回によるみまもりに加え、必要に応じて精神保健部門や障害者支援担当等、部署を横断したチームによる支援方針の検討、精神科医や保健師との合同巡回等、医療的視点に基づいたきめ細やかな相談支援を実施します。

【主な関係機関：健康福祉局、各区役所】

取組\年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	平成33(2021)年度	平成34(2022)年度	平成35(2023)年度
保健及び医療の確保に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回相談による医療受診ニーズの把握、生活改善に向けたアプローチ ・健康診断、結核検診の実施 ・救急医療活動円滑化事業の実施 ・医療的視点に基づいたきめ細やかな相談支援の実施 				

エ 生活に関する相談及び指導に関する取組

【第4期計画の方針】

- ホームレスの生活相談の窓口として、福祉事務所は巡回相談事業や自立支援センター等、ホームレスの自立支援施策と相互に連携しながら相談支援を行い、必要に応じて適切な保護を実施します。また、相談の内容によって、他の福祉制度（女性相談、高齢、障害者支援等）や保健医療施策の活用、その他関係機関へのつなぎ等を行います。
- ホームレスに対する生活相談を効果的に行うため、研修等により自立支援センター等の関係職員の資質向上を図ります。
- 洪水等の災害時には、特に多摩川河川敷のホームレスに被害が及ぶおそれがあるため、平時から河川管理者である国土交通省（京浜河川事務所）との連携を図ります。

【主な関係機関：健康福祉局、各区役所、国】

取組\年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	平成33(2021)年度	平成34(2022)年度	平成35(2023)年度
生活に関する相談及び指導に関する取組	・福祉事務所、自立支援センター、その他関係機関の連携による相談体制、職員の資質向上				

オ ホームレスとなることを余儀なくされるおそれがある人への支援に関する取組

【第4期計画の方針】

- 国の基本方針ではホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある人として、主に「定まった住居を失い、簡易宿泊所や終夜営業店舗に寝泊まりする等の不安定な居住環境にある」人を想定していることから、川崎市生活自立・仕事相談センター（だい JOB センター）のほか、必要に応じてハローワークや社会福祉協議会等との連携も図りながら、福祉事務所においてこれらの人の生活相談を行うとともに、路上生活に至らないよう、主にホームレス自立支援センターの活用により居所の確保を図り、自立に向けた支援を行っていきます。また、これらの人に対する支援施策等の周知を図ります。

【主な関係機関：健康福祉局、各区役所】

取組\年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	平成33(2021)年度	平成34(2022)年度	平成35(2023)年度
ホームレスとなることを余儀なくされるおそれがある人への支援に関する取組	・自立支援センターの活用による居所の場所の確保、自立に向けた支援の実施				
	・ホームレスとなることを余儀なくされるおそれがある人への周知方法検討				
	・支援施策等の周知の実施				
	・効果検証に基づく改善及び取組の継続				

カ 人権擁護に関する取組

【第4期計画の方針】

- ホームレスに対する偏見や差別意識の解消のため、引き続き、市の人権施策推進基本計画「人権かわさきイニシアチブ」等に基づき啓発を実施するとともに、学校教育において、ホームレスについての正しい理解を深める教育を推進します。
- ホームレスに対する襲撃や嫌がらせ等の発生を確認した場合は、関係機関と連携・協力し、適切な解決を図ります。
- ホームレス自立支援センターをはじめ、各事業の実施にあたっては、利用者の人権の尊重と尊厳の確保に十分配慮するよう努めます。

【主な関係機関：健康福祉局、市民文化局、教育委員会、各区役所】

取組\年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	平成33(2021)年度	平成34(2022)年度	平成35(2023)年度
人権擁護に関する取組	・偏見や差別意識の解消、啓発、襲撃等の事案に関する適切な解決、人権尊重・尊厳の確保				

キ 地域における生活環境の改善に関する取組

【第4期計画の方針】

- 都市公園その他の公共施設の管理者は、ホームレスが当該施設を起居の場所とすることによりその適正な使用が妨げられているような場合は、ホームレスの人権に配慮するとともに、ホームレスの自立支援施策との連携を図りながら、当該施設内の巡視、物件の撤去指導や働きかけを行い、施設の適正な利用の確保を図ります。

また、単に当該施設から移動するのみでは問題の根本的解決とは言えない面があるため、迅速な巡回の実施により今後の生活相談、福祉施策等の案内を丁寧に行うとともに、粘り強い対話を続け、最終的に当事者の自立につながるよう支援します。

【主な関係機関：健康福祉局、建設緑政局、交通局、各区役所、国】

取組\年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	平成33(2021)年度	平成34(2022)年度	平成35(2023)年度
地域における生活環境の改善に関する取組	・施設管理者との連携				

ク ホームレスの自立の支援を行う民間団体との連携に関する取組

【第4期計画の方針】

- ホームレスの自立を支援する上では、ホームレスの生活実態を把握しており、ホームレスに最も身近な地域のNPO、ボランティア団体、民生委員、社会福祉協議会、社会福祉士会等との連携が不可欠です。本章1(1)ア(ア)の「トータルサポート」を推進する観点からも、引き続き、市民懇談会(※)の開催等によって関係団体との定期的な情報交換や意見交換を行います。

(※) 市民懇談会については第4章を参照。

【主な関係機関：健康福祉局、川崎市ホームレス自立支援施策推進市民懇談会】

取組\年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	平成33(2021)年度	平成34(2022)年度	平成35(2023)年度
民間団体との連携に関する取組	→ ・川崎市ホームレス自立支援施策推進市民懇談会の開催				

第4章 ホームレス自立支援施策の推進体制

1 川崎市ホームレス自立支援施策推進市民懇談会

(1) 市民協議会の設置

ホームレス施策の実施及び評価について市民意見の反映等を目的に次の通り設置、開催してきました。

ア 川崎市野宿生活者自立支援対策市民協議会

(平成14(2002)年10月～平成16(2004)年3月)

自立支援施設の設置を目指し、地元住民や関係者との協議を行うとともに、施策の課題や基本方向について意見のとりまとめを実施しました。

イ 川崎市ホームレス自立支援推進市民協議会

(平成16(2004)年11月～平成27(2015)年3月)

自立支援センターの設置及び運営等、「川崎市ホームレス自立支援実施計画」の進捗管理を行うとともに委員からの意見を取りまとめ、計画に反映しました。

(2) 「協議会」から「懇談会」への見直し

全市的な附属機関等の見直しに伴い、パブリックコメントやアンケート調査など、会議形式によらない他の意見聴取の方法も視野に既存の協議会について再検討を行った結果、自立支援施策の推進にあたっては、地域住民や関係機関の意見を直接聴くことが最も有効との結論に達したことから、平成27(2015)年4月以降は、「川崎市ホームレス自立支援施策推進市民懇談会」に再編して開催しています。

ア 懇談会の目的

次に掲げる事項について委員の意見を聴取します。

- (ア) ホームレスの自立支援施策の推進に関する事
- (イ) 「川崎市ホームレス自立支援実施計画」に関する事
- (ウ) その他ホームレスの自立支援に関する事

イ 委員の構成

- (ア) ホームレス施策に関する学識経験者
- (イ) 市民(公募)
- (ウ) 公益財団法人神奈川県労働福祉協会の代表者
- (エ) 社会福祉法人川崎市社会福祉協議会の代表者
- (オ) 神奈川県簡易宿泊業生活衛生同業組合の代表者
- (カ) 川崎商工会議所の代表者

- (キ) 神奈川県司法書士会の代表者
- (ク) 川崎市民生委員児童委員協議会の代表者
- (ケ) 川崎区連合町内会の代表者
- (コ) 公益社団法人神奈川県社会福祉士会の代表者

2 進行管理、庁内及び関係機関との連携

(1) 進行管理

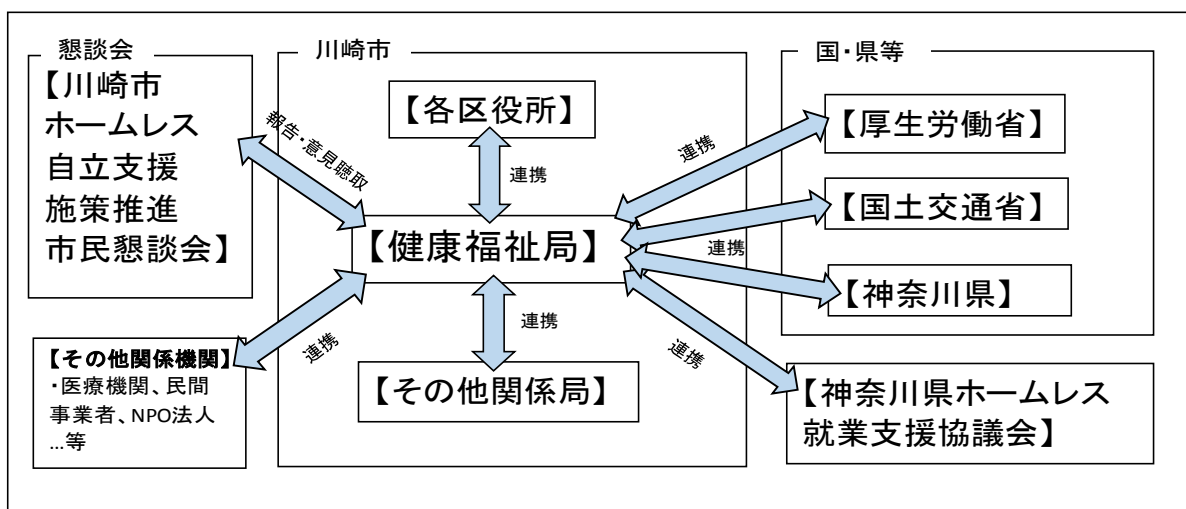
第4期計画については、「川崎市ホームレス自立支援施策推進市民懇談会」において、進捗状況の点検、報告を行うとともに、懇談会委員から意見を聴取することにより、基本方針に基づく取組を計画的に推進していきます。

(2) 庁内連携

第4期計画の実施にあたっては、建設緑政局、まちづくり局、教育委員会、市民文化局、交通局及び各区役所等と連携し、「各課題に対する具体的な取組」で掲げた施策について、適切な推進を図ります。また、関係課長会議等の開催により定期的な情報交換と連携体制の強化を図ります。

(3) 関係機関との連携

第4期計画の実施にあたっては、国（厚生労働省（＝公共職業安定所含む）、国土交通省）、神奈川県、県ホームレス就業支援協議会（寿労働センター）、NPO法人、ボランティア団体等と連携し、ホームレスをトータルサポートする仕組みの構築を進めます。



資料編

用語説明

1 ホームレス

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」第二条に規定されるホームレスは「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者」を指しますが、本計画における支援の対象としては、本文記載のとおり、終夜営業店舗等、不安定な環境に起居し、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある人も含むものとします。

2 自立

「様々な援助を受けながら、自己決定によって社会的な生活を取り戻すこと」の意味で用いています。本計画では、「他人の援助を受けず独力で生きていくこと」の意味ではありません。

3 アウトリーチ

要請がない場合でも積極的に出向いていく援助のことです。福祉サービスの利用に消極的だったり、拒んだりする人に対しても積極的に働きかけることを指します。

4 簡易宿泊所

旅館業法における営業許可業種の一つで、一定の設備基準を満たす施設をいいます。低額で宿泊できるため、日雇労働者等の常宿として利用されています。

5 ホームレス自立支援センター

自立の意思がありながらホームレス等となることを余儀なくされている人が自立した生活を営んでいけるよう、原則 90 日の利用の間に、宿泊援護、就労支援、居住支援等の自立支援事業を行うための一時入所施設です。

6 サテライト型

「衛星」と直訳されますが、ホームレス自立支援事業においては、「通常型の自立支援センター」と一体的に管理運営を行う施設であって、利用定員が概ね 10 人以上 30 人未満のもの」と定義されています。

7 インテーク

ケースワーク過程の最初の段階のことで、相談者の問題状況・主訴・要求を明確に把握・理解し、来談理由を明確にするとともに、相談者の問題がその機関の目的・機能に合致するかどうかを判断することをいいます。

8 アセスメント

援助を開始するにあたって、問題状況を把握し理解するソーシャルワークのプロセスの一つです。

9 スtrenグス視点

要援助者の持っている「強さ」（能力・意欲・自信・志向・資源など）に焦点をあてて援助していくことをいいます。

10 半就労半福祉

基本的には就労によって収入を得ているにもかかわらず、年齢や健康状態等の理由から常用雇用ができず、最低限度の生活を維持することが困難な場合に、生活保護制度等の福祉制度を併せて活用するという自立の在り方です。

11 社会資源

福祉ニーズを充足するために活用される施設・機関、個人・集団、資金、法律、知識、技能等々の総称をいいます。

12 地域福祉

地域社会において、地域住民のもつ問題を解決したり、また、その発生を予防するための社会福祉施策とそれに基づく実践をいいます。

13 セーフティネット

経済的な危機に陥った場合に、最低限の安全を保障する社会的な対策や制度をいいます。雇用分野における職業相談・紹介、職業能力開発、雇用機会創出のための助成金などの対策や、生活保護制度などがこれにあたります。

14 自助・互助・共助・公助

- ・自助：社会の中のサービスを利用することを含めて自分で出来ることは自分ですること。
- ・互助：近隣の助け合いや、ボランティアなどの顔の見えるお互いの支え合いの取組。
- ・共助：お互いの支えあいを基本として制度化されたもので、介護保険や医療保険などリスクを共有する人々で負担する取組。
- ・公助：困窮など自助・互助・共助では対応が難しいことで公的な生活保障を税により取り組むこと。

地域福祉の推進に向けては、4つをバランス良く組み合わせる観点が必要です。

15 川崎市生活自立・仕事相談センター（だいJOBセンター）

生活困窮者自立支援法に基づき市が設置する自立相談支援機関。経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方が、困窮状態から早期に脱却できるよう、その方の状態に応じた包括的な相談支援を実施し、社会的・経済的自立に資することを目的としています。

16 ADL（日常生活動作）

ADL（Activities of Daily Living）は、一般的に「日常生活動作」と訳されます。食事、排泄、入浴、起居、移動、寝起き等の動作で、日常生活において、通常の暮らしをするのに欠かすことのできない基本動作をいいます。

17 ハウジングファースト

「何よりもまず安定して住める住居の確保を優先する」というアメリカのホームレス支援の中で取り入れられてきた支援手法です。従来型の施設入所を前提としたステップアップ型支援になじみにくい人について、先にアパート等の住まいの確保を行い、支援スタッフとの協働によって安定した地域生活の継続を目指すものです。

18 川崎市居住支援協議会

川崎市では、「住宅確保要配慮者が安心して暮らせる住まいの確保のための居住支援の充実」を目指し、川崎市、不動産関係団体、居住支援団体等が参加する総合的な居住支援の検討の場として『川崎市居住支援協議会』を平成28年6月30日に設立しました。

出典・参考書籍 社会福祉用語辞典 四訂 中央法規出版
 社会福祉用語辞典 第9版 ミネルヴァ書房

本市自立支援施策について（取組とトータルサポートの関連表）

1 ホームレス自立支援事業	「トータルサポート」				
	予防期	緊急期	適応期	自立期	安定期
(1)巡回相談事業	○	○			
(2)生活困窮者・ホームレス自立支援センター事業		○	○	○	
(3)アフターケア事業				○	○
(4)越年対策事業	○	○			
(5)衛生改善事業	○	○			
(6)ホームレス調査	○	○			

2 関係機関との連携による8つの取組	「トータルサポート」				
	予防期	緊急期	適応期	自立期	安定期
(1)就業の機会の確保	○	○	○	○	○
(2)安定した居住の場所の確保	○	○	○	○	○
(3)保健及び医療の確保	○	○	○	○	○
(4)生活に関する相談及び指導	○	○	○	○	○
(5)ホームレスとなることを余儀なくされるおそれがある人への支援	○	○	○	○	○
(6)人権擁護	○	○	○	○	○
(7)地域における生活環境の改善	○	○			
(8)ホームレスの自立の支援を行う民間関係団体との連携	○	○			○

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法
(平成十四年八月七日法律第百五号)
(一部改正：平成二四年六月二七日法律第四六号)
(一部改正：平成二九年六月二一日法律第六八号)

- 第一章 総則（第一条—第七条）
- 第二章 基本方針及び実施計画（第八条・第九条）
- 第三章 財政上の措置等（第十条・第十一条）
- 第四章 民間団体の能力の活用等（第十二条—第十四条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないとともに、地域社会とのあつれきが生じつつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう。

（ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標等）

第三条 ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標は、次に掲げる事項とする。

- 一 自立の意思があるホームレスに対し、安定した雇用の場の確保、職業能力の開発等による就業の機会の確保、住宅への入居の支援等による安定した居住の場所の確保並びに健康診断、医療の提供等による保健及び医療の確保に関する施策並びに生活に関する相談及び指導を実施することにより、これらの者を自立させること。
- 二 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われる、これらの者に対する就業の機会の確保、生活に関する相談及び指導の実施その他の生活上の支援により、これらの者がホームレスとなることを防止すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、宿泊場所の一時的な提供、日常生活の需要を満たすために必要な物品の支給その他の緊急に行うべき援助、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の実施、国民への啓発活動等によるホームレスの人権の擁護、地域における生活環境の改善及び安全の確保等により、ホームレスに関する問題の解決を図ること。

2 ホームレスの自立の支援等に関する施策については、ホームレスの自立のためには就業の機会が確保されることが最も重要であることに留意しつつ、前項の目標に従って総合的に推進されなければならない。

(ホームレスの自立への努力)

第四条 ホームレスは、その自立を支援するための国及び地方公共団体の施策を活用すること等により、自らの自立に努めるものとする。

(国の責務)

第五条 国は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、当該地方公共団体におけるホームレスに関する問題の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(国民の協力)

第七条 国民は、ホームレスに関する問題について理解を深めるとともに、地域社会において、国及び地方公共団体が実施する施策に協力すること等により、ホームレスの自立の支援等に努めるものとする。

第二章 基本方針及び実施計画

(基本方針)

第八条 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、第十四条の規定による全国調査を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定しなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について策定するものとする。

- 一 ホームレスの就業の機会の確保、安定した居住の場所の確保、保健及び医療の確保並びに生活に関する相談及び指導に関する事項
- 二 ホームレス自立支援事業（ホームレスに対し、一定期間宿泊場所を提供した上、健康診断、身元の確認並びに生活に関する相談及び指導を行うとともに、就業の相談及びあっせん等を行うことにより、その自立を支援する事業をいう。）その他のホームレスの個々の事情に対応したその自立を総合的に支援する事業の実施に関する事項
- 三 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援に関する事項
- 四 ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項、生活保護法による保護の実施に関する事項、ホームレスの人権の擁護に関する事項並びに地域における生活環境の改善及び安全の確保に関する事項
- 五 ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携に関する事項

- 六 前各号に掲げるもののほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項
- 3 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針を策定しようとするときは、総務大臣その他関係行政機関の長と協議しなければならない。

(実施計画)

- 第九条 都道府県は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認められるときは、基本方針に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。
- 2 前項の計画を策定した都道府県の区域内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認めるときは、基本方針及び同項の計画に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、第一項又は前項の計画を策定するに当たっては、地域住民及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体の意見を聴くように努めるものとする。

第三章 財政上の措置等

(財政上の措置等)

- 第十条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を推進するため、その区域内にホームレスが多数存在する地方公共団体及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体を支援するための財政上の措置その他必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(公共の用に供する施設の適正な利用の確保)

- 第十一条 都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、法令の規定に基づき、当該施設の適正な利用を確保するために必要な措置をとるものとする。

第四章 民間団体の能力の活用等

(民間団体の能力の活用等)

- 第十二条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、ホームレスの自立の支援等について民間団体が果たしている役割の重要性に留意し、これらの団体との緊密な連携の確保に努めるとともに、その能力の積極的な活用を図るものとする。

(国及び地方公共団体の連携)

- 第十三条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

(ホームレスの実態に関する全国調査)

第十四条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、ホームレスの実態に関する全国調査を行わなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から起算して二十五年を経過した日に、その効力を失う。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後五年を目途として、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成二四法四六)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九法六八)

この法律は、公布の日から施行する。

ホームレスの自立の支援等に関する基本方針
(平成30年7月31日厚生労働省・国土交通省告示第2号)

目次

第1 はじめに

第2 ホームレスに関する現状

- 1 ホームレスの現状
- 2 ホームレス自立支援施策の現状

第3 ホームレス自立支援施策の推進

- 1 基本的な考え方
- 2 各課題に対する取組方針
- 3 ホームレス数が少ない地方公共団体の各課題に対する取組方針
- 4 総合的かつ効果的な推進体制等
- 5 基本方針のフォローアップ及び見直し

第4 都道府県等が策定する実施計画の作成指針

- 1 手続についての指針
- 2 実施計画に盛り込むべき施策についての指針
- 3 その他

第1 はじめに

ホームレスの自立の支援等に関する総合的な施策の推進は、平成14年8月に成立したホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成14年法律第105号。以下「法」という。）に基づき実施している。法においては、ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標を明示するとともに、国及び地方公共団体の責務として、当該目標に関する総合的又は地方の実情に応じた施策の策定及び実施を位置付けている。国においては、平成15年、19年及び24年に実施したホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）を踏まえ、平成15年7月、20年7月及び25年7月にホームレスの自立の支援等に関する基本方針を策定し、地方公共団体においては、この基本方針等に即して、必要に応じ、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するための計画（以下「実施計画」という。）を策定しホームレスの自立の支援等を行ってきたところである。

こうした中、平成30年1月に実施したホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）によれば、路上等におけるホームレスの数については、全国で4,977人が確認され、平成15年1月に実施された同全国調査の時点から20,319人減少しており、これまでのホームレスの自立の支援等に関する総合的な施策の推進等により、その数は大幅に減少してきている。

一方で、平成28年10月に実施したホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）によれば、ホームレスの高齢化や路上（野宿）生活期間の長期化が一層進んでいる傾向にあることが認められたところであり、このような路上等のホームレスの背後には、定まった住居を喪失し簡易宿泊所や終夜営業の店舗等で寝泊まりする

等の不安定な居住環境にあり、路上と屋根のある場所とを行き来している層が存在するものと考えられる。

このような状況の下、平成29年6月には、15年間の限時法であった法の期限がさらに10年間延長されたことにより、引き続き法に基づく基本方針を策定し、総合的な施策の推進を図ることとなった。

また、平成27年4月に、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対する包括的かつ早期の支援を実施することを目的とする生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「困窮者支援法」という。）が施行された。

ホームレスの自立に必要な就業の機会の確保等の総合的な支援については、引き続き、法に基づき実施することとした上で、ホームレス自立支援施策のうち福祉の観点から実施している、困窮者支援法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業（以下「自立相談支援事業」という。）、同条第3項に規定する生活困窮者住居確保給付金（以下「住居確保給付金」という。）の支給、同条第6項に規定する生活困窮者一時生活支援事業（以下「一時生活支援事業」という。）等については、法の趣旨・理念を踏まえつつ、困窮者支援法に基づき実施している。

困窮者支援法は、生活保護法（昭和25年法律第144号）の生活保護受給者以外に対して包括的かつ早期の支援を提供するものであることから、ホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者も含めて広くその対象となるものである。生活保護が必要な者には、確実に生活保護を適用しつつ、生活保護の受給により居住場所等の確保に至る間、又は就労等による自立や地域において日常生活が継続可能となるまでの間は、困窮者支援法による一時生活支援事業をはじめとした就労や心身の状況、地域社会からの孤立の状況などに応じた包括的かつ早期の支援が必要である。

本基本方針は、法の趣旨、平成28年に実施したホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）で把握された高齢化や路上（野宿）生活期間の長期化等のホームレスの状況の変化、ホームレス自立支援施策の実施状況等を踏まえつつ、困窮者支援法に基づく支援が、今後もよりその効果を発揮するために、ホームレスの自立の支援等に関する国としての基本的な方針を国民、地方公共団体及び関係団体に対し明示するものである。また、地方公共団体において実施計画を策定する際の指針を示すこと等により、ホームレスの自立の支援等に関する施策が総合的かつ計画的に実施され、もってホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者の自立を積極的に促すとともに、新たにホームレスとなることを防止し、地域社会におけるホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に関する問題の解決が図られることを目指すものである。

第2 ホームレスに関する現状

1 ホームレスの現状

国は全国のホームレスの数及び生活実態を把握するため、地方公共団体の協力を得て、ホームレスの数については平成15年より、年1回、全ての市町村（特別区を含む。以下同じ。）を対象にした概数調査（以下単に「概数調査」という。）を、生

活実態については、平成15年、19年、24年及び28年の概ね5年毎に抽出による全国調査（以下「生活実態調査」という。）を、それぞれ実施している。

(1) ホームレスの数

ホームレスの数については、平成30年概数調査によれば、4,977人となっており（ただし、福島県内の2町については東日本大震災の影響により未実施）、平成15年概数調査の25,296人と比べて、20,319人（80.3%）減少している。ホームレスの数を都道府県別にみると、東京都で1,242人（平成15年概数調査においては、6,361人）、次いで大阪府が1,110人（同7,757人）となっており、この両都府において全国の約半数を占めている。さらに、市区町村別では、全1,741市区町村のうち300市区町村でホームレスが確認され、このうち、ホームレスの数が500人以上であったのは1自治体（平成24年概数調査においては3自治体）、100人以上であったのは7自治体（同16自治体）であるのに対し、10人未満であったのは228自治体（同319自治体）と、全体の約4分の3を占めている。

(2) ホームレスの生活実態

ホームレスの生活実態については、平成28年生活実態調査として、東京都特別区、政令指定都市（熊本市を除く。）及び平成28年概数調査において30人以上のホームレスが確認された市において、全体で約1,400人を対象に個別面接調査を行った。

① 年齢

ホームレスの平均年齢は61.5歳（平成24年生活実態調査では、調査客体数が異なるものの、平均年齢は59.3歳）であり、また、年齢分布については65歳以上が42.8%（同29.0%）となっており、ホームレスの高齢化がより一層進んでいる。

② 路上（野宿）生活の状況

(ア) 生活の場所については、生活の場所が定まっている者が77.5%であり、このうち、「公園」が33.0%、「河川」が26.3%となっている。

(イ) 路上（野宿）生活期間については、3年未満が34.4%であるのに対し、5年以上は55.1%（10年以上は34.6%）となっている。これを年齢階層別にみると、年齢が上がるに伴い路上（野宿）生活期間が長くなる傾向にあり、65歳以上では10年以上の者が43.1%となっている。また、路上（野宿）生活の期間と今後希望する生活との関係を見ると、路上（野宿）生活期間が長くなるほど、「今のままでいい」と回答した者の割合が高くなる傾向にあり、路上（野宿）生活期間が3年以上の者では、その割合は44.2%となっている。

一方、今回の調査における路上（野宿）生活期間が1年未満である者の45.9%が、5年以上前に初めて路上（野宿）生活をしており、路上と屋根のある場所との行き来を繰り返している層の存在が増加している。

寝場所は、3年を境に、路上（野宿）生活期間が長いほど一定の場所に決まっている割合が高い傾向にあり、具体的な寝場所としては、公園が全般に多いが、5年以上の者では河川が多くなる傾向にある。

(ウ) 仕事については、全体の55.6%が仕事をしており、その内容は「廃品回収」が70.8%を占めている。仕事による平均的な収入月額については、3万円以上5万円未満が

33.6%と最も多く、次いで1万円以上3万円未満が30.7%となっており、平均収入月額は約3.8万円となっている。これを年齢階層別にみると、65歳以上の者であっても53.8%が収入のある仕事をしている。年齢が上がるに伴い路上（野宿）生活期間が長くなる傾向は、このように、路上等で仕事をし、一定の収入を得ながら生活ができていること、一定の場所に決まって起居していることで生活が一定程度安定していること等もその背景にあるものと考えられる。

③ 路上（野宿）生活までのいきさつ

路上（野宿）生活の直前の職業については、建設業関係の仕事が48.2%、製造業関係の仕事が13.0%を占めており、雇用形態は、「常勤職員・従業員（正社員）」（以下「常勤職」という。）が40.4%と大きな割合を占め、「日雇」が26.7%、「臨時・パート・アルバイト」が24.1%となっている。また、路上（野宿）生活に至った理由としては、「仕事が減った」が26.8%、「倒産・失業」が26.1%、「人間関係がうまくいなくて、仕事を辞めた」が17.1%となっている。

若年層（45歳未満の者をいう。以下同じ。）についてこれらの状況をみると、路上（野宿）生活の直前の雇用形態は、常勤職が他の年齢層と比べて少なくなっており、35歳未満の層では常勤職が20.0%となっている。最も長く就業していた業種も、サービス業が最も多く25.9%となっており、建設業や製造業の常勤職又は「日雇」の多い高齢層とは異なる状況が認められる。また、路上（野宿）生活に至った理由としては、「倒産や失業」が37.0%、「人間関係がうまくいなくて、仕事を辞めた」が25.9%、「家庭内のいざこざ」が25.9%、「アパート等の家賃が払えなくなった」が14.8%となっており、労働環境の変化や家庭内の人間関係等の多様な問題が重なり合っていることが特徴としてあげられる。

④ 健康状態

現在の健康状態については、「悪い」と答えた者が27.1%であり、このうち治療等を受けていない者が60.9%となっている。具体的な自覚症状については、「歯が悪い」が24.9%、「腰痛」が24.1%となっている。なお、「よく眠れない日が続いた」が15.0%、「2週間以上毎日のように落ち込んでいた時期があった」が4.7%となっており、うつ病等の精神疾患を有すると考えられる層も一定程度みられた。

⑤ 福祉制度等の利用状況

(7) 福祉制度の利用状況については、巡回相談員に会ったことがある者は89.8%であり、このうち相談をしたことがある者は46.9%となっている。

また、ホームレス緊急一時宿泊施設を知っている者は70.2%であり、このうち当該施設を利用したことがある者は20.6%、ホームレス自立支援施設を知っている者は73.2%であり、このうち当該施設を利用したことがある者は15.1%となっている。

ホームレス緊急一時宿泊施設及びホームレス自立支援施設の利用者の状況については、若年層が42.4%、利用前の路上（野宿）生活期間では1か月未満の者が70.9%を占めており、高齢層における路上（野宿）生活者が長期化しているのに対して、これらの施設利用者は、若年層や路上（野宿）生活期間が短い

者が多くなっている。

また、過去に、ホームレス自立支援施設の利用経験がある者の退所理由をみると、就労退所が26.6%（「会社の寮、住み込み等による就労退所」が16.3%、「アパートを確保しての就労退所」が10.3%）、生活保護の適用による入院、居宅の確保による退所が8.4%を占めるが、このうち「アパートを確保しての就労退所」している者を年齢階層別でみると、若年層が全体の19.0%を占めている。

さらに、就労退所した後に再び路上（野宿）生活に戻った者については、「仕事の契約期間が満了した」、「周囲とのトラブルや仕事になじめない」など、多面的な要因により路上に戻っている。

- (イ) 民間支援団体による支援の利用経験については、「炊きだし」が最も多く54.5%を占め、次いで「衣類、日用品等の提供」が31.9%となっており、その情報入手経路は、「口コミ」が最も多く46.5%となっている。

⑥ 今後希望する生活について

今後希望する生活としては、「今のままでいい（路上（野宿）生活）」という者が最も多く35.3%となっており、次いで「アパートに住み、就職して自活したい」という者が21.7%、「アパートで福祉の支援を受けながら、軽い仕事をみつきたい」が12.8%となっている。

年齢層が低いほど「アパートに住み、就職して自活したい」と希望する傾向にあり、年齢層が高いほど「今のままでいい（路上（野宿）生活）」という回答が多く、65歳以上の者では41.1%となっている。

「今のままでいい（路上（野宿）生活）」とする理由については、「今の場所になじんでいる」が32.8%、「アルミ缶、雑誌集めなどの仕事があるので暮らしていける」が27.2%となっている。

また、ホームレス自立支援施設やホームレス緊急一時宿泊施設の利用経験がある者は、住居と仕事を確保し自立を希望する割合が高い傾向にあるのに対し、利用経験がない者は、現在の路上（野宿）生活を維持することを希望する傾向が高い。

⑦ 生活歴

家族との連絡状況については、家族・親族がいる者は73.0%を占めているものの、このうち、平成27年10月から平成28年9月までの1年間に家族・親族との連絡が途絶えている者が78.5%となっている。

また、公的年金の保険料を納付していたことがある者は62.4%であり、金融機関等に借金がある者は14.3%であった。

⑧ 行政や民間団体への要望及び意見

行政や民間団体への要望及び意見としては、住居関連が33.7%と最も多く、次いで仕事関連が28.3%となっている。

2 ホームレス自立支援施策の現状

ホームレス自立支援施策については、公共職業安定所による職業相談や求人開拓、

困窮者支援法に基づく自立相談支援機関や一時生活支援事業を実施する事業者による就労支援や健康相談、保健所等の関係機関と連携した医療の確保、生活保護法による保護等の一般施策を実施している。このほか、特にホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者を対象とした施策として、就労の観点からは、一定期間試行的に民間企業において雇用するトライアル雇用事業、地方公共団体や民間団体等から構成される協議会を活用して就業の機会の確保を図るホームレス就業支援事業、技能の習得や資格の取得等を目的とした日雇労働者等技能講習事業を実施している。

また、平成27年4月の困窮者支援法の施行に伴い、ホームレス自立支援施策のうち福祉の観点から実施していた各事業については、基本的に困窮者支援法に基づく自立相談支援事業及び一時生活支援事業等として実施しており、これらの雇用、保健医療、福祉及び住宅等の各分野にわたる施策を総合的に推進しているところである。

第3 ホームレス自立支援施策の推進

1 基本的な考え方

(1) 最近のホームレスに関する傾向・動向

ホームレスになった要因としては、倒産・失業等の仕事に起因するものや、病気やけが、人間関係、家庭内の問題等様々なものが複合的に重なり合っており、また、年齢層によってもその傾向は異なっている。この点、平成28年生活実態調査においては、平成24年生活実態調査と同様に、ホームレスの高齢化や路上（野宿）生活期間の長期化の傾向がより一層顕著となるとともに、路上（野宿）生活を脱却した後、再び路上（野宿）生活に戻ってしまうホームレスの存在や、若年層については、終夜営業の店舗等、屋根のある場所との行き来の中で、路上（野宿）生活の期間が短期間になりやすいといった傾向が確認されたところである。

さらに、民間団体が、ホームレス一時生活支援事業を行う事業者やホームレス支援実施団体を対象として実施した調査研究結果によると、39歳以下では、終夜営業の店舗等を利用しているためアウトリーチが届きにくい者や、65歳以上では、居所確保後の見守りや支援等が必要な者がそれぞれ存在することが確認されたところであり、年代別の課題を考慮した支援も必要である。

(2) 総合的なホームレス自立支援施策の推進

このようなホームレスの実態を十分に踏まえるとともに、今日の産業構造や雇用環境等の社会情勢の変化を捉えながら、総合的かつきめ細かなホームレス自立支援施策を講ずる必要がある。

特に、ホームレス自立支援施策は、ホームレスの就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況等に応じ、自らの意思で安定した生活を営めるように支援することが基本であり、このためには、就業の機会の確保が最も重要であるが、同時に安定した居住の場所が確保され、地域で自立した日常生活が継続可能となる環境づくりも必要である。

その他、保健医療の確保、生活に関する相談及び指導等の総合的な自立支援施策

を講ずる必要がある。

また、ホームレスに加え、終夜営業の飲食店や知人宅など、屋根のある場所とを行き来する不安定な居住の状況にある者については、困窮者支援法に基づく施策等により確実に支援する必要がある。

(3) 地方公共団体におけるホームレス自立支援施策の推進

地域ごとのホームレスの数の違い等、ホームレス問題は地方公共団体ごとにその状況が大きく異なっており、このような地域の状況を踏まえた施策の推進が必要である。具体的には、ホームレスが多い市町村においては、2の取組方針に掲げる施策のうち地域の実情に応じて必要なものを積極的かつ総合的に実施し、また、ホームレスが少ない市町村においては、2の取組方針を参考としつつ、3の取組方針を踏まえ、広域的な施策の実施や既存施策の活用等により対応する。国は、2の取組方針に掲げる施策に積極的に取り組むとともに、地域の実情を踏まえつつ、ホームレスが少ない地方公共団体も積極的にホームレス自立支援施策に取り組めるよう、その事業の推進に努める。

(4) 困窮者支援法等によるホームレス自立支援施策の更なる推進

困窮者支援法は、ホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者も含む生活困窮者を対象に、全ての福祉事務所設置自治体が必ず実施することとされている自立相談支援事業を中心に生活保護法、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「住宅セーフティネット法」という。）等の関連制度と連携し包括的な支援を恒久的に提供するものである。

平成29年6月に法が延長された趣旨に鑑み、今後もホームレス自立支援施策に着実に取り組む観点から、各地域のホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者の実情を踏まえ、一時生活支援事業等にも積極的に取り組むことによって、これまで以上に効果を発揮することが求められる。

(5) 各事業を提供する施設

① 生活困窮者・ホームレス自立支援センター

(ア) 概要

法の趣旨に基づき、自立に向けた意欲を喚起させるとともに、職業相談等を行うことにより、就労による自立を支援することを目的とした施設である。また、困窮者支援法の下では、法に基づくホームレスのみならず、生活困窮者も広く対象とした上で、生活困窮者の相談に応じ、助言等を行うとともに、個々人の状態にあった計画を作成し、就労支援など必要な支援を行う自立相談支援事業と、一定の住居を持たない生活困窮者に対し、宿泊場所などの日常生活を営むのに必要な便宜を供与する形で、一時生活支援事業を一体的に提供することを目的として運営されるものである。

(イ) 名称の変更

これまで、(ア)に規定する機能を有する施設については、「ホームレス自立支援施設」という名称が使用されてきたが、(ア)に規定しているとおり、その支援対象はホームレスに限定されるものではなく、また、施設内におい

て活用されている制度についても、法及び困窮者支援法に基づくものなど複数にわたっていることから、施設の機能の明確化を図るため、本基本方針をもって、その名称を「生活困窮者・ホームレス自立支援センター（以下「自立支援センター」という。）」とすることとする。

② 生活困窮者一時宿泊施設

(7) 概要

法の趣旨に基づき、緊急一時的な宿泊場所を提供する施設である。また、困窮者支援法の下では、一定の住居を持たない生活困窮者に対し、緊急一時的な宿泊場所として、施設を設置し、又は、旅館やアパート等の一室を借り上げて供与する形で、一時生活支援事業を提供することを目的として運営されるものである。

(4) 名称の変更

これまで、(ア)に規定する機能を有する施設については、「ホームレス緊急一時宿泊施設」という名称が使用されてきたが、(ア)に規定しているとおり、その支援対象はホームレスに限定されるものではなく、また、施設内において活用されている制度についても、法及び困窮者支援法に基づくものなど複数にわたっていることから、施設の機能の明確化を図るため、本基本方針をもって、その名称を「生活困窮者一時宿泊施設（以下「シェルター」という。）」とすることとする。

2 各課題に対する取組方針

(1) ホームレスの就業の機会の確保について（法第8条第2項第1号関係）

ホームレスの就業による自立を図るためには、ホームレス自らの意思による自立を基本として、ホームレスの個々の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況等に応じた就業ニーズや職業能力を踏まえ、就業の機会の確保を図ることや、安定した雇用の場の確保に努めることなどが重要である。

このため、就業による自立の意思があるホームレスに対して、国及び地方公共団体は、以下のとおり、ホームレスの自立の支援等を行っている民間団体との連携を図り、求人確保や職業相談の実施、職業能力開発の支援等を行うとともに、地域の実情に応じた施策を講じていくことが必要である。

- ① ホームレスの雇用の促進を図るためには、ホームレスに関する問題について事業者等の理解を深める必要があり、事業者等に対する啓発活動を行う。
- ② ホームレスの就業の機会を確保するためには、ホームレスの個々の就業ニーズや職業能力に応じた求人開拓や求人情報の収集等が重要であることから、ホームレスの就職に結びつく可能性の高い職種の求人開拓やインターネット等を活用した求人情報等の収集に努め、民間団体とも連携を図り、それらの情報についてホームレスへの提供に努める。
- ③ ホームレスの就業ニーズを的確にとらえることができるように、自立支援センター等において、年齢等の特性を踏まえ、キャリアカウンセリングやきめ細かな職業相談等を実施する。

また、ホームレスの就職後の職場への定着を図るため、民間団体との連携を進め、必要に応じて、職場定着指導等の援助を行う。

- ④ ホームレスの早期就職の実現や雇用機会の創出を図るため、事業所での一定期間のトライアル雇用事業の実施により、ホームレスの新たな職場への円滑な適応を促進する。
- ⑤ ホームレスの就業の機会を確保するためには、地方公共団体や地域の民間団体等が相互に密接な連携を図りつつ対策を講じていくことが重要であることから、これらの団体等で構成される協議会において、ホームレス就業支援事業として、就業支援、就業機会確保支援、職場体験講習、就職支援セミナー等を総合的に実施する。
- ⑥ ホームレスの就業の可能性を高めるためには、求人側のニーズやホームレスの就業ニーズ等に応じた職業能力の開発及び向上を図ることが重要であることから、技能の習得や資格の取得等を目的とした技能講習や職業訓練の実施により、ホームレスの職業能力の開発及び向上を図る。
- ⑦ 直ちに常用雇用による自立が困難なホームレスに対しては、国及び地方公共団体とNPO、社会福祉法人、消費生活協同組合等の民間団体が連携しながら、段階的に就労支援を行うことが重要である。例えば、生活困窮者就労準備支援事業（以下「就労準備支援事業」という。）を通じて、社会生活に必要な生活習慣を身につけるための支援を含め、一般就労のための準備としての基礎能力の形成に向けた支援を計画的かつ一貫して行うとともに、一般就労を前に柔軟な働き方をする必要のある者に対して、就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う生活困窮者就労訓練事業（以下「就労訓練事業」という。）の利用を促す。
- ⑧ ホームレスの就業による自立を支援するためには、NPO等の民間団体との連携を図ることも重要であることから、ホームレスに対する求人情報等の提供や技能講習等の実施に当たり、これらの団体との連携を図る。

(2) 安定した居住の場所の確保について（法第8条第2項第1号関係）

ホームレス自立支援施策は、ホームレスの就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況等に応じ、自らの意思で自立して生活できるように支援することが基本であり、ホームレス自立支援事業を通じた就労機会の確保等により、自立した日常生活を営むことが可能となったホームレスに対して、安定した居住の場所を確保するための入居の支援等が必要である。

このため、国、地方公共団体及び民間団体等が連携した上で、以下のとおり、地域の実情を踏まえつつ、公営住宅及び民間賃貸住宅を通じた施策を講ずることが重要である。

- ① 高齢層の単身者が多いホームレスの実態に鑑み、ホームレス自立支援事業等を通じて就労機会を確保するとともに、日常生活を営むことが可能と認められるホームレスに対しては、地域の住宅事情等を踏まえつつ、公営住宅の事業主体である地方公共団体において、優先入居の制度の活用等に配慮する。また、地方公共団体において、住宅セーフティネット法に規定する居住支援協議会の

枠組みも活用しつつ、福祉部局と住宅部局との連携を強化する。

- ② 民間賃貸住宅に関わる団体に対し、以下の事項を要請する。
 - (7) 自立した日常生活を営むことが可能と認められるホームレスが、地域における低廉な家賃の民間賃貸住宅に関する情報を得られるよう、これらの情報のホームレスへの提供について、自立支援センターや、その他福祉部局との連携を図ること。
 - (8) ホームレスの大半が家族・親族との連絡が途絶えている実情に鑑み、民間賃貸住宅への入居に際して必要となる保証人が確保されない場合において、民間の保証会社等に関する情報の提供について、自立支援センターや、その他福祉部局との連携を図ること。
 - (9) 各会員に対する研修等の場において、法の趣旨等を周知すること。
- ③ ホームレスのうち、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）に定める住居確保給付金の対象者要件に該当する者に対しては、必要に応じて一時生活支援事業による支援を提供しつつ、誠実かつ熱心に就職活動を行うこと又は就労支援を受けることを条件に、速やかに住居確保給付金の支給を行う。また、路上（野宿）生活に至ることを防止する観点から、離職等により住居を失うおそれのある生活困窮者に対しても、同様に速やかな支給を行うよう努める。
- ④ シェルター等を利用していた者や、居住に困難を抱える者であって、地域社会から孤立した状態にある者が日常生活を営むためには、一定期間、訪問による見守りや生活支援等が必要であることから、困窮者支援法第3条第6項第2号に基づく事業（地域居住支援事業）や、住宅セーフティネット法に定める居住支援法人による入居相談・援助や生活支援等による住居の確保と地域生活の継続に必要な支援を実施する。

(3) 保健及び医療の確保について（法第8条第2項第1号関係）

ホームレスに対する保健医療の確保については、個々のホームレスのニーズに応じた健康相談、保健指導等による健康対策や結核検診等の医療対策を推進していくとともに、ホームレスの衛生状況を改善していく必要がある。このため、都道府県と市町村が連携し、ホームレスの健康状態の把握や清潔な衛生状態の保持に努めるとともに、疾病の予防、検査、治療等が包括的にできる保健医療及び福祉の連携・協力体制を強化することが重要である。

また、ホームレスの高齢化や路上（野宿）生活期間の長期化に伴い、一定程度存在する健康状態の悪い者が、必要な医療サービスを受けることができるよう、路上やシェルター等において、保健師、看護師、精神保健福祉士等の保健医療職による医療的視点に基づいたきめ細かな相談や支援を実施する。

さらに、ホームレスについては、野宿という過酷な生活により結核を発症する者も少なくない。結核のり患率の高い地域等、特に対策を必要とする地域において、保健所、医療機関、福祉事務所、自立相談支援事業を実施する機関（以下「自立相談支援機関」という。）や、一時生活支援事業を実施する事業者等が密接な連携を図り、以下のような効果的な対策を行うことが必要である。

- ① 自立相談支援機関は、ホームレスの健康対策の推進を図るため、窓口や巡回による相談を通じて、保健所等と連携を図りながら医療機関への受診につなげる。
 - ② 一時生活支援事業を実施する事業者は、健康相談等を行うとともに、必要に応じ、保健所等の関係機関と連携し、ホームレスに対し、健康相談等の医療的な支援を行う。
 - ③ 保健所等は、結核に罹患しているホームレスに対し、服薬や医療の中断等の不完全な治療による結核再発や薬剤耐性化を防ぐため、訪問による服薬対面指導等を実施する。
 - ④ ホームレスに対する医療の確保を図るため、医師法（昭和23年法律第201号）第19条第1項及び歯科医師法（昭和23年法律第202号）第19条第1項に規定する医師及び歯科医師の診療に応ずる義務について改めて周知に努め、また、無料低額診療事業（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第9号の無料低額診療事業をいう。以下同じ。）を行う施設の積極的な活用を図るとともに、病気等により急迫した状態にある者及び要保護者が医療機関に緊急搬送された場合については、生活保護の適用を行う。
- (4) 生活に関する相談及び指導に関する事項について（法第8条第2項第2号関係）ホームレスに対する生活相談や生活指導を効果的に進めるためには、個々のホームレスのニーズに応じた対応が必要であり、このようなニーズに的確に応えられるよう、以下のような関係機関の相互連携を強化した総合的な相談体制の確立が必要である。
- ① 福祉事務所及び自立相談支援機関を中心として、各種相談支援機関、救護施設（生活保護法第38条第2項の救護施設をいう。）等の社会福祉施設が相互に連携して総合的な相談及び指導体制を確立する。
その際、それぞれの相談機能に応じて必要な人材を確保するとともに、研修等により職員の資質向上を図る。
 - ② ホームレスは、路上（野宿）生活により健康状態が悪化しているケースが多く、身体面はもちろん、精神面においても対応が必要な場合がある。このため、健康相談として身体面のケアだけでなく、特にホームレスに対する心のケアについても精神保健福祉センターや保健所等と連携して行う。また、巡回相談の実施に当たっては、必要に応じて精神科医や保健師等の専門職の活用を検討する。
 - ③ 各地方公共団体は、NPO、ボランティア団体等の民間団体をはじめ、民生委員、社会福祉協議会、社会福祉士会及び地域住民との連携による積極的な相談事業を実施し、具体的な相談内容や当該ホームレスの状況に応じて福祉事務所、自立相談支援機関及び公共職業安定所等の関係機関への相談につなげる。
また、洪水等の災害時においては、特にホームレスに被害が及ぶおそれがあることから、平時から、公共の用に供する施設を管理する者との連携を図る。
 - ④ 自立相談支援機関等の相談を受けた機関は、生活相談だけでなく、相談結果に応じてシェルターの利用案内、自立支援センターへの入所指導、その他福祉及

び保健医療施策の活用に関する助言、多重債務問題等の専門的な知識が必要な事例に関して相談対応等を実施する日本司法支援センター（総合法律支援法（平成16年法律第74号）第13条の日本司法支援センターをいう。以下「法テラス」という。）、困窮者支援法第3条第5項に規定する生活困窮者家計改善支援事業（以下「家計改善支援事業」という。）を実施する機関等の紹介や具体的な指導を行うとともに、関係機関に対し連絡を行う。

- (5) ホームレス自立支援事業及びホームレスの個々の事情に対応した自立を総合的に支援する事業について（法第8条第2項第2号関係）

① ホームレス自立支援事業について

ホームレス自立支援事業は、困窮者支援法における自立相談支援事業、一時生活支援事業等を一体的に実施しており、ホームレスに対し、宿所及び食事の提供、健康診断、生活に関する相談及び指導等を行い、自立に向けた意欲を喚起させるとともに、職業相談等を行うことにより、ホームレスの就労による自立を支援することを目的として、以下のような効果的な支援を実施する必要がある。

なお、平成28年生活実態調査において、ホームレス自立支援施設の退所理由をみると、就職による退所が35.7%、生活保護の適用を含む福祉措置による退所が24.4%となっていることから、ホームレス自立支援事業は、ホームレスの就労による自立を支援する事業として一定の効果を上げていると考えられる。

(ア) 自立支援センターの入所者に対し、宿所及び食事の提供など、日常生活に必要なサービスを提供するとともに、定期的な健康診断を行う等必要な保健医療の確保を行う。

(イ) 個々のホームレスの状況に応じた自立支援計画の策定等を行い、また、公共職業安定所との密接な連携の下で職業相談を行う等、積極的な就労支援を行う。

(ウ) 必要に応じて、社会生活に必要な生活習慣を身につけ、一般就労に向けた準備を整えることができるよう、就労準備支援事業を行う。このほか、住民登録、職業あっせん、求人開拓等の就労支援、住居に係る保証人の確保、住宅情報の提供その他自立阻害要因を取り除くための指導援助を行う。

(エ) 自立支援センターの退所者、特にアパート確保による就労退所者に対しては、再度路上生活になることを防ぐため、個々の状況に応じた多面的なアフターケアに十分配慮するとともに、就労による退所後においても、必要に応じて自立支援センターで実施している研修等を利用できるよう配慮する。

また、利用期間中に就労できなかった者に対する必要な支援の実施にも努めるとともに、シェルター等を利用していた者や、居住に困難を抱える者であって、地域社会から孤立した状態にある者が日常生活を営むためには、一定期間、訪問による見守り、生活支援等が必要であることから、困窮者支援法第3条第6項第2号に基づく事業（地域居住支援事業）や、住宅セーフティネット法に定める居住支援法人による入居相談・援助、生活支援等による住居の確保と地域生活の継続に必要な支援を実施する。

(オ) ホームレス自立支援事業の実施主体については、市町村に限ることなく、

都道府県も対象としていることから、広域的な事業の展開を図る。また、事業運営については、社会福祉法人への委託を行うなど、民間団体の活用を図る。

- (カ) 国は、ホームレスの自立支援としての効果や利用者への処遇の確保に十分配慮しつつ、地方公共団体が取り組みやすいような事業の推進に努める。
- (キ) 自立支援センター等の設置に当たっては、地域住民の理解を得ることが必要であり、地域住民との調整に十分配慮するとともに、既存の公共施設や民間賃貸住宅等の社会資源を有効に活用することを検討する。

② 個々の事情に対応した自立を総合的に支援する事業について

ホームレスになった要因としては、倒産・失業等の仕事に起因するものや、病気やけが、人間関係、家庭内の問題等様々なものが複合的に重なり合っており、また、社会生活への不適應、借金による生活破たん、アルコール依存症等の個人的要因も付加されて複雑な問題を抱えているケースも多い。このため、ホームレスの個人的要因を十分に把握しながら、ホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者の状況や年齢に応じ、以下のような効果的な支援を実施する必要がある。

- (ア) 就労する意欲はあるが仕事が無く失業状態にある者については、まずは、就業の機会の確保が必要であり、職業相談、求人開拓等の既存施策を進めるなど、各種の就業対策を実施する。

また、直ちに常用雇用による自立が困難なホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対しては、地方公共団体においてNPO等と連携しながら、就労準備支援事業や就労訓練事業の利用機会の提供や、多種多様な職種の開拓等に関する情報収集及び情報提供等を行う。

さらに、自立支援センターの入所者に対しては、職業相談等により、就労による自立を図りながら、それ以外の者に対しては、自立相談支援機関による相談支援により、雇用関連施策と福祉関連施策の有機的な連携を図りながら、きめ細かな自立支援を実施する。

- (イ) 医療や福祉等の援助が必要な者については、福祉事務所における各種相談事業等を積極的に行うとともに、無料低額診療事業を行う施設の積極的な活用等の対応の強化を図る。このうち、疾病や高齢により自立能力に乏しい者に対しては、医療機関や社会福祉施設への入所等の施策を活用することによる対応を図る。
- (ウ) 路上（野宿）生活期間が長期間に及んでいる者に対しては、粘り強い相談活動を通じ、信頼関係の構築を図り必要な支援が利用できるよう努める。

なお、一度ホームレスになり、その期間が長期化した場合、脱却が難しくなるという実態があることを考慮して、できる限り路上（野宿）生活の初期の段階で、巡回相談により自立支援につながるように努めることが必要であり、ホームレスの高齢化や路上（野宿）生活期間の長期化に伴い、一定程度存在する健康状態の悪い者が、必要な医療サービスを受けることができるよう、路上やシェルター等において、保健師、看護師、精神保健福祉士等の保健医療職による医療的視点に基づいたきめ細かな相談や支援を積極的に実施

する。

- (イ) 若年層のホームレスに対する支援については、近年の雇用環境の変化を受けて、直ちに一般就労が難しい者に対しては、就労訓練事業の利用を促すとともに、NPO等と連携しながら、就労訓練事業の場の推進・充実を図る。
 - (ロ) 女性のホームレスに対しては、性別に配慮したきめ細かな自立支援を行うとともに、必要に応じて、婦人相談所や婦人保護施設等の関係施設とも十分連携する。このほか、ホームレスの特性により、社会的な偏見や差別を受け弱い立場に置かれやすい者に対しては、配慮を行うものとする。
 - (ハ) 債務や滞納等を抱えているホームレスについては、家計の視点から専門的な情報提供や助言、債務整理等に関する支援（法テラスへの同行支援等）等を行う。
 - (ニ) 上記以外にも、ホームレスは様々な個人的要因が複合的に絡み合った問題を抱えているため、個々のケースごとに関係機関との密接な連携の下、柔軟に対応する。
- (6) ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援について（法第8条第2項第3号関係）

ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者としては、一般的には、現に失業状態にある者や日雇労働等の不安定な就労関係にある者であって、定まった住居を失い、簡易宿泊所や終夜営業店舗に寝泊まりする等の不安定な居住環境にある者が想定される。

これらの者に対しては、ホームレスに対する支援と同様に生活歴・人物像を把握し、性格・特性の理解に努め、それに応じた丁寧な相談の上、就業の機会の確保や雇用の安定化を図ることが必要であり、また、一時生活支援事業による当面の一時的な居住の場所の確保や安定した住居の確保のための相談支援など、路上（野宿）生活にならないような施策を実施することが必要である。

- ① ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域において、それらの者がホームレスとならないよう、国及び地方公共団体は相互の連携を図り、年齢等の特性を踏まえ、キャリアカウンセリングやきめ細かな職業相談等の充実強化によって、就業機会の確保や雇用の安定化を図る。
- ② ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者の就業の可能性を高めるため、技能講習により、技術革新に対応した新たな技能や複合的な技能を付与する。

また、再就職の実現や雇用機会の創出を図るため、事業所での一定期間のトライアル雇用事業を実施するほか、就業機会の確保を図るため、ホームレス就業支援事業を実施する。

- ③ 雇用機会の減少に伴う収入の減少により、簡易宿泊所等での生活が困難な者が路上（野宿）生活になることもあるため、一時生活支援事業等による当面の一時的な居住の場所の確保を図る。
- ④ ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対しても、自立相

談支援機関等と関係団体が連携しながら、丁寧な巡回相談支援等を実施するとともに、ホームレス就業支援事業等による相談支援を実施することにより、具体的な相談内容に応じて福祉事務所や公共職業安定所等の関係機関への相談につなげ、路上（野宿）生活に至ることのないように配慮する。

⑤ ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対して、路上（野宿）生活に至ることのないように、一定期間、個別訪問による見守りや、継続的かつ安定的な居住の確保等の生活支援を行う地域居住支援事業を実施する。

(7) ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項及び生活保護法による保護の実施に関する事項について（法第8条第2項第4号関係）

① ホームレスに対し緊急に行うべき援助について

ホームレスの中には、長期の路上（野宿）生活により、栄養状態や健康状態が悪化している場合があり、このような者に対しては医療機関への入院等の対応を緊急に講ずることが必要となってくる。

(ア) 病気等により急迫した状態にある者及び要保護者が医療機関に緊急搬送された場合について、生活保護による適切な保護に努める。

福祉事務所は、治療後再び路上（野宿）生活に戻ることのないよう、関係機関と連携して、自立を総合的に支援する。

(イ) 居所が緊急に必要なホームレスに対しては、一時生活支援事業による支援を行うとともに、無料低額宿泊事業（社会福祉法第2条第3項第8号の無料低額宿泊事業をいう。以下同じ。）を行う施設を活用して適切な支援を行う。

(ロ) 福祉事務所、自立相談支援機関及び各種機関における各種相談事業を通じて、緊急的な援助を必要としているホームレスの早期発見に努めるとともに、発見した場合には、関係機関等に速やかに連絡する等、早急かつ適切な対応を講ずる。

② 生活保護法による保護の実施に関する事項について

ホームレスに対する生活保護の適用については、一般の者と同様であり、単にホームレスであることをもって当然に保護の対象となるものではなく、また、居住の場所がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるといえることはない。このような点を踏まえ、資産、稼働能力や他の諸施策等あらゆるものを活用してもなお最低限度の生活が維持できない者について、最低限度の生活を保障するとともに、自立に向けて必要な保護を実施する。

この際、福祉事務所においては、以下の点に留意し、ホームレスの状況に応じた保護を実施する。

(ア) ホームレスの抱える問題（精神的・身体的状況、日常生活管理能力、金銭管理能力、稼働能力等）を十分に把握した上で、自立に向けての指導援助の必要性を考慮し、適切な保護を実施する。

(イ) ホームレスの状況（日常生活管理能力、金銭管理能力等）からみて、直ちに居宅生活を送ることが困難な者については、保護施設や無料低額宿泊事業を行う施設等において保護を行う。この場合、関係機関と連携を図り、居宅生活へ円滑に移行するための支援体制を十分に確保し、就業の機会の確保、療養指導、

家計管理等の必要な支援を行う。

- (ウ) 居宅生活を送ることが可能であると認められる者については、当該者の状況に応じ必要な保護を行う。この場合、関係機関と連携して、再びホームレスとなることを防止し居宅生活を継続するための支援や、居宅における自立した日常生活の実現に向けた就業の機会の確保等の必要な支援を行う。
- (8) ホームレスの人権の擁護に関する事項について（法第8条第2項第4号関係）
基本的人権の尊重は、日本国憲法の柱であり、民主主義国家の基本でもある。ホームレスの人権の擁護については、ホームレス及び近隣住民の双方の人権に配慮しつつ、以下の取組により推進することが必要である。
- ① ホームレスに対する偏見や差別的意識を解消し、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発広報活動を実施する。
 - ② 人権相談等を通じて、ホームレスに関し、通行人からの暴力、近隣住民からの嫌がらせ等の事案を認知した場合には、関係機関と連携・協力して当該事案に即した適切な解決を図る。
 - ③ 一時生活支援事業等の実施により、ホームレスが利用する施設において、利用者の人権の尊重と尊厳の確保に十分配慮するよう努める。
- (9) 地域における生活環境の改善に関する事項について（法第8条第2項第4号関係）
都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの人権にも配慮しながら、当該施設の適正な利用を確保するため、福祉部局等と連絡調整し、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、以下の措置を講ずることにより、地域における生活環境の改善を図ることが重要である。
- ① 当該施設内の巡視、物件の撤去指導等を適宜行う。
 - ② ①のほか、必要と認める場合には、法令の規定に基づき、監督処分等の措置をとる。
- また、洪水等の災害時においては、特にホームレスに被害が及ぶおそれがあることから、福祉部局等と連絡調整し、配慮して対応する。
- (10) 地域における安全の確保等に関する事項について（法第8条第2項第4号関係）
地域における安全の確保及びホームレスの被害防止を図るためには、警察が国、地方公共団体等の関係機関との緊密な連携の下に、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、以下のとおり地域安全活動、指導・取締り等を実施していくことが重要である。
- ① パトロール活動の強化により、地域住民等の不安感の除去とホームレス自身に対する襲撃等の事件・事故の防止活動を推進する。
 - ② 地域住民等に不安や危害を与える事案、ホームレス同士による暴行事件等については、速やかに指導・取締り等の措置を講ずるとともに警戒活動を強化して再発防止に努める。

- ③ 緊急に保護を必要と認められる者については、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）等に基づき、一時的に保護し、その都度、関係機関に引き継ぐなど、適切な保護活動を推進する。

(11) ホームレスの自立の支援を行う民間団体との連携に関する事項について（法第8条第2項第5号関係）

ホームレスの自立を支援する上では、ホームレスの生活実態を把握しており、ホームレスに最も身近な地域のNPO、ボランティア団体、民生委員、社会福祉協議会、社会福祉士会等との以下のような連携が不可欠である。特にNPO及びボランティア団体は、ホームレスに対する生活支援活動等を通じ、ホームレスとの面識もあり、個々の事情に対応したきめ細かな支援活動において重要な役割を果たすことが期待される。

- ① 地方公共団体は、ホームレスと身近に接することの多い、NPO、ボランティア団体、民生委員、社会福祉協議会、社会福祉士会等との定期的な情報交換や意見交換を行う。

また、行政、民間団体、地域住民等で構成する協議会を設け、ホームレスに関する各種の問題点について議論し、具体的な対策を講じる。

- ② 地方公共団体は、民間団体等に対して実施計画や施策についての情報提供を行うほか、団体間の調整、団体からの要望に対して行政担当者や専門家による協議を行うなど、各種の支援を行う。

- ③ また、ホームレスに対し、地方公共団体が行う施策について、これらの民間団体に運営委託を行うなど、その能力の積極的な活用を図る。

(12) その他、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項について（法第8条第2項第6号関係）

- ① 近年、単身世帯の増加や家族形態の変化を含めた社会変容に伴い、失業や病気など、生活に何らかの影響を与える出来事をきっかけに困窮状態に至る危険性をはらんでいる状態にある者の存在が指摘されている。

ホームレス問題についても、失業等に直面した場合に、こうした社会変容に伴う社会的孤立や自尊感情の低下、健康意識の希薄さ等の要因から路上（野宿）生活に至る点は、共通する課題としてとらえる必要がある。

このようなホームレス問題の解決を図るためには、ホームレスの自立を直接支援する施策を実施するとともに、路上（野宿）生活を脱却したホームレスが再度路上（野宿）生活に至ることを防止し、新たなホームレスを生まない地域社会づくりを実現するため、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第52号）による改正後の社会福祉法の中で規定された地域共生社会の実現に向けた取組を進めることが重要である。

- ② 若年層の中には、不安定な就労を繰り返し、路上（野宿）生活に至る者も少なからずいる。これらの者は、勤労の意義を十分に理解していないこと、キャリア形成に対する意識が低いことなど、様々な要因により、そのような状況に至っていると考えられる。学校教育の段階では、多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度の育成を通じ、とりわけ勤労観や職業観を自ら形成・確立

できるよう、各学校段階を通じた体系的なキャリア教育を推進する。

3 ホームレス数が少ない地方公共団体の各課題に対する取組方針

ホームレス数が少ない地方公共団体においても、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者への支援のニーズは存在するため、ホームレスに対するきめ細かな施策を実施することにより、ホームレスの増加を防止することが重要である。具体的には、地域に根ざしたきめ細かな施策を必要とするホームレス施策は、本来、市町村が中心となって実施すべきであるが、市町村単位でホームレスがほとんどいない場合には、広域市町村圏や都道府県が中心となって、施策を展開することも必要であり、特に、施設の活用については、広域的な視野に立った活用や、既存の公共施設や民間賃貸住宅等の社会資源の活用を検討することが必要である。

4 総合的かつ効果的な推進体制等

(1) 国の役割と連携

国は、ホームレスの自立支援施策に関する制度や施策の企画立案を行う。また、効果的な施策の展開のための調査研究、ホームレス問題やそれに対する各種の施策についての地域住民に対する普及啓発、関係者に対する研修等を行う。

さらに、地方公共団体や関係団体におけるホームレスの自立支援に関する取組を支援するため、各種の情報提供を積極的に行うとともに、財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努める。

(2) 地方公共団体の役割と連携

都道府県は、本基本方針に即して、市町村におけるホームレス自立支援施策が効果的かつ効率的に実施されるための課題について検討した上で、必要に応じてホームレス自立支援施策に関する実施計画を策定し、それに基づき、地域の実情に応じて計画的に施策を実施する。

その際、広域的な観点から、市町村が実施する各種施策が円滑に進むよう、市町村間の調整への支援、市町村における実施計画の策定や各種施策の取組に資する情報提供を行う等の支援を行うとともに、必要に応じて、自らが中心となって施策を実施する。

市町村は、本基本方針や都道府県の策定した実施計画に即して、必要に応じてホームレスの自立支援施策に関する実施計画を策定し、それに基づき、地域の実情に応じて計画的に施策を実施する。

その際、ホームレスに対する各種相談や自立支援事業等の福祉施策を自ら実施するだけでなく、就労施策や住宅施策等も含めた、ホームレスの状況に応じた個別的かつ総合的な施策を実施するとともに、このような施策の取組状況等について積極的に情報提供を行う。

なお、実施計画を策定しない又は策定過程にある地方公共団体においても、積極的にホームレスの自立支援に向けた施策を実施する。

また、地方公共団体において、ホームレスの自立支援に関する事業を実施する際には、関係団体と十分連携しつつ、その能力の積極的な活用を図る。

(3) 関係団体の役割と連携

ホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者の生活実態を把握し、ホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者にとって最も身近な存在であるNPO、ボランティア団体、社会福祉協議会、社会福祉法人等の民間団体は、ホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対する支援活動において重要な役割を担うとともに、地方公共団体が行うホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対する施策に関し、事業の全部又は一部の委託を受けるなど、行政の施策においても重要な役割を担っている。

その際、関係団体は、自らが有する既存の施設や知識、人材等を積極的に活用して事業を行うよう努めるとともに、地方公共団体が自ら実施する事業についても積極的に協力を行うよう努めるものとする。

5 基本方針のフォローアップ及び見直し

本基本方針については、以下のとおり見直しをすることとする。

(1) 本基本方針の適用期間は、この告示の公布の日から起算して5年間とする(ただし、当該期間中に法が失効した場合には、法の失効する日までとする。このほか、特別の事情がある場合には、この限りではない。)

(2) 基本方針の見直しに当たっては、適用期間の満了前に基本方針に定めた施策についての政策評価等を行うとともに公表することとする。

なお、この政策評価等を行う場合には、ホームレスの数、路上(野宿)生活の期間、仕事や収入の状況、健康状態、福祉制度の利用状況等について、再度実態調査を行い、この調査結果に基づき行うとともに、地方公共団体や民間団体が実施した調査等の結果も参考とするものとする。ただし、特別の事情がある場合には、この限りではない。

(3) 基本方針の見直しに当たっては、必要に応じて地方公共団体の意見を聴取するとともに、行政手続法(平成5年法律第88号)による意見聴取手続(パブリックコメント)を通じて、有識者や民間団体を含め、広く国民の意見を聴取するものとする。

第4 都道府県等が策定する実施計画の作成指針

法第9条第1項又は第2項の規定に基づき、地方公共団体が実施計画を策定する場合には、福祉や雇用、住宅、保健医療等の関係部局が連携し、次に掲げる指針を踏まえ策定するものとする。また、実施計画を策定した都道府県の区域内の市町村が実施計画を策定する場合には、この指針のほかに、都道府県の実施計画も踏まえ策定するものとする。

1 手続についての指針

(1) 実施計画の期間

実施計画の計画期間は、都道府県が策定し、公表した日から起算して5年間とする(ただし、当該期間中に法が失効した場合には法の失効する日までとする。このほか、特別の事情がある場合には、この限りではない。)

(2) 実施計画策定前の手続

① 現状や問題点の把握

実施計画の策定に当たっては、ホームレスの実態に関する全国調査における当該地域のデータ等によりホームレスの数や生活実態の把握を行うとともに、関係機関や関係団体と連携しながら、ホームレスの自立支援に関する施策の実施状況について把握し、これに基づきホームレスに関する問題点を把握する。

② 基本目標

①の現状や問題点の把握に基づいて、実施計画の基本的な目標を明確にする。

③ 関係者等からの意見聴取

実施計画の策定に当たっては、当該地域のホームレスの自立の支援等を行う民間団体など、ホームレス自立支援施策関係者からの意見を幅広く聴取するとともに、当該地域の住民の意見も聴取する。

(3) 実施計画の評価と次期計画の策定

① 評価

実施計画の計画期間の満了前に、当該地域のホームレスの状況等を客観的に把握するとともに、関係者の意見を聴取すること等により、実施計画に定めた施策の評価を行う。

② 施策評価結果の公表

①の評価により得られた結果は公表する。

③ 次の実施計画の策定

①の評価により得られた結果は、次の実施計画を策定するに当たって参考にする。

2 実施計画に盛り込むべき施策についての指針

実施計画には、第3の2及び3に掲げたホームレス自立支援施策の推進に関する各課題に対する取組方針を参考にしつつ、当該取組方針のうち地方公共団体において実施する必要がある施策や、地方公共団体が独自で実施する施策を記載する。

3 その他

実施計画の策定や実施計画に定めた施策の評価等に当たっては、1(2)③及び1(3)①により、関係者の意見の聴取を行うほか、公共職業安定所、公共職業能力開発施設、都道府県警察等の関係機関とも十分に連携する。

また、都道府県においては、この実施計画の作成指針のほか、区域内の市町村が実施計画を策定するに当たって留意すべき点がある場合には、その内容について、都道府県が策定する実施計画に記載する。

○生活困窮者自立支援法

〔平成二十五年十二月十三日号外法律第百五号〕

〔総務・厚生労働大臣署名〕

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 都道府県等による支援の実施（第五条—第十五条）

第三章 生活困窮者就労訓練事業の認定（第十六条）

第四章 雑則（第十七条—第二十六条）

第五章 罰則（第二十七条—第三十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。

（基本理念）

第二条 生活困窮者に対する自立の支援は、生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況その他の状況に応じて、包括的かつ早期に行われなければならない。

2 生活困窮者に対する自立の支援は、地域における福祉、就労、教育、住宅その他の生活困窮者に対する支援に関する業務を行う関係機関（以下単に「関係機関」という。）及び民間団体との緊密な連携その他必要な支援体制の整備に配慮して行われなければならない。

（定義）

第三条 この法律において「生活困窮者」とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。

2 この法律において「生活困窮者自立相談支援事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 就労の支援その他の自立に関する問題につき、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行う事業

二 生活困窮者に対し、認定生活困窮者就労訓練事業（第十六条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業をいう。）の利用についてのあっせんを行う事業

三 生活困窮者に対し、生活困窮者に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の生活困窮者の自立の促進を図るための支援が包括的かつ計画的に行われるための援助として厚生労働省令で定めるものを行う事業

3 この法律において「生活困窮者住居確保給付金」とは、生活困窮者のうち離職又はこれに準ずるものとして厚生労働省令で定める事由により経済的に困窮し、居住する住宅の所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となったものであって、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められるものに対し支給する給付金をいう。

4 この法律において「生活困窮者就労準備支援事業」とは、雇用による就業が著しく困難な生活困窮者（当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業をいう。

5 この法律において「生活困窮者家計改善支援事業」とは、生活困窮者に対し、収入、支出その

他家計の状況を適切に把握すること及び家計の改善の意欲を高めることを支援するとともに、生活に必要な資金の貸付けのあっせんを行う事業をいう。

- 6 この法律において「生活困窮者一時生活支援事業」とは、一定の住居を持たない生活困窮者（当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、宿泊場所の供与、食事の提供その他当該宿泊場所において日常生活を営むのに必要な便宜として厚生労働省令で定める便宜を供与する事業をいう。

（市及び福祉事務所を設置する町村等の責務）

第四条 市（特別区を含む。）及び福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を設置する町村（以下「市等」という。）は、この法律の実施に関し、関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行う責務を有する。

- 2 都道府県は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 市等が行う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業並びに生活困窮者一時生活支援事業、生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業及びその他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業が適正かつ円滑に行われるよう、市等に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。

二 関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行うこと。

- 3 国は、都道府県及び市等（以下「都道府県等」という。）が行う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業並びに生活困窮者一時生活支援事業、生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業及びその他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業が適正かつ円滑に行われるよう、都道府県等に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

- 4 国及び都道府県等は、この法律の実施に関し、生活困窮者が生活困窮者に対する自立の支援を早期に受けることができるよう、広報その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 5 都道府県等は、この法律の実施に関し、生活困窮者に対する自立の支援を適切に行うために必要な人員を配置するよう努めるものとする。

第二章 都道府県等による支援の実施

（生活困窮者自立相談支援事業）

第五条 都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業を行うものとする。

- 2 都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業の事務の全部又は一部を当該都道府県等以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。

- 3 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（生活困窮者住居確保給付金の支給）

第六条 都道府県等は、その設置する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する生活困窮者のうち第三条第三項に規定するもの（当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、生活困窮者住居確保給付金を支給するものとする。

- 2 前項に規定するもののほか、生活困窮者住居確保給付金の額及び支給期間その他生活困窮者住居確保給付金の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（生活困窮者就労準備支援事業等）

第七条 都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給のほか、

生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業を行うように努めるものとする。

- 2 都道府県等は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事業を行うことができる。
 - 一 生活困窮者一時生活支援事業
 - 二 生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業
 - 三 その他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業
- 3 第五条第二項及び第三項の規定は、前二項の規定により都道府県等が行う事業について準用する。
- 4 都道府県等は、第一項に規定する事業及び給付金の支給並びに第二項各号に掲げる事業を行うに当たっては、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第三十一条の五第一項第二号に掲げる業務及び同法第三十一条の十一第一項第二号に掲げる業務並びに社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第五条第一項第十三号（同法第六条第一項において引用する場合を含む。）に規定する学習の機会を提供する事業その他関連する施策との連携を図るよう努めるものとする。
- 5 厚生労働大臣は、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業の適切な実施を図るために必要な指針を公表するものとする。

（利用勧奨等）

第八条 都道府県等は、福祉、就労、教育、税務、住宅その他のその所掌事務に関する業務の遂行に当たって、生活困窮者を把握したときは、当該生活困窮者に対し、この法律に基づく事業の利用及び給付金の受給の勧奨その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

（支援会議）

第九条 都道府県等は、関係機関、第五条第二項（第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による委託を受けた者、生活困窮者に対する支援に関係する団体、当該支援に関係する職務に従事する者その他の関係者（第三項及び第四項において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援会議」という。）を組織することができる。

- 2 支援会議は、生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、生活困窮者が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする。
- 3 支援会議は、前項の規定による情報の交換及び検討を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、生活困窮者に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援会議が定める。

（都道府県の市等の職員に対する研修等事業）

第十条 都道府県は、次に掲げる事業を行うよう努めるものとする。

- 一 この法律の実施に関する事務に従事する市等の職員の資質を向上させるための研修の事業
 - 二 この法律に基づく事業又は給付金の支給を効果的かつ効率的に行うための体制の整備、支援手法に関する市等に対する情報提供、助言その他の事業
- 2 第五条第二項の規定は、都道府県が前項の規定により事業を行う場合について準用する。

（福祉事務所を設置していない町村による相談等）

第十一条 福祉事務所を設置していない町村（次項、第十四条及び第十五条第三項において「福祉事務所未設置町村」という。）は、生活困窮者に対する自立の支援につき、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、都道府県との連絡

調整、生活困窮者自立相談支援事業の利用の勧奨その他必要な援助を行う事業を行うことができる。

2 第五条第二項及び第三項の規定は、福祉事務所未設置町村が前項の規定により事業を行う場合について準用する。

(市等の支弁)

第十二条 次に掲げる費用は、市等の支弁とする。

- 一 第五条第一項の規定により市等が行う生活困窮者自立相談支援事業の実施に要する費用
- 二 第六条第一項の規定により市等が行う生活困窮者住居確保給付金の支給に要する費用
- 三 第七条第一項及び第二項の規定により市等が行う生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者一時生活支援事業の実施に要する費用
- 四 第七条第一項及び第二項の規定により市等が行う生活困窮者家計改善支援事業並びに同項第二号及び第三号に掲げる事業の実施に要する費用

(都道府県の支弁)

第十三条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

- 一 第五条第一項の規定により都道府県が行う生活困窮者自立相談支援事業の実施に要する費用
- 二 第六条第一項の規定により都道府県が行う生活困窮者住居確保給付金の支給に要する費用
- 三 第七条第一項及び第二項の規定により都道府県が行う生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者一時生活支援事業の実施に要する費用
- 四 第七条第一項及び第二項の規定により都道府県が行う生活困窮者家計改善支援事業並びに同項第二号及び第三号に掲げる事業の実施に要する費用
- 五 第十条第一項の規定により都道府県が行う事業の実施に要する費用

(福祉事務所未設置町村の支弁)

第十四条 第十一条第一項の規定により福祉事務所未設置町村が行う事業の実施に要する費用は、福祉事務所未設置町村の支弁とする。

(国の負担及び補助)

第十五条 国は、政令で定めるところにより、次に掲げるものの四分の三を負担する。

- 一 第十二条の規定により市等が支弁する同条第一号に掲げる費用のうち当該市等における人口、被保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者をいう。第三号において同じ。）の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額
 - 二 第十二条の規定により市等が支弁する費用のうち、同条第二号に掲げる費用
 - 三 第十三条の規定により都道府県が支弁する同条第一号に掲げる費用のうち当該都道府県を設置する福祉事務所の所管区域内の町村における人口、被保護者の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額
 - 四 第十三条の規定により都道府県が支弁する費用のうち、同条第二号に掲げる費用
- 2 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げるものを補助することができる。
- 一 第十二条及び第十三条の規定により市等及び都道府県が支弁する費用のうち、第十二条第三号及び第十三条第三号に掲げる費用の三分の二以内
 - 二 第十二条及び第十三条の規定により市等及び都道府県が支弁する費用のうち、第十二条第四号並びに第十三条第四号及び第五号に掲げる費用の二分の一以内
- 3 前項に規定するもののほか、国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、前条の規定により福祉事務所未設置町村が支弁する費用の四分の三以内を補助することができる。
- 4 生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業が効果的かつ効率的に行われ

ている場合として政令で定める場合に該当するときは、第二項の規定の適用については、同項第一号中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用並びに第七条第一項の規定により市等及び都道府県が行う生活困窮者家計改善支援事業の実施に要する費用」と、同項第二号中「並びに第十三条第四号及び第五号」とあるのは「及び第十三条第四号（いずれも第七条第一項の規定により市等及び都道府県が行う生活困窮者家計改善支援事業の実施に要する費用を除く。）並びに第十三条第五号」とする。

第三章 生活困窮者就労訓練事業の認定

第十六条 雇用による就業を継続して行うことが困難な生活困窮者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業（以下この条において「生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該生活困窮者就労訓練事業が生活困窮者の就労に必要な知識及び能力の向上のための基準として厚生労働省令で定める基準に適合していることにつき、都道府県知事の認定を受けることができる。

- 2 都道府県知事は、生活困窮者就労訓練事業が前項の基準に適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。
- 3 都道府県知事は、第一項の認定に係る生活困窮者就労訓練事業（次項及び第二十一条第二項において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）が第一項の基準に適合しないものとなったと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。
- 4 国及び地方公共団体は、認定生活困窮者就労訓練事業を行う者の受注の機会の増大を図るよう努めるものとする。

第四章 雑則

（雇用の機会の確保）

第十七条 国及び地方公共団体は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、職業訓練の実施、就職のあっせんその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、国の講ずる措置と地方公共団体の講ずる措置が密接な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡し、及び協力するものとする。
- 3 公共職業安定所は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、求人に関する情報の収集及び提供、生活困窮者を雇用する事業主に対する援助その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 4 公共職業安定所は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第二十九条第一項の規定により無料の職業紹介事業を行う都道府県等が求人に関する情報の提供を希望するときは、当該都道府県等に対して、当該求人に関する情報を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）その他厚生労働省令で定める方法により提供するものとする。

（不正利得の徴収）

第十八条 偽りその他不正の手段により生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者があるときは、都道府県等は、その者から、その支給を受けた生活困窮者住居確保給付金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

- 2 前項の規定による徴収金は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の第三項に規定する法律で定める歳入とする。

（受給権の保護）

第十九条 生活困窮者住居確保給付金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

（公課の禁止）

第二十条 租税その他の公課は、生活困窮者住居確保給付金として支給を受けた金銭を標準として課することができない。

(報告等)

第二十一条 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた生活困窮者又は生活困窮者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、認定生活困窮者就労訓練事業を行う者又は認定生活困窮者就労訓練事業を行っていた者に対し、報告を求めることができる。

3 第一項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(資料の提供等)

第二十二条 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給又は生活困窮者就労準備支援事業若しくは生活困窮者一時生活支援事業の実施に関して必要があると認めるときは、生活困窮者、生活困窮者の配偶者若しくは生活困窮者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは生活困窮者の雇用主その他の関係者に報告を求めることができる。

2 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給に関して必要があると認めるときは、当該生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける生活困窮者若しくは当該生活困窮者に対し当該生活困窮者が居住する住宅を賃貸する者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者に、当該住宅の状況につき、報告を求めることができる。

(情報提供等)

第二十三条 都道府県等は、第七条第一項に規定する事業及び給付金の支給並びに同条第二項各号に掲げる事業を行うに当たって、生活保護法第六条第二項に規定する要保護者となるおそれが高い者を把握したときは、当該者に対し、同法に基づく保護又は給付金若しくは事業についての情報の提供、助言その他適切な措置を講ずるものとする。

(町村の一部事務組合等)

第二十四条 町村が一部事務組合又は広域連合を設けて福祉事務所を設置した場合には、この法律の適用については、その一部事務組合又は広域連合を福祉事務所を設置する町村とみなす。

(大都市等の特例)

第二十五条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）においては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市又は中核市に関する規定として指定都市又は中核市に適用があるものとする。

(実施規定)

第二十六条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定める。

第五章 罰則

第二十七条 偽りその他不正の手段により生活困窮者住居確保給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。

第二十八条 第五条第三項（第七条第三項及び第十一条第二項において準用する場合を含む。）又は第九条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十一条第一項の規定による命令に違反して、報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

二 第二十一条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第三十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第二十七条又は前条第二号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、附則第三条及び第十一条の規定は、公布の日から施行する。

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、生活困窮者に対する自立の支援に関する措置の在り方について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則〔平成二八年五月二〇日法律第四七号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 第六条、第八条及び第十四条の規定並びに附則第三条、第十三条、第二十四条から第二十六条まで、第二十九条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条及び第四十八条の規定 公布の日から起算して三月を経過した日

三 〔略〕

附 則〔平成三〇年六月八日法律第四四号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則第二十三条及び第二十四条の規定 公布の日

二 第二条の規定 平成三十一年四月一日

三～五 〔略〕

（罰則に関する経過措置）

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

第八条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

第二十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

川崎市ホームレス自立支援施策推進市民懇談会開催運営等要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市ホームレス自立支援施策推進市民懇談会（以下「懇談会」という。）の運営に関し、必要な基本事項を定める。

(目的)

第2条 健康福祉局長は、次に掲げる事項について、懇談会の委員の意見を求める。

- (1) ホームレスの自立支援施策の推進に関する事
- (2) 「川崎市ホームレス自立支援実施計画」に関する事
- (3) その他ホームレスの自立支援に関する事

(委員)

第3条 懇談会の委員は、次に掲げる者に就任を依頼する。

- (1) ホームレス施策に関する学識経験者
- (2) 市民
- (3) 公益財団法人神奈川県労働福祉協会の代表者
- (4) 社会福祉法人川崎市社会福祉協議会の代表者
- (5) 神奈川県簡易宿泊業生活衛生同業組合の代表者
- (6) 川崎商工会議所の代表者
- (7) 神奈川県司法書士会の代表者
- (8) 川崎市民生委員児童委員協議会の代表者
- (9) 川崎区連合町内会の代表者
- (10) 公益社団法人神奈川県社会福祉士会の代表者

(期間)

第4条 懇談会の開催期間は、平成30年8月1日から平成32年7月31日までの期間とし、必要に応じて開催することとする。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は、健康福祉局生活保護・自立支援室において処理する。

(謝礼)

第6条 懇談会に出席した委員には、謝礼として次の額を支払うものとする。

(1) 学識経験者(第3条(1)に該当する者)

11,500円

(2) 市民等(第3条(2)から(10)のいずれかに該当する者)

5,000円

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(川崎市ホームレス自立支援推進市民協議会設置要綱の廃止)

2 川崎市ホームレス自立支援推進市民協議会設置要綱(平成25年4月1日)は、廃止する。なお、委員は「第5期川崎市ホームレス自立支援推進市民協議会」の任期満了まで継続する。

3 懇談会の委員は、川崎市ホームレス自立支援推進市民協議会委員とする。

附 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

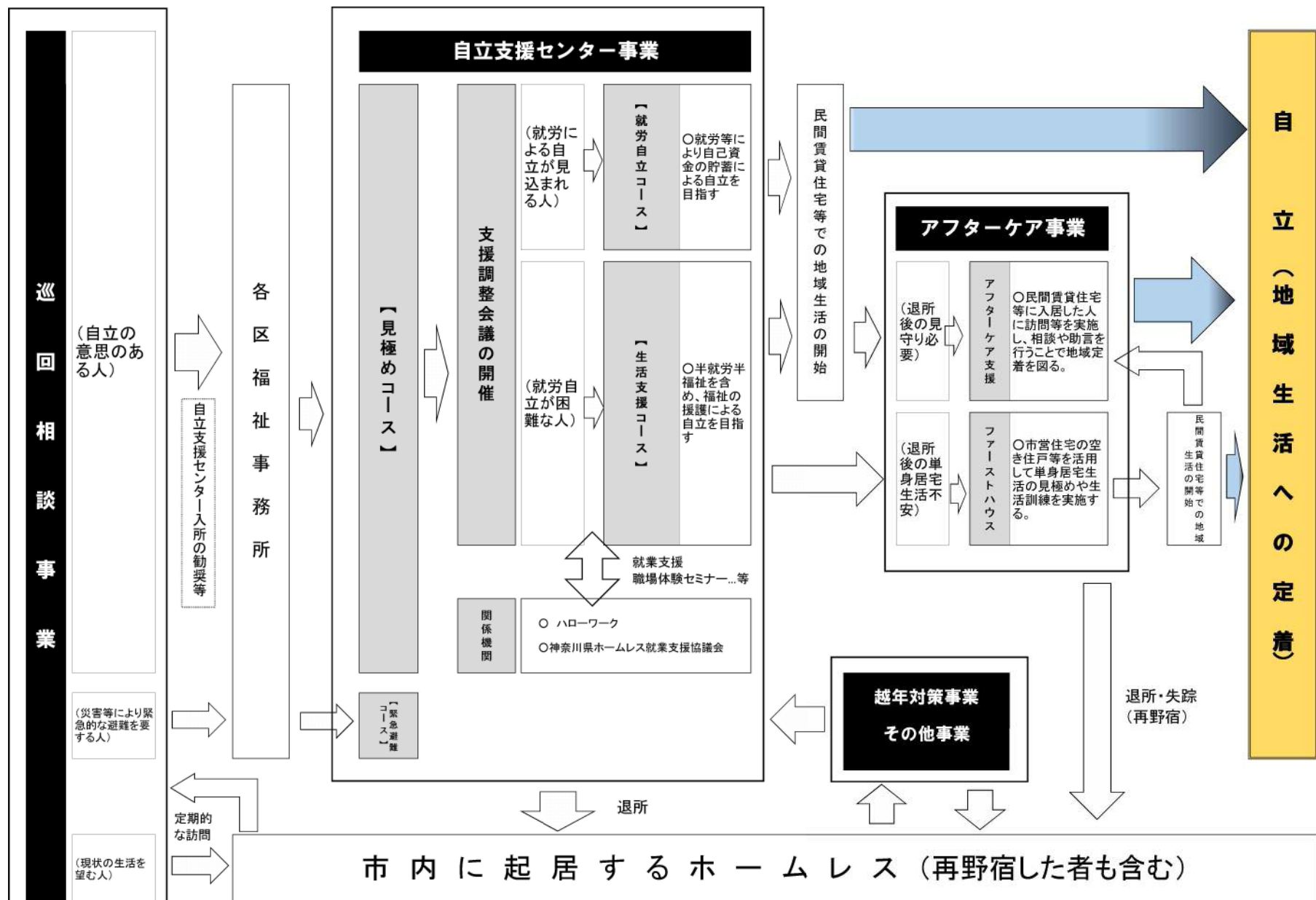
この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

川崎市ホームレス自立支援施策推進市民懇談会委員名簿

(任期：平成30年8月1日～平成32年7月31日)

氏名	所属・職名
アサヒナ トモコ 朝比奈 朋子	東京成徳大学准教授
サイトウ タケン 齊藤 岳至	川崎市民
ササモリ ケイタ 笹森 圭太	川崎市民
オオヌマ カツノリ 大沼 勝則	公益財団法人 神奈川県労働福祉協会 寿労働センター無料職業紹介所長
ナラバヤシ テルエ 榎林 照江	社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会理事
コガ エミコ 古賀 恵美子	神奈川県簡易宿泊業生活衛生同業組合
イワイ シンイチ 岩井 新一	川崎商工会議所常務理事・事務局長
ハットリ ミナツ 服部 みなつ	神奈川県司法書士会 法務総合事業部 空家問題対策委員
アイカワ タカシ 相川 隆俊	川崎市民生委員児童委員協議会常任理事
マツイ センザブロウ 松井 善三郎	川崎区連合町内会理事
ヤマザキ トモミ 山崎 智美	公益社団法人 神奈川県社会福祉士会川崎支部会員

川崎市ホームレス自立支援施策の流れ



○必要に応じ精神科医が同行訪問
○施設管理者(道路、公園、河川)等との同行訪問

○川崎市生活自立・仕事相談センター(だいJOBセンター)との連携
○関係団体等との連携

第4期 川崎市ホームレス自立支援実施計画
(平成31(2019)年～35(2023)年度)

発 行 平成31(2019)年3月

問い合わせ先 川崎市健康福祉局生活保護・自立支援室
〒210-8577
川崎市川崎区宮本町1番地
電話044-200-2697